

平成23年
特許法等の一部を改正する法律について
—概要・新旧対照表・附則—



<目 次>

法律改正の概要 -----1

1. 通常実施権等の対抗制度の見直し
 2. 冒認・共同出願違反の出願に係る救済措置の整備
 3. 審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止
 4. 再審の訴え等における主張の制限
 5. 審決の確定の範囲等に係る規定の整備
 6. 無効審判の確定審決の第三者効の廃止
 7. 各種料金の引き下げ
 8. 特許料等の減免制度の拡充
 9. 発明の新規性喪失の例外規定の見直し等
 10. 出願人・特許権者の救済手続の見直し
 11. 商標権消滅後1年間の登録排除規定の廃止
- (参考)改正法成立までの経緯

新旧対照条文 -----29

附則-----109

【法律改正の概要】

法律改正の目的

○グローバル市場における競争が新興国を含めて激化する中で我が国企業の競争力を持続させていくには、イノベーションを促進し、新たな技術や産業を生み出すための環境を整備することが急務となっている。

○こうした中、近年の技術の高度化・複雑化に伴い、社外技術も活用して研究開発や製品化を行うオープン・イノベーションが進展しており、これが要因となってライセンス契約の重要性が増すとともに、共同研究等が一般化している。また、技術革新のスピードに対応して迅速・的確に紛争を解決することや、中小企業等におけるイノベーションを促進するために制度の利便性を向上させることも一層重要になっている。

○このような知的財産を取り巻く環境変化に適切に対応し、イノベーションを通じた我が国の成長・競争力強化に貢献するため、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、国際出願法(※)、産業技術力強化法、TLO法(※)、産活法(※)、中小ものづくり高度化法(※)の改正を行った。

※正式名称

国際出願法 …………… 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

TLO法 …………… 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律

産活法 …………… 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法

中小ものづくり高度化法 …………… 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律

改正法の概要

イノベーションのオープン化への対応

①通常実施権等の対抗制度の見直し

安定的な事業継続のため、実務上困難なライセンスの登録をしなくとも、第三者からの差止請求等に対抗できることとする。

②冒認・共同出願違反の出願に係る救済措置の整備

研究開発の成果を適切に保護するため、共同発明者の一部によって特許権が取得されてしまった場合などに、発明者等が特許権を自らに返還請求できる制度を導入する。

紛争の迅速・的確な解決のための 審判制度等の見直し

①審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止

紛争処理の迅速化のため、出訴後に特許権の内容が変更されることにより、事件が無駄に裁判から審判に差し戻されることを防ぐ。

②再審の訴え等における主張の制限

安定的な事業活動のため、特許権侵害訴訟の判決確定後に特許の無効審決が確定した場合の再審等を制限し、紛争の蒸し返しを防ぐ。

③審決の確定の範囲等に係る規定の整備

権利内容の迅速な確定等のため、特許権の有効性の判断等を特許権の一部(請求項)ごとに行うための規定を整備する。

④無効審判の確定審決の第三者効の廃止

紛争処理の適正化のため、確定審決の当事者等以外の者による同一事実・同一証拠に基づく無効審判請求を認める。

制度の利便性向上のための 料金・手続の見直し

料金の見直し

①各種料金の引き下げ

○意匠登録料の引き下げ
11年目以降の意匠登録料を半減する。

○国際出願手数料の引き下げ

中小企業等の国際展開を支援するため、国際出願の調査手数料を引き下げる。

②特許料等の減免制度の拡充

中小企業や大学等に対する特許料の減免期間を3年から10年へ延長するとともに、対象となる中小企業の範囲を拡大する。

手続の見直し

①発明の新規性喪失の例外規定の見直し等

学会での発表など、発明者等により公表された場合であれば、その公表態様を問わず、発明が公になった後でも特許権を取得し得ることとする。

②出願人・特許権者の救済手続の見直し

出願書類の翻訳文提出や特許料等追納の期間徒過に対する救済要件を緩和する。

③商標権消滅後1年間の登録排除規定の廃止

権利を早期に取得できるようにするため、商標権が消滅しても、1年間は他人による登録を排除している規定を廃止する。

○施行日

公布の日(平成23年6月8日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

1. 通常実施権等の対抗制度の見直し

(1) 現行制度の概要及び問題の所在

- 現行特許法においては、通常実施権に関する事項は、特許庁に備える特許原簿に登録するものとされており(特許法第27条第1項第2号)、特許権の譲受人等の第三者に対して通常実施権を対抗するためには、あらかじめ特許庁に通常実施権の登録をしておくことが必要とされている(特許法第99条第1項)。
- 近年、イノベーションのオープン化、技術の高度化・複雑化が進み、自社の技術のみによって製品を開発・製造することは現実的ではなくなってきており、1つの最終製品に至るまでには膨大な数の特許権についてライセンス(通常実施権)契約が締結されている。(参考1)
- しかしながら、登録の手間とコスト面等の理由により、通常実施権の登録が実務上困難となっているため、通常実施権の登録制度はほとんど利用されていない。このため、ライセンスの対象となった特許権が1つでも譲渡されると、企業が事業を差し止められ、大きな損失を被りかねない。(参考2)

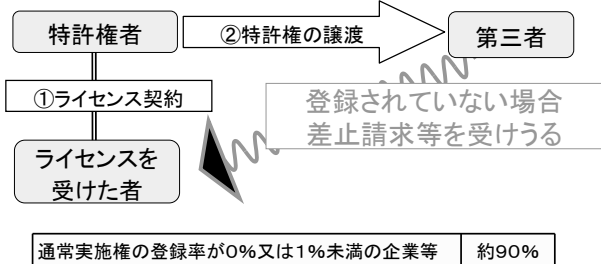
(参考1) 【標準規格に含まれる特許権の数】

技術標準名	対象製品	必須特許数	ライセンサー/ ライセンス
MPEG2 ※1 (ビデオ)	DVD、DVDディスク デジタルTV セットトップボックス	約790件	25社/ 約1,500社
DVD(6C) ※2	DVDプレーヤー/ レコーダー DVD再生用ディスク DVD記録用ディスク	約850件	7社/ 約300社
DVD(3C) ※3	DVDプレーヤー DVD再生用ディスク	約1,120件	4社/ー

※1: 映像データの圧縮方式の一つで、DVD等で使用されるデータ形式。
 ※2: 東芝、パナソニック等が管理する、DVD関連技術のライセンス。
 ※3: フィリップス、ソニー等が管理する、DVD関連技術のライセンス。

(出典: 加藤恒『パテントプール概説 技術標準と知的財産問題の解決策を中心として』
 146頁～151頁、表22(社団法人発明協会、改訂版、2009年))

(参考2) 【登録対抗制度】



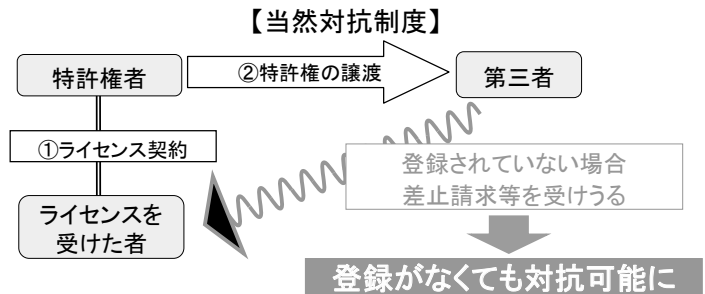
(財団法人知的財産研究所「ライセンス・特許を受ける権利に係る制度の在り方に関する調査研究報告書」(2010年3月)において報告されている、国内の企業504カ所、大学57カ所、研究機関19カ所、都道府県13カ所等から回収されたアンケートの結果に基づく。)

(2) 改正の概要①

① 当然対抗制度の導入

- 通常実施権を適切に保護するため、登録を必要とせずに、特許権の譲受人等の第三者に対して通常実施権を対抗できる制度(当然対抗制度)を導入した(特許法第99条)。
- 仮通常実施権についても、同様に、当然対抗制度を導入した(特許法第34条の5)。

※現行特許法においても、法定実施権は登録なくして特許権の譲受人等の第三者に対抗できる(特許法第99条第2項)。



② 通常実施権等の権利変動の第三者対抗要件

- 通常実施権登録制度を廃止すると、通常実施権の移転等の権利変動について、登録を対抗要件とすることはできなくなるため、特許法第99条第3項を削除した。仮通常実施権についても、仮通常実施権の権利変動に関する対抗要件を規定する特許法第34条の5第2項を削除した。
- なお、通常実施権は指名債権に該当することから、施行後は、通常実施権の権利変動についての対抗要件は、民法上の指名債権一般の規定(民法第467条等)に従って規律されることとなる。

(2)改正の概要②

③通常実施権等の登録制度の廃止とそれに伴う措置

- 当然対抗制度の導入により、通常実施権等の登録制度は不要となるため、これを廃止することとした(特許法第27条第1項第2号、第3号及び第4号)。
- 現行特許法では、通常実施権等の登録制度を前提とした規定が存在するため、これらについて以下の手当てをすることとした。
 - a. 通常実施権者が薬事法上の処分等を受けている場合には、登録の有無に関わらず、これを根拠とする延長登録出願を認めることとした(特許法第67条の3第1項第2号)
 - b. 裁定の請求がなされた場合に特許庁長官が登録した権利を有する者に答弁書を提出する機会を与える旨の規定(特許法第84条)について、登録の有無に関わらず通常実施権者が意見を述べるができることとした(特許法第84条の2等)
 - c. 登録した仮通常実施権者の承諾を条件とする規定(特許法第38条の2、第41条第1項ただし書等)について、その承諾を不要とし、国内優先権主張又は出願変更の場合には仮通常実施権を他の出願に引き継ぐこととした(特許法第34条の3第5項等)

現行法で登録を備えた仮通常実施権者の承諾が必要な行為	法改正後
特許出願の放棄又は取下げ(特許法第38条の2)	仮通常実施権者の承諾を不要とした。
国内の特許出願に基づく優先権主張(特許法第41条第1項ただし書、実用新案法第8条第1項ただし書)	先の出願の明細書等に記載された範囲に限り後の出願に実施権を引き継ぐこととし、仮通常実施権者の承諾を不要とした。※
特許出願から実用新案登録出願への変更(実用新案法第10条第9項)	変更出願に仮通常実施権を引き継ぐこととし、仮通常実施権者の承諾を不要とする。※ また、出願変更の対象である特許出願について、仮専用実施権についての仮通常実施権が許諾されていた場合においても、変更出願に仮通常実施権を引き継ぐこととし、仮専用実施権についての仮通常実施権者の承諾を不要とした。※
特許出願から意匠登録出願への変更(意匠法第13条第5項)	

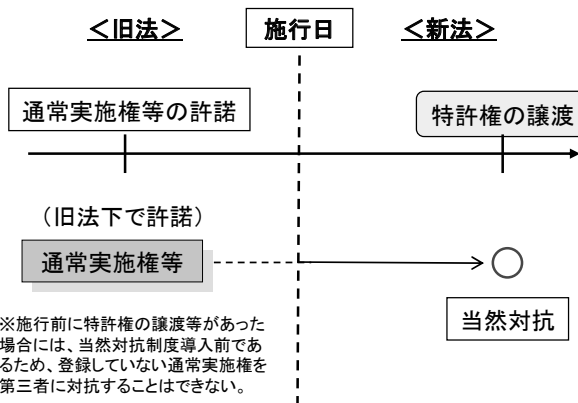
※当事者間で実施権を引き継がない旨の合意がある場合には、実施権を引き継がない。
○なお、特許権等の放棄、訂正審判の請求及び実用新案登録に基づく特許出願については、引き続き通常実施権者等の承諾が必要である。

(2)改正の概要③

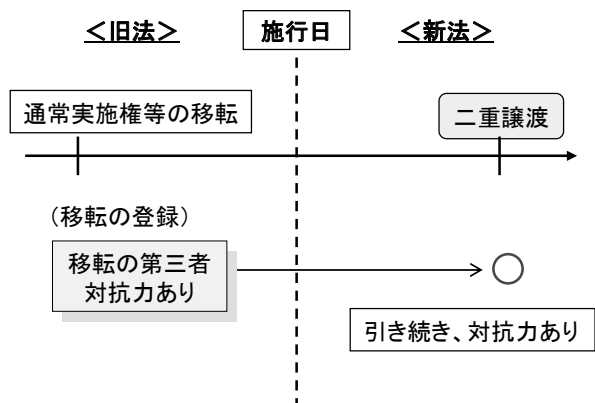
④経過措置

- 通常実施権等の保護の強化及び施行後に生じる対抗関係の一律処理の観点から、施行前から存在する通常実施権等であっても、施行の際現に存在するものについては、当然対抗制度を適用するものとし、施行後の特許権の譲受人等の第三者に対しては、登録なくして通常実施権等を対抗できることとした(附則第2条第3項、第11項)。(参考3)
- 通常実施権等の移転等の権利変動について、施行前に登録により第三者対抗要件を具備したものについては、施行後もその効力を維持することとした(附則第2条第5項、第13項)。(参考4)

(参考3)【当然対抗制度の適用に関する経過措置】



(参考4)【通常実施権等の権利変動の対抗力に関する経過措置】



(2)改正の概要④

⑤他法への波及

(ア)実用新案法・意匠法の手当

実用新案法及び意匠法においては、特許法と同様に、通常実施権に当然対抗制度を導入することとした(実用新案法第19条、意匠法第28条)。

また、実用新案法及び意匠法にも仮通常実施権の規定を整備し、仮通常実施権に当然対抗制度を導入することとした(実用新案法第4条の2、意匠法第5条の2)。

(イ)産活法の手当

当然対抗制度の導入により、包括ライセンス契約(許諾対象となる特許権を特許番号等で特定しない契約)に基づき許諾された通常実施権についても、産活法上の特定通常実施権登録制度に拠らず第三者対抗力を備えることが可能となるため、特定通常実施権登録制度を廃止した。

2. 冒認・共同出願違反の出願に係る救済措置の整備

(1) 現行制度の概要及び問題の所在

- 近年、複数の企業や大学等が共同して技術開発や製品開発をすることが一般化している。この結果、冒認又は共同出願違反が少なからず発生しており、中には訴訟に至るケースも存在する。
- このような状況の下、現行制度では、冒認等に対して、真の権利者が採り得る手段としては、①無効審判による冒認等に係る特許の無効化、②不法行為に基づく冒認者等に対する損害賠償請求、③新規性喪失の例外を利用した新たな特許出願、④裁判例上のものとして、特許権設定登録前における出願人名義変更、さらに、真の権利者が自ら出願した事案の下で、特許権設定登録後における特許権の移転が認められているが、いずれも真の権利者が自らの発明に係る特許権を取得する手段としては十分とはいえない。
- これに対し、主要諸外国では、真の権利者が冒認等に係る特許権を取り戻すことを可能とする制度が導入されており、我が国の企業等には、このような制度を導入することに対するニーズがある。

共同研究・共同開発の現状

共同研究・共同開発をした経験がある企業・大学	約95%
現在、共同研究・共同開発を実施している企業・大学	約75%

冒認・共同出願違反の実態

冒認出願された経験がある企業・大学	約31%
共同で出願すべき発明について単独で出願された経験がある企業・大学	約40%

(資料)「特許を受ける権利を有する者の適切な権利の保護の在り方に関する調査研究報告書」(社団法人日本国際知的財産保護協会、2010年)(アンケート調査回答企業・大学数:912)

(2) 改正の概要①

① 移転請求権の創設

(ア) 改正の内容

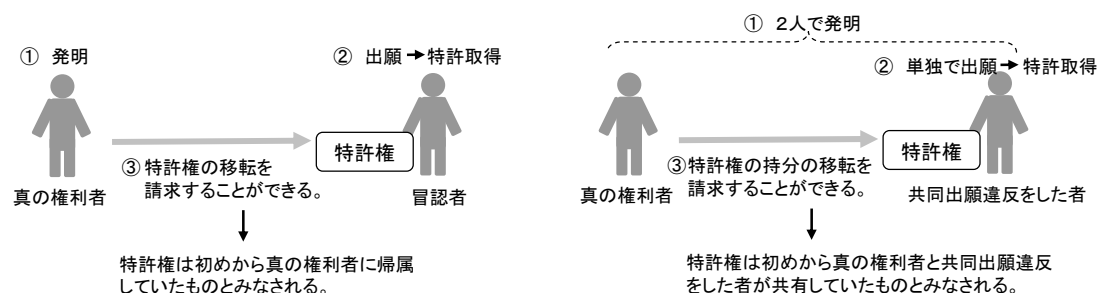
移転請求権を創設することにより、冒認又は共同出願違反をされてしまった真の権利者が、冒認者等から特許権を取り戻すことを可能にすることとした。

(イ) 移転請求権の内容(特許法第74条第1項)

- (a) 特許が冒認又は共同出願違反の無効理由に該当するとき、
- (b) 当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者(真の権利者)は、
- (c) 経済産業省令で定めるところにより、
- (d) 特許権者に対し、
- (e) 特許権の移転を請求することができる。

(ウ) 移転請求権行使の効果(特許法第74条第2項)

移転請求権が行使されて、真の権利者への特許権の移転の登録がされたときは、当該特許権は初めから真の権利者に帰属していたものとみなされることとした。

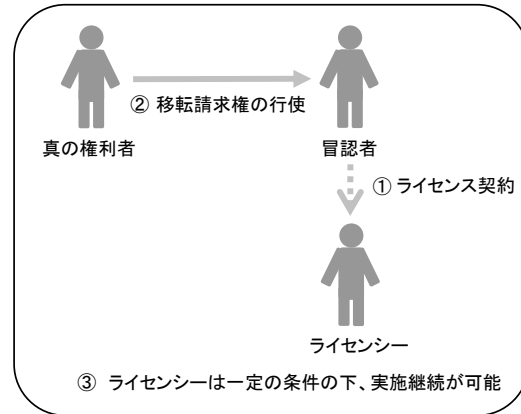
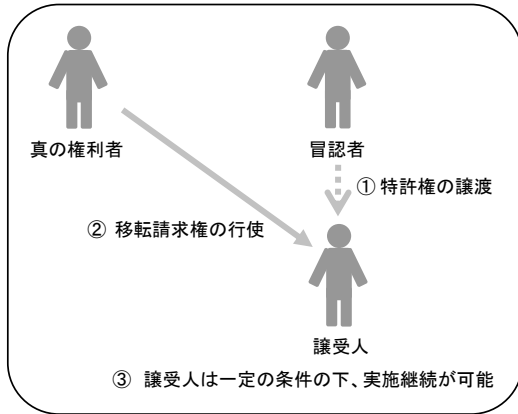


(2)改正の概要②

②冒認者等からの特許権の譲受人等の保護

真の権利者により移転請求権が行使された場合に、以下のとおり、冒認者等からの特許権の譲受人等が当該特許権に係る発明の実施を継続できるようにすることとした(特許法第79条の2)。

- (a) 真の権利者への特許権の移転の際現に、特許権若しくは専用実施権又はそれらについての通常実施権を有する者であつて、特許が冒認又は共同出願違反の無効理由に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施又はその準備をしているものは、
 - (b) その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、
 - (c) その特許権について通常実施権を有する。
- 一方、真の権利者は、通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有することとした。



(2)改正の概要③

③冒認・共同出願違反の無効理由

(ア) 冒認等の無効理由

真の権利者による特許権の行使が無効の抗弁により妨げられないことがないようにするため、移転請求権が行使されて、真の権利者に特許権が移転した場合には、冒認又は共同出願違反の無効理由に該当しないこととした(特許法第123条第1項第2号及び第6号の括弧書)。

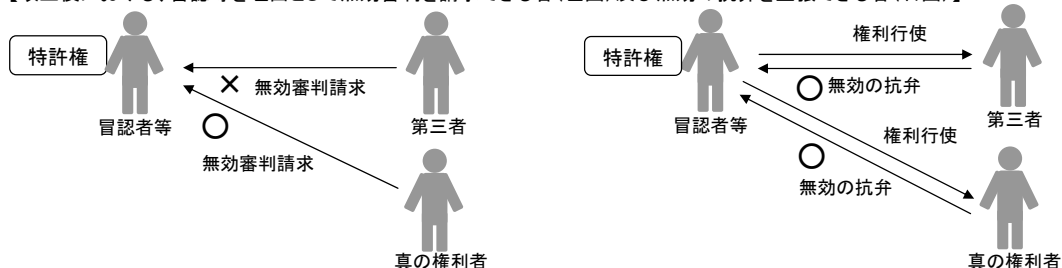
(イ) 冒認等を理由として無効審判を請求できる者

真の権利者が特許権を取得する機会を担保するため、真の権利者(特許を受ける権利を有する者)のみが、冒認又は共同出願違反を理由として無効審判を請求できることとした(同条第2項)。

④ 冒認者等の権利行使に対して無効の抗弁を主張できる者

今般の改正により、真の権利者のみが、冒認又は共同出願違反を理由として無効審判を請求できることとしても、それにより無効の抗弁を主張できる者が真の権利者に限定して扱われることがないようにすることとした(特許法第104条の3第3項)。

【改正後における、冒認等を理由として無効審判を請求できる者(左図)及び無効の抗弁を主張できる者(右図)】



(2)改正の概要④

⑤冒認出願の先願の地位

真の権利者が同一の発明について重複して特許権を取得する事態を防止するため、冒認出願について先願の地位を認めることとした(特許法第39条第6項の削除)。

⑥真の権利者に対する特許証の交付

真の権利者が冒認者等に対して移転請求権を行使し、特許権の移転の登録が行われた場合、真の権利者に対して特許証が交付されることとした(特許法第28条第1項)。

⑦他法への波及

本救済措置は、実用新案法・意匠法でも導入される。

⑧経過措置

本救済措置は、改正法の施行日以後に出願されたものに適用される(附則第2条第9項等)。

(参考)共同研究によるトラブルを避けるために

「知っておきたい特許契約の基礎知識」(INPIT)
<http://www.inpit.go.jp/katsuyo/archives/archives00013.html>

3. 審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止

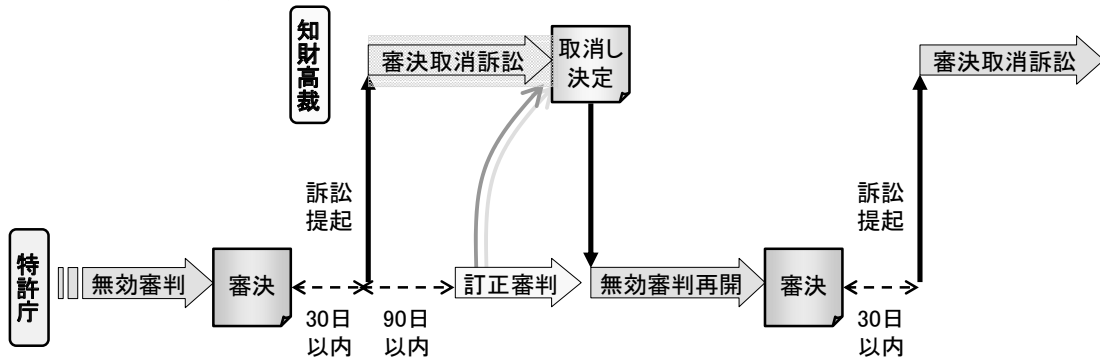
(1) 現行制度の概要及び問題の所在

現行制度では、無効審判の審決取消訴訟提起後、90日以内に限り、訂正審判を請求でき、その場合に裁判所は実体判断をせずに、決定によって事件を差し戻すことができるとされている。このような裁判所と特許庁との事件の往復は「キャッチボール現象」と呼ばれる。

キャッチボール現象については、手続として非効率であるとともに、裁判所の実体的な判断を得ることのない訴訟に関して手続上及び金銭上の負担が生じ、当事者(特に、審判請求人)に無駄な負担を強いているという指摘がある。

また、裁判所と特許庁との間での事件の往復にはある程度の期間を要し、審決取消訴訟を二度、三度提起した場合にも、その都度、訂正審判を請求できるとされていることから、審理が遅延し、ひいては審決の確定が遅延して、争いがなかなか決着しないという問題もある。

<キャッチボール現象>



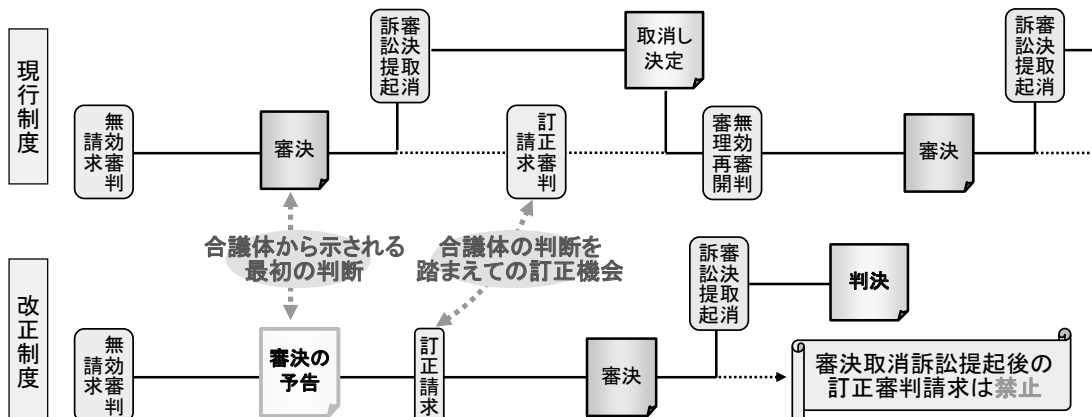
(2) 改正の概要①

① 審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止

指摘される問題点に鑑み、審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求をできないこととし(特許法第126条第2項ただし書の削除)、当該訂正審判の請求に起因して、裁判所が決定をもって事件を差し戻すことができるとする規定(特許法第181条第2項)を廃止した。

② 「審決の予告」の創設

現行制度における審決取消訴訟提起後の訂正審判には、審判合議体が審決で示した有効性の判断を踏まえて訂正をすることができるという利点がある。これについては、無効審判中に「審決の予告」で審判合議体の判断を示し、特許権者がこれを踏まえての訂正ができるようにすることで、利点を確保することとした(特許法第164条の2)。



(2)改正の概要②

③「審決の予告」の概要

(ア)審決の予告をしなければならないとき(特許法第164条の2第1項)

審決をするのに熟した場合であって、省令で定めるときには審決の予告をする(省令で定めるときに該当しなければ、審決となる)。

例えば、審理を開始してから最初に事件が審決をするのに熟したときは、原則として審決の予告をする。

(イ)記載事項(特許法第164条の2第3項)

記載事項は審決と同じとする(審決の記載事項の規定(特許法第157条第2項)を準用)。

(ウ)訂正を請求するための期間の指定(特許法第164条の2第2項)

審決の予告は、審判合議体の判断を踏まえての訂正の機会を特許権者に付与するための手続とするから、審決の予告において、特許権者に訂正を請求するための期間を指定することとした。

(2)改正の概要③

④経過措置

手続の一貫性を保つ観点から、改正法施行の際に現に係属している審判については、その審決が確定するまでは、現行法が適用される。すなわち、改正法施行の前に請求された特許無効審判については、改正法施行の後であっても審決が確定するまでは、以下のように取り扱う。

- ・その審判における手続等は現行法による(附則第2条第18項、第27項)
- ・審決取消訴訟提起後、90日以内に訂正審判を請求できる(附則第2条第19項)
- ・裁判所は当該訂正審判の請求があった場合には、特許無効審判の審決を決定をもって取り消すことができる(附則第2条第24項)

⑤他法への波及

現行の実用新案法は訂正審判の制度がなく、意匠法及び商標法には訂正制度がないため、対応不要である。

4. 再審の訴え等における主張の制限

(1) 現行制度の概要及び問題の所在

特許法第125条は、特許無効審判において無効審決が確定した場合、その効果が遡及する旨を定めている。また、特許法第128条は、訂正審判において訂正認容審決が確定した場合、その効果が遡及する旨を定めている(特許無効審判における訂正請求においても準用)。このため、特許権侵害訴訟における判決が確定した後、特許無効審判や訂正審判において判決の前提となる特許権の内容を変更する審決が確定した場合には、「判決の基礎となった・・・行政処分が後の・・・行政処分により変更された」として、民事訴訟法第338条第1項第8号が定める再審事由に該当する可能性がある。

一方で、特許権侵害訴訟において、被告(被疑侵害者)は特許法第104条の3に基づき、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものである旨の主張(いわゆる無効の抗弁)を提出でき、これに対して、原告(特許権者)は無効にされるべきものではない旨の反論の他、訂正により無効理由が解消できる旨の主張(いわゆる訂正の再抗弁)を提出できるのであり、当事者は、判決の基礎となる特許の有効性及びその範囲につき、主張立証をする機会と権能を有している。

このような機会と権能が特許権侵害訴訟において与えられているにもかかわらず、判決後の無効審判や訂正審判の結果によっては再審とされ、確定判決が取り消されて損害賠償金の返還等が発生し得ることは、紛争の蒸し返しであり、特許権侵害訴訟の紛争解決機能等の観点から問題がある。

(2) 改正の概要①

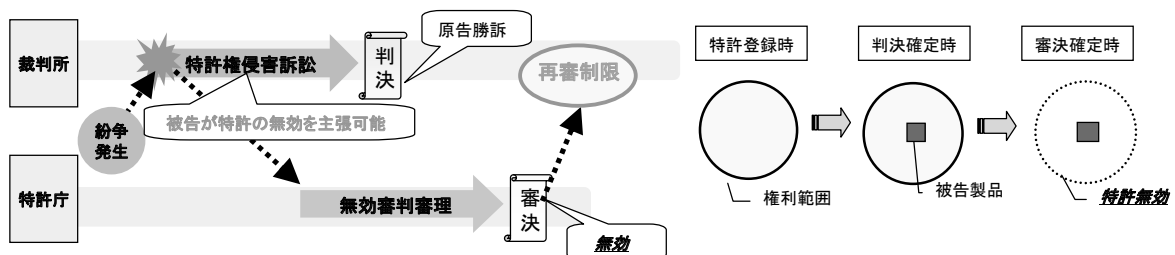
①再審の訴えにおける主張制限(その1)

特許権侵害訴訟、専用実施権侵害訴訟及び補償金支払請求訴訟(特許法第65条第1項及び第184条の10第1項に基づく請求に係る訴訟)においては、当事者が特許法第104条の3に基づき特許の有効性及びその範囲につき主張立証する機会と権能を有しているから、当該訴訟の判決が確定した後、判決が基礎とした内容と異なる内容の審決が確定したとしても、当該審決の確定を再審の訴えにおいて主張できないこととし(特許法第104条の4)、もって再審を制限することとした。

※主張が制限される審決は以下のとおり(特許法第104条の4各号に規定)。

- ・特許を無効にすべき旨の審決(第1号)
- ・特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決(第2号)
- ・明細書等の訂正をすべき旨の審決であって、政令で定めるもの(第3号)

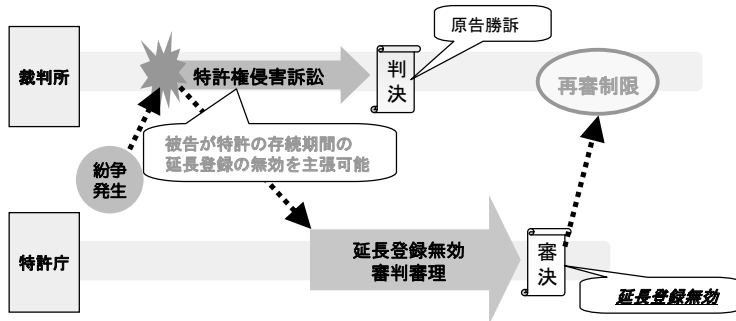
《第1号の審決が確定したことの主張制限》



(2)改正の概要②

①再審の訴えにおける主張制限(その2)

《第2号の審決が確定したことの主張制限》

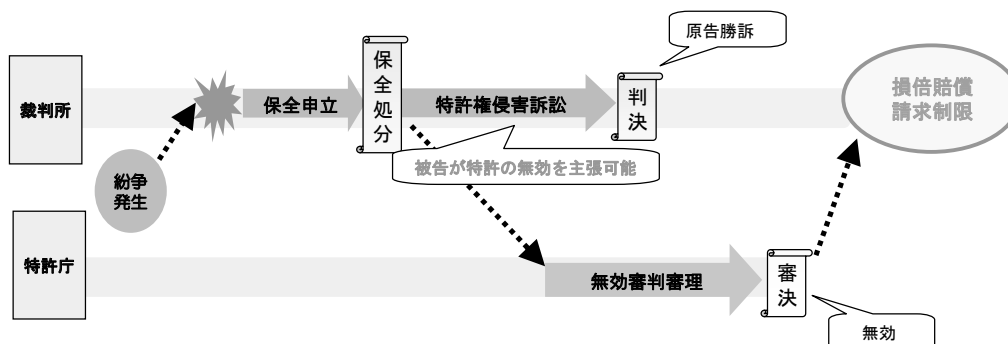


※第104条の3の趣旨は、侵害訴訟において延長登録の有効性が問題になった場合も当てはまることから、特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判により無効にされるべきものと認められるときについて、今般の改正で特許法第104条の3に規定するとともに、第104条の4において、延長登録を無効にすべき旨の審決を主張制限の対象とした。

(2)改正の概要③

②保全事件の債権者に対する訴えにおける主張制限

特許権侵害訴訟等を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償請求を目的とする訴え、並びに、上記訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えにおいては、本案判決が基礎とした内容と異なる内容の審決が確定したとしても、当該審決の確定を主張できないこととした(特許法第104条の4、債権者(特許権者)が損害賠償請求等をされるという形での紛争の蒸し返しを防止し、再審制限の実効性を高めるため)。



(2)改正の概要④

③経過措置

特許法第104条の4の規定は、改正法の施行日以後に提起された再審の訴え等における以下の主張について適用する。

- 先に確定した訴訟事件につき、裁判所法等の一部を改正する法律(平成16年法律第120号)第4条の規定による改正後の特許法第104条の3第1項の規定が適用されている場合における、特許無効審決(特許法第104条の4第1号)及び訂正をすべき旨の審決(同条第3号)が確定したことの主張
- 先に確定した訴訟事件につき、平成23年改正後の特許法第104条の3第1項の規定が適用されている場合における、延長登録無効審決(特許法第104条の4第2号)が確定したことの主張
(附則第2条第15項)

④他法への波及

(ア) 実用新案法(実用新案法第30条で準用する特許法第104条の4)

再審の訴え等において、無効審決が確定したこと、又は政令で定める訂正があったことの主張を制限。

(イ) 意匠法(意匠法第41条で準用する特許法第104条の4)

再審の訴え等において、無効審決が確定したことの主張を制限。

(ウ) 商標法(商標法第38条の2)

再審の訴え等において、無効審決が確定したこと、又は取消決定が確定したことの主張を制限。

5. 審決の確定の範囲等に係る規定の整備

(1) 現行制度の概要及び問題の所在①

(ア) 制度の不明確性

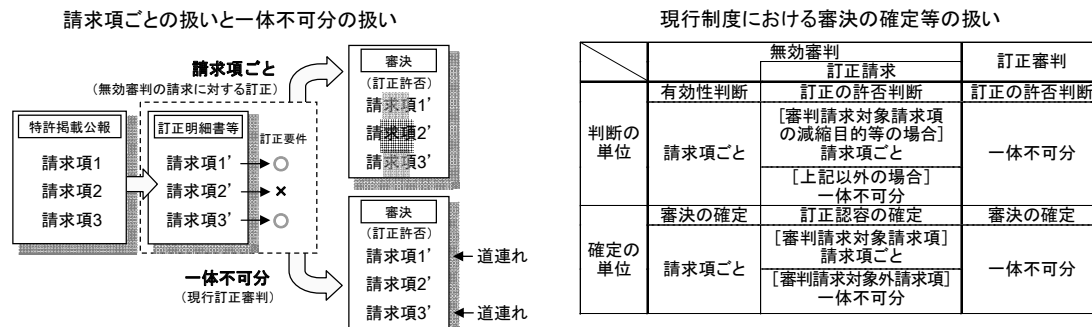
○無効審判中の訂正請求や訂正審判の訂正における「審決の確定」及び「訂正の許否判断」については、特許法に明文の規定がないため、例えば、

- ①無効審判の請求対象外の請求項についての訂正請求における訂正の許否判断
- ②複数の請求項に関連する明細書についての訂正請求における訂正の許否判断
- ③訂正審判における訂正の許否判断

に関しては、近時裁判例で示された解釈の射程外であったり、下級審で解釈が分かれたりしており、これを「請求項ごと」に扱うのか、「一体不可分」に扱うのか、その扱いが不明確となっていた。

(イ) 制度の一貫性の欠如

○近時裁判例では、無効審判の「審決の確定」及び「訂正の許否判断」を、「請求項ごと」に扱うことが求められるようになり、現行の運用では、無効審判に対する訂正の請求を「請求項ごと」に扱っている。しかし、訂正審判を「一体不可分」に扱う点で、「一貫性がない」との指摘があった。



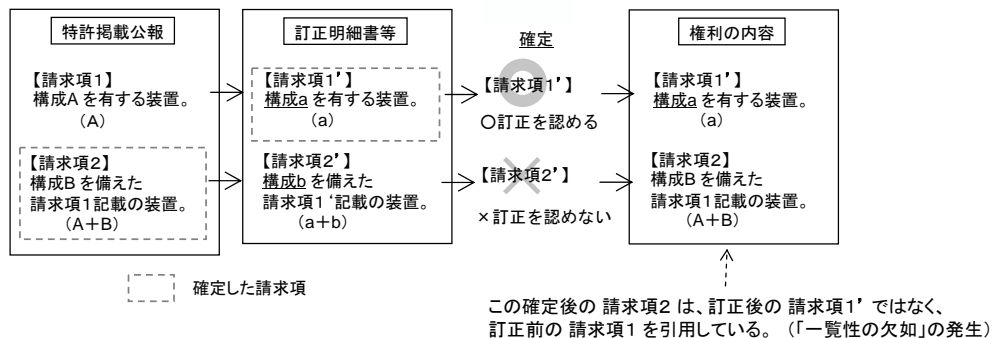
(1) 現行制度の概要及び問題の所在②

(ウ) 明細書や特許請求の範囲等の一覧性の欠如

○訂正を「請求項ごと」に扱い、その許否判断が請求項間で異なった場合には、その請求項に関連する明細書や、特許請求の範囲の複数の請求項の記載について、訂正される部分と訂正されない部分が生じることがある。

○このような場合、権利内容を理解するために、審決の確定経緯を辿り、請求項ごとに訂正前後の複数の明細書や特許請求の範囲の請求項の記載等を参照して読み分ける必要が生じる(これを「一覧性の欠如」という)ため、権利を把握するための負担が重くなってしまふ。

明細書等の「一覧性の欠如」の例



(2)改正の概要①

①訂正の請求単位の見直し

(ア) 請求項ごとの請求

訂正審判及び特許無効審判中の訂正を、特許権単位(一体不可分)だけでなく、請求項が二以上ある場合には、請求項ごとに請求できることとした(特許法第126条第3項・第134条の2第2項)。

(イ) 一群の請求項

「一覧性の欠如」の問題を防止するため、請求対象の請求項において、ある請求項の記載を他の請求項が引用するような引用関係がある場合には、これらの請求項を「一群の請求項」とし、一体不可分に扱うこととした(特許法第126条第3項・第134条の2第3項)。

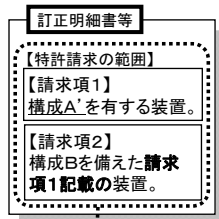
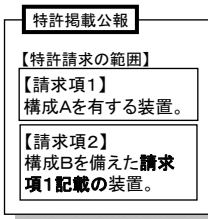
(ウ) 引用関係を解消する訂正

この「一群の請求項」につき、請求項ごとの扱いを請求人が求める場合には、請求項間の引用関係を解消する訂正を認めることとした(特許法第126条第1項第4号・第134条の2第1項第4号)。

(エ) 明細書又は図面の訂正と関係する請求項についての請求

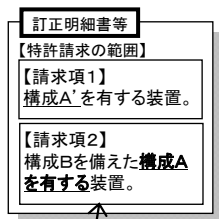
明細書又は図面の訂正が複数の請求項と関係する場合には、「一覧性の欠如」の問題を防止するため、その請求項の全てについて請求をしなければならないこととした(特許法第126条第4項)。

(イ)の例

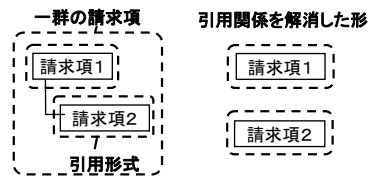


一群の請求項
「一群の請求項」に係る訂正は、
一体不可分に扱われる

(ウ)の例



引用関係を解消する訂正
被従属項と従属項の
関係はなくなる



引用形式を、他の請求項を引用しない形に訂正すれば、「一群の請求項」ではなくなるので、請求項ごとに訂正(訂正審判)を請求することができる。

(2)改正の概要②

②審決の確定範囲の明確化等

(ア) 審決の確定範囲

審決が確定する範囲を明確化した(特許法第167条の2)。

(イ) 出訴の通知等

請求項ごとに特許無効審判が請求された場合、訴えが提起されなかった請求項についての審決は、出訴期間が経過した時に確定するため、その確定に伴って登録をする必要がある。そこで、特許庁において、請求項ごとに審決に対する訴えの有無を特定するために必要な書類を裁判所から特許庁長官に送付することとした(特許法第180条)。

(ウ) 裁判の正本等の送付

訴訟手続が完了した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類(裁判の正本や、取下書の写し等)を裁判所から特許庁長官に送付することとした(特許法第182条)。

(ア) 審決の確定範囲

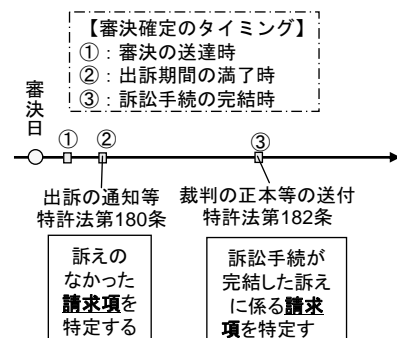


審判事件ごとに確定(第167条の2柱書き) 一群の請求項ごとに確定(第167条の2第1号、第2号) 請求項ごとに確定(第167条の2第3号)

「訂正審判」は、その審判請求の仕方に応じて確定

「特許無効審判」は、審判請求の仕方と、訂正の仕方に応じて確定

(イ) 出訴の通知等 (ウ) 裁判の正本等の送付



(2)改正の概要③

③経過措置

○改正法施行日前に請求された審判の扱いについては、その手続を一貫したものとするのが適当であるので、訂正の請求や確定に関する審判の扱いについては、その審決が確定するまでは、改正前の規定を適用することとした(附則第2条第18項)。

なお、本項以外の主な経過措置の扱いについては、下記のとおり。

○施行日前に請求された特許無効審判であって、審決が確定していない特許についての訂正審判については、改正法の施行日以後であっても、改正前の規定(特許法第126条第2項)の扱いを適用することとした(附則第2条第19項)。

○改正前の規定により許否判断が行われ、訂正した特許についての特許無効審判の無効理由の扱い(特許法第123条第1項第8号)は、改正前の規定に基づくこととした(附則第2条第21項)。

④他法への波及

○訂正審判、無効審判中の訂正請求は特許法のみの規定。(現行の実用新案法には訂正審判、無効審判中の訂正請求がなく、意匠法及び商標法には訂正制度がないため、対応は不要。)

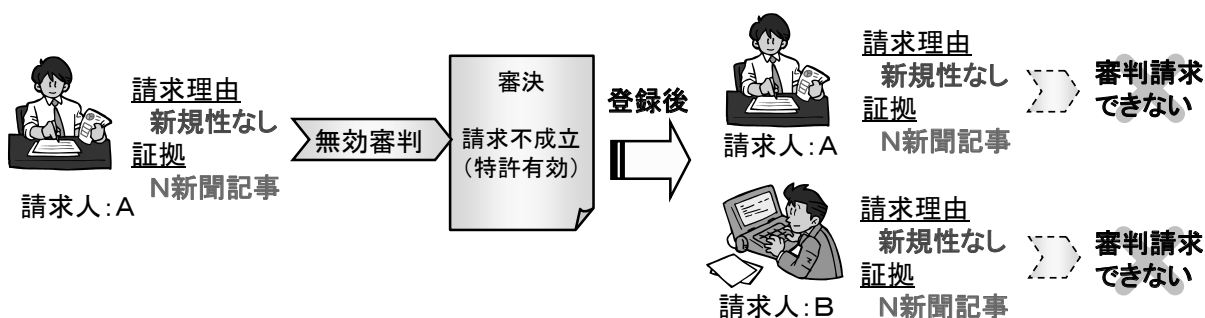
6. 無効審判の確定審決の第三者効の廃止

(1) 現行制度の概要及び問題の所在

現行の特許法第167条では、無効審判等の確定審決の登録後は、何人も同一の事実・同一の証拠に基づいてその審判を請求することはできないことが規定されている。これは、同一の事実・同一の証拠に基づく審判手続が繰り返されることによる煩雑な事態の発生を防止することを目的とした規定である。

しかし、確定審決の効果を審判に関与していない第三者にまで拡張する(「第三者効」を有することとする)ならば、民事訴訟における例に倣い、拡張の強い必要性と、第三者への手続保障とが求められるが、特許法においてはそれらが十全でないため、第三者効は妥当ではないとの指摘がある。

また、ある特許について無効審判請求不成立審決が確定した後に、特許権侵害訴訟において先の無効審判と同一の事実・同一の証拠により特許法第104条の3に基づく無効の抗弁が認められた場合に、実質的に利用できない特許であるにも関わらず、何人も先の無効審判と同一の事実・同一の証拠によっては無効審判を請求して対世的に無効とできないため、特許原簿上残されたままとなるという公益上の問題が生じ得る。

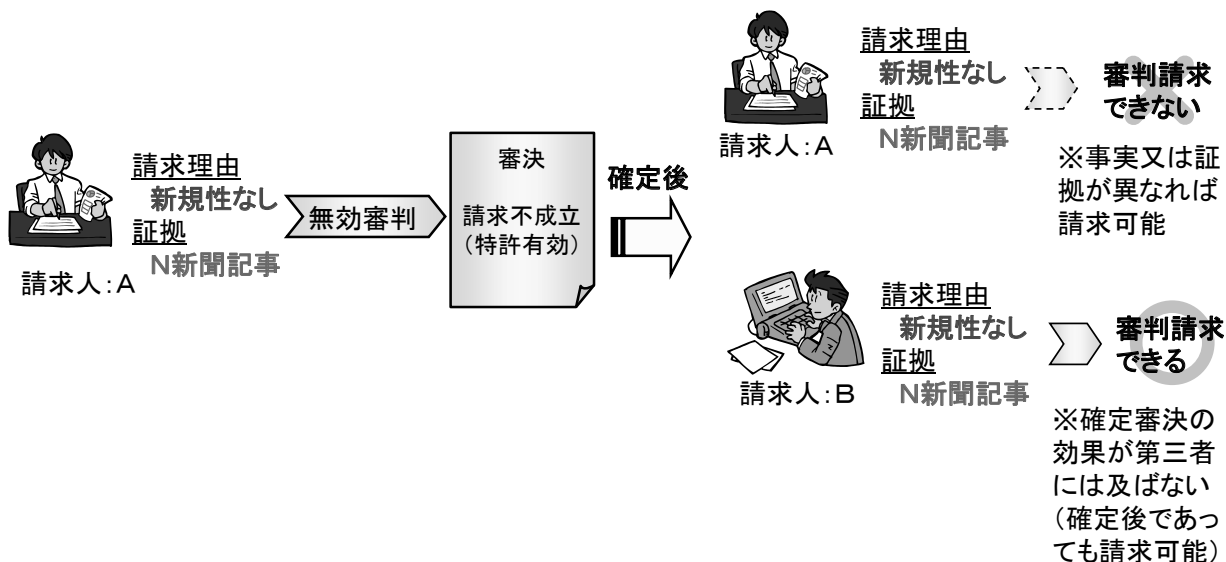


(2) 改正の概要①

① 第三者効の廃止

○指摘される問題に鑑み、確定審決の第三者効を廃止することとし、審決が確定した無効審判の「当事者及び参加人」は、同一の事実・同一の証拠に基づいて、その審判を請求できないこととした。

○当事者及び参加人であれば審決が確定したことを登録によらずとも知ることができるため、「確定審決の登録があつたとき」を「審決が確定したとき」とした。



(2)改正の概要②

②経過措置

改正法施行の際に確定審決の登録が現にされている場合には、何人からも同一の事実・同一の証拠に基づく審判を請求されることがない状態にあるが、改正法の施行の日以後に第三者による同一の事実・同一の証拠に基づく審判の請求ができるようになると、法的安定性を欠くこととなる。したがって、そのような場合には改正法を適用せず、登録が施行の日以後となる場合に改正法を適用する(附則第2条第22項)。

③他法への波及

特許法第167条は、実用新案法、意匠法、商標法で準用されているが、特許法における考え方がそのまま妥当するため、同様の手当てをした。

7. 各種料金の引き下げ

(1) 現行制度の概要及び問題の所在

【特許料等の考え方】

特許料金は、出願料、審査請求料、特許料等から構成され、特許特別会計全体として特許業務に必要な経費を支弁し収支相償するよう設定される。

【問題点】

(ア) 審査請求料

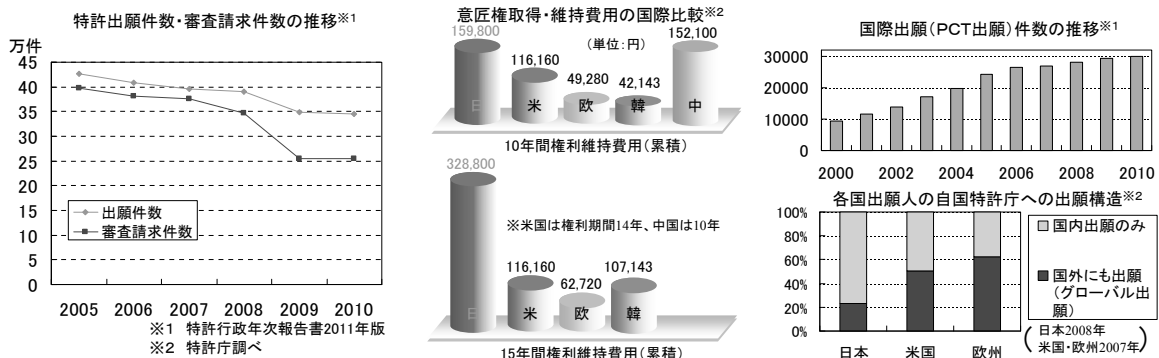
近年、企業の知的財産活動費(特に出願関連費用)が減少しており、出願件数・審査請求件数ともに大きく減少している。

(イ) 意匠登録料

累積的に増加する意匠登録料の後年度負担が、諸外国の料金体系と比較して重い。

(ウ) 国際調査手数料等

我が国出願人による海外への出願は、企業活動のグローバル化に伴い、増加傾向にあるが、海外出願の割合は他国と比べ低い水準にある。



(2) 改正の概要①

①各種料金の引下げ

(ア) 審査請求料

(平成23年8月1日施行)

平均的な特許出願の場合
約20万円 → 約15万円
(約25%引下げ)

	現行料金	新料金
通常の特許出願	168,600円 + 請求項数 × 4,000円	118,000円 + 請求項数 × 4,000円
特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願	101,200円 + 請求項数 × 2,400円	71,000円 + 請求項数 × 2,400円
特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願	151,700円 + 請求項数 × 3,600円	106,000円 + 請求項数 × 3,600円
特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した特許出願	134,900円 + 請求項数 × 3,200円	94,000円 + 請求項数 × 3,200円

(イ) 意匠登録料

(平成24年春頃施行予定)

15年維持した場合の費用
328,800円 → 244,300円
(84,500円(約25%)引下げ)

	現行料金	新料金
1-3年目	毎年 8,500円	(変更なし)
4-10年目	毎年 16,900円	
11-20年目	毎年 33,800円	毎年 16,900円

(ウ) 国際調査手数料等

(平成24年春頃施行予定)

	現行料金	新料金
送付手数料	13,000円	20~30% 程度減額 ※具体的な金額は 政令で規定
調査手数料	97,000円	
調査の追加手数料(1発明毎)	78,000円	
予備審査手数料	36,000円	
予備審査の追加手数料(1発明毎)	21,000円	

(2)改正の概要②

②経過措置

(ア)審査請求料

平成23年8月1日以降にされる審査請求手続に対して、新料金を適用

(イ)意匠登録料

改正法の施行日以降にされる登録料の納付手続に対して、新料金を適用

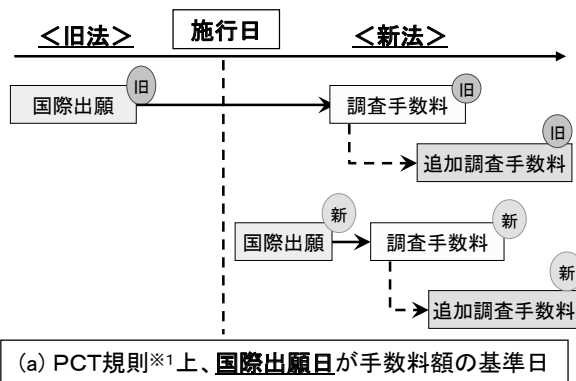
ただし、施行日以降の納付手続であっても、施行日前に納付すべきであった登録料を追納期間内に納付する場合には、旧料金を適用

(ウ)国際調査手数料等(下図参照)

(a) 調査手数料・送付手数料・追加調査手数料: 国際出願日が手数料額の基準日

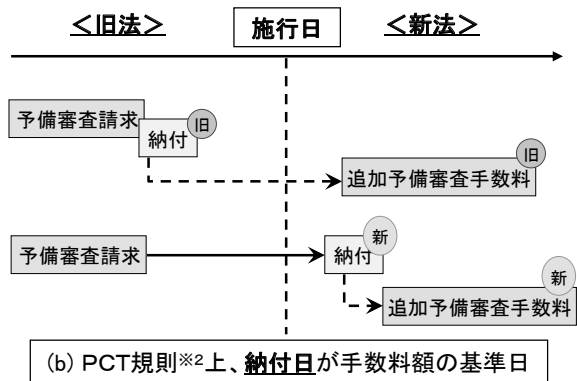
(b) 予備審査手数料・追加予備審査手数料: 予備審査手数料の納付日が手数料額の基準日

(ウ)(a)について



※1 規則14.1(c)及び規則16.1(f)が準用する規則15.3

(ウ)(b)について



※2 規則58.1(b)が準用する規則57.3(d)

8. 特許料等の減免制度の拡充

(1) 現行制度の概要及び問題の所在

- (ア) 特許法……………「資力に乏しい者」に対して減免措置
- (イ) 産業技術力強化法
中小ものづくり高度化法等……………研究開発型中小企業、大学、TLO等に対して軽減措置

現行の減免制度は、以下の理由から中小企業等に十分利用されていない現状にある。

- (ア) 減免対象者となる範囲が狭く、利用しづらい
- (イ) 他者から譲渡された発明を活用する場合に減免対象とならない
- (ウ) 減免対象となった場合でも、特許料の軽減額が平均で5,000円程度と効果が小さい

現行の減免制度の概要

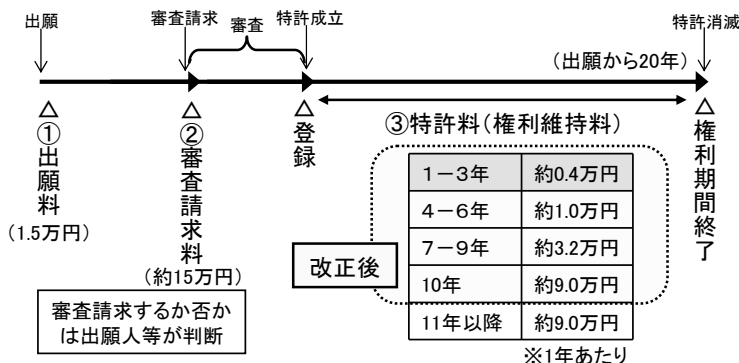
対象者	減免規模		要件	法律
	審査請求料	特許料		
資力に乏しい個人	免除	1～3年免除	生活保護を受けている または市町村民税が課されていない	特許法
資力に乏しい法人	半減	1～3年猶予	所得税が課されていない 資本金3億円以下 法人税又は所得税が課されていない	
研究開発型中小企業等		1～3年半減 (一部1～6年半減)	試験研究費比率が売上の3%超 または中小企業新事業活動促進法による認定等	産業技術力強化法、 中小ものづくり高度化法
大学・独法等 TLO		1～3年半減	職務発明であること等 技術移転事業の認定または承認	産業技術力強化法 TLO法、産活法

(2) 改正の概要①

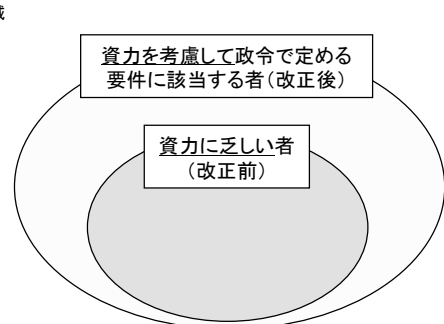
①特許料等の減免制度の拡充

- (ア) 特許料減免期間の延長
特許料の減免期間を3年から10年へ延長 ⇒ 特許料の軽減額: 5千円→11万円(目安)
(特許権を10年保持した場合)
- (イ) 減免対象者の拡大
特許法における「資力」に関する要件を緩和 ⇒ 具体的な減免対象者は政令で規定
- (ウ) 職務発明要件・予約承継要件を廃止
他者から発明を承継された場合も対象 ⇒ 減免対象となる承継方法の詳細は、各法で検討中
⇒ 特許法においては、「資力を考慮して政令で定める要件」に該当すれば、どのように承継した発明でも減免の対象となる

(ア) 特許料減免期間の延長



(イ) 減免対象者の拡大



(2)改正の概要②

②産業技術力強化法の改正点

(ア)職務発明要件・予約承継要件を廃止 ～研究開発型中小企業～

⇒ 「試験研究費比率が売上の3%超」の要件を満たせば、
他者から承継した発明も軽減対象

(SBIR補助金等、承認経営革新計画及び認定異分野連携新事業開拓計画
に基づく軽減については、具体的な要件を政令で規定)



(イ)軽減を受けられる発明を追加※ ～大学・独立行政法人・公設試等の研究機関～

※現在は、所属する研究者の職務発明及びポストドク等との共同発明のみが軽減対象

⇒ オープン・イノベーションの進展に伴う研究開発体制の変化に対応すべく、
具体的な要件は政省令で規定



(ウ)特許料の軽減期間を3年から10年へ延長 (再掲)

(2)改正の概要③

③中小ものづくり高度化法の改正点

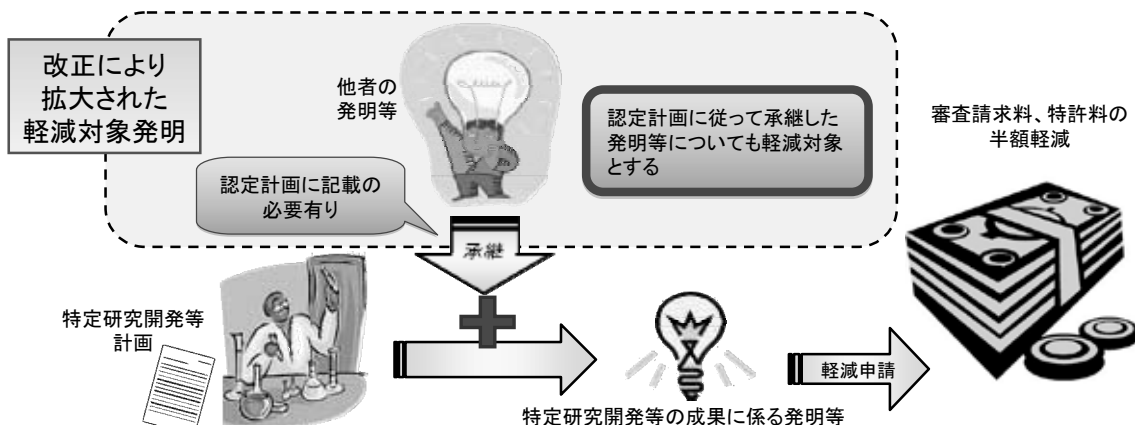
(ア)職務発明要件・予約承継要件を廃止

⇒ 認定計画※の実施にあたって共同研究者や第三者の発明等を活用可能に
※中小ものづくり高度化法における認定を受けた特定研究開発等に関する計画

(イ)特定研究開発等を実施するために認定計画に従って承継した発明等に係る審査請求料等を
軽減対象に追加

⇒ 特定研究開発等の実施と関係なく承継した発明等については、軽減の対象外

(ウ)特許料の軽減期間を6年から10年へ延長

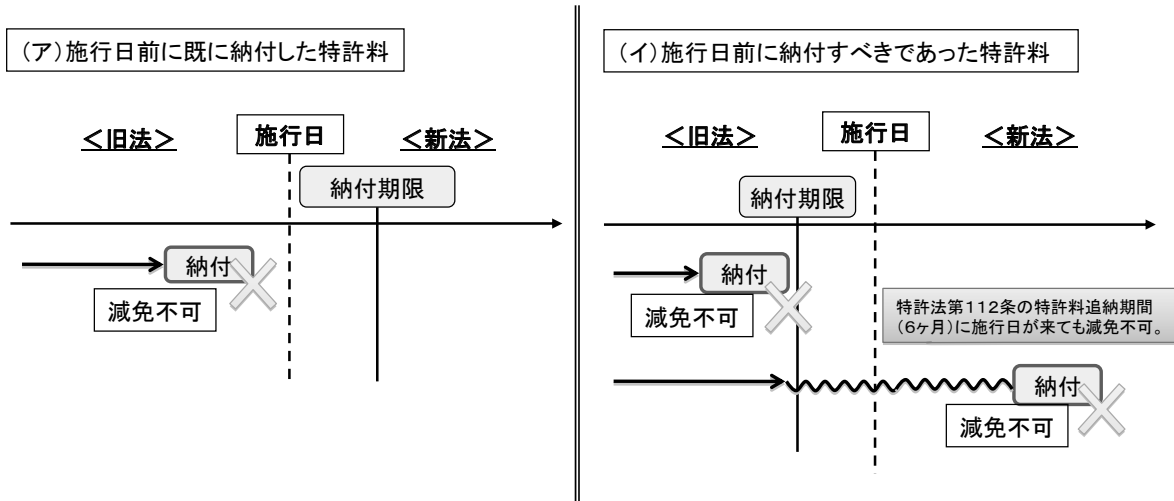


(2)改正の概要④

④経過措置

改正法の施行日以降にされる特許料の納付手続に対して、改正法の規定による減免措置が適用される。以下のものについては、旧法の規定による。

- (ア) 施行日前に既に納付した特許料
- (イ) 施行日前に納付すべきであった特許料



9. 発明の新規性喪失の例外規定の見直し等 (A) 発明の新規性喪失の例外規定の見直し

(1) 現行制度の概要及び問題の所在

- 特許法では、出願前に公開された発明であっても、**試験の実施、刊行物への発表、電気通信回線を通じての発表、特許庁長官が指定する学会での文書発表、特許庁長官が指定する博覧会など特定の博覧会への出品等**によって公開されたものについては、その公開後6月以内に特許を受ける権利を有する者がした特許出願との関係では、例外的に新規性を喪失しなかったものとして扱うこととしている(特許法第30条)。
- しかし、上記のように適用対象となる公開態様を限定列挙する現行の方式では、発明の公開態様の多様化に十分に対応できなくなっており、例えば、研究開発資金調達のための投資家への説明のように、産業の発展に寄与するという特許法の趣旨に照らせば適用対象とされるべきと考えられる公開態様によって新規性を喪失した発明が適用対象とされていないという問題が生じている。
- また、インターネットを通じて動画配信された発明は適用対象とされる一方で、テレビで発表された発明は適用対象とされないといった不均衡も顕在化している。

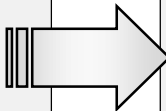
(2) 改正の概要①

①発明の新規性喪失の例外規定の適用対象の拡大

- 発明の新規性喪失の例外規定の適用対象とされるべきと考えられる公開態様によって新規性を喪失した発明を、網羅的に対象とすることができるように、同規定の適用対象を、「**特許を受ける権利を有する者の行為に起因して**」新規性を喪失した発明にまで拡大することとした。
- 他方、内外国特許庁への出願行為に起因して特許公報等(内外国特許庁が発行する特許公報、実用新案登録公報等)に掲載されて新規性を喪失した発明は、適用対象とならないことを明確化することとした。

現行制度下での適用対象(公開態様が限定)

- 試験の実施
- 刊行物への発表
- 電気通信回線を通じての発表
- 長官指定の学会での発表
- 特定の博覧会での展示
- × 長官指定の学会以外の集会での発表
- × 特定の博覧会以外での展示
- × 販売、配布
- × 記者会見
- × テレビ・ラジオでの発表



改正後の適用対象(公開態様に限定なし)

- 試験の実施
 - 刊行物への発表
 - 電気通信回線を通じての発表
 - 集会での発表
 - 展示
 - 販売、配布
 - 記者会見
 - テレビ・ラジオでの発表
- 等

(2)改正の概要②

②経過措置

- 改正後の特許法第30条の規定は、**改正法の施行日以後の特許出願に適用される**(附則第2条第1項)。すなわち、改正法の施行日から遡って6月以内にした発明公開行為は、改正法の適用対象となり得る。
- ただし、改正法の施行日以後になされた特許出願が国内優先権(特許法第41条)の主張を伴う出願(後の出願)であって、当該優先権の主張の基礎とされた出願(先の出願)が改正法の施行日前になされたものであるときは、当該後の出願に係る発明のうち、当該先の出願の願書に最初に添付した明細書等に記載された発明については、改正前の特許法第30条の規定が適用される(附則第2条第2項)。

③他法への波及

(ア) 実用新案法

実用新案法においても特許法と同様に扱われる(実用新案法第11条第1項)。

(イ) 意匠法

特許法と同様に、意匠法においても、内外国特許公報等に掲載されて新規性を喪失した意匠は、意匠の新規性喪失の例外規定の適用対象とならないことを条文上明確にすることとした(意匠法第4条)。

④改正後の特許法第30条の利用に関して

改正後の特許法第30条の円滑な利用を支援するため、同条の適用を受けるために必要とされる手続等について具体的に説明した「**平成23年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き**」を作成し、特許庁ホームページから提供している。

(B) 商標法における博覧会指定の廃止

(1) 現行制度の概要及び問題の所在

- 改正前においては、政府等以外の者が開設する博覧会について、特許庁長官の指定した博覧会の賞と同一・類似の標章を有する商標を不登録事由(商標法第4条第1項第9号)とし、また、特許庁長官の指定した博覧会に出品(展)した商品等の商標について出願時の特例(商標法第9条第1項)の主張ができる制度であった。
- しかしながら、これら特許庁長官による指定を要件とする制度では、その指定がなければ適用することができず、博覧会の賞及び博覧会への出品(展)者を保護する制度としては実効性の乏しいものであった。

(2) 改正の概要

①改正内容

特許庁長官による博覧会指定制度を廃止することとし、指定がなくとも、長官の定める基準に適合する博覧会については、当該博覧会の賞と同一・類似の標章を有する商標を不登録事由(商標法第4条第1項第9号)とし、当該博覧会に出品(展)した商品等の商標の出願時の特例(商標法第9条第1項)の主張が可能な制度とする。

②経過措置

施行日の前にした商標登録出願についての、出願時の特例(商標法第9条第1項)の主張にかかる手続については、従前の例による。

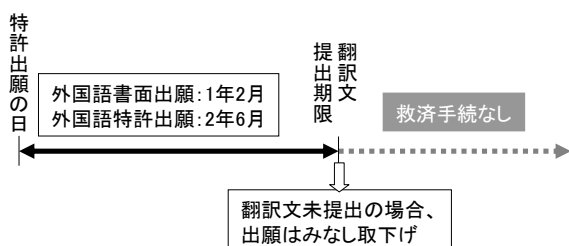
10. 出願人・特許権者の救済手続の見直し

(1) 現行制度の概要及び問題の所在

- 我が国の現行制度における手続期間徒過についての救済は、対象となる手続が極めて限られており、またその要件が非常に厳格であって、実質的な救済が図られていないとの指摘があった。
- 国際的には、手続上のミスによる特許権等の失効を回復することで出願人の救済を図ること等を目的とした特許法条約が発効し、欧米の特許制度は、同条約に準拠する形で手続面での制度調和が進められているのに対し、我が国は、国際的な制度調和の観点から欧米に比べて後れをとっていた。

(ア) 外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文提出 (特許法第36条の2、第184条の4 関係)

【現行制度】



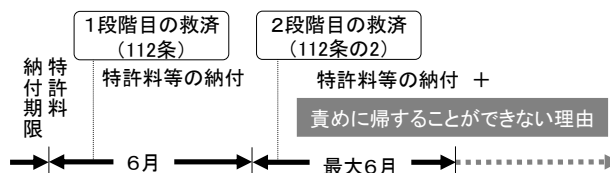
【問題】

救済手続自体がない

(イ) 特許料等の追納 (特許法第112条の2関係)

※「特許料等」とは、特許料及び割増特許料をいう。

【現行制度】



【問題】

救済手続はあるものの「責めに帰することができない理由」という要件が厳格であるため、平成6年の本規定導入後、これまでに特許権が回復された事例は皆無であり、救済の実効性が乏しい。

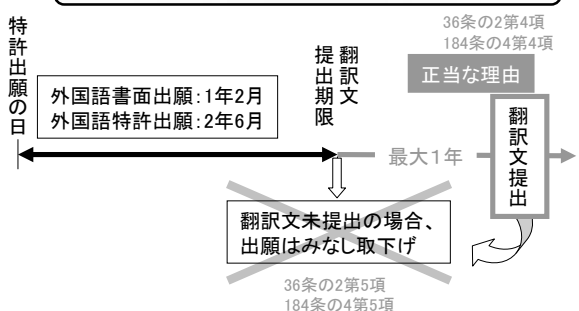
(2) 改正の概要

① 改正の内容

- (ア) 外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文の提出 (特許法第36条の2、第184条の4) 期間徒過に「正当な理由」があったときは、期間経過後1年以内であって理由がなくなってから2月以内であれば、救済手続による翻訳文の提出を認めることとした。
- (イ) 特許料及び割増特許料の追納 (特許法第112条の2) 救済を認める要件を従来の「その責めに帰することができない理由」から「正当な理由」に緩和するとともに、救済手続が可能な期間を「期間経過後6月以内であって理由がなくなってから14日以内」から「期間経過後1年以内であって理由がなくなってから2月以内」と拡大した。

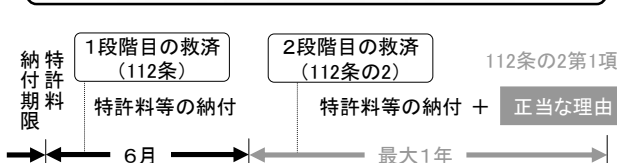
(ア) 外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文提出 (特許法第36条の2、第184条の4 関係)

【改正後】 救済手続の導入



(イ) 特許料等の追納 (特許法第112条の2関係)

【改正後】 2段階目の救済要件の緩和、期間の拡大



【「正当な理由」によって救済される可能性が高いものの事例】

- 出願人(特許権者)が病気で入院した場合
- 出願人(特許権者)が使用する期間管理システムのプログラムに出願人(特許権者)が発見不可能な不備があった場合

※詳細は、ガイドラインの形で周知する予定。

(2)改正の概要

②経過措置

(ア)外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文の提出

今回導入する救済手続は、ユーザーの利便性向上を目的としたものであり、改正法施行前にされた特許出願についても、可能な限り新法を適用することが改正の目的に適う。他方、本救済手続は、翻訳文の未提出によりみなし取下げとなった特許出願を回復するものであり、改正法が施行される前に既にみなし取下げとなっている特許出願についてまで回復を認めることは、法的安定性を害し適当ではない。

そこで、改正法の救済規定は、こうした特許出願には適用せず、**その施行の際、現に存するもの、すなわち、本来の翻訳文提出期間が満了していないものから適用することとした。**

(イ)特許料及び割増特許料の追納

上記(ア)と同様の理由から、改正法の救済規定は、改正法施行前に既に失効している特許権には適用せず、**その施行の際、現に存するもの、すなわち特許法第112条1項に規定する追納期間が満了していないものから適用することとした。**

③他法への波及

実用新案法等における以下の手続について、特許法と同様の救済手続の見直しを行った。

(ア)実用新案法

登録料及び割増登録料の追納(実用新案法第33条の2)、外国語実用新案登録出願の翻訳文の提出(実用新案法第48条の4)

(イ)意匠法

登録料及び割増登録料の追納(意匠法第44条の2)

(ウ)商標法

※商標法については、救済手続が可能な最長期間は期間経過後6月のまま

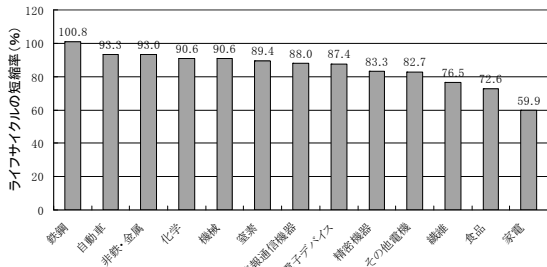
更新登録の申請(商標法第21条)、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願(商標法第65条の3)、書換登録の申請(附則第3条)

11. 商標権消滅後1年間の登録排除規定の廃止

(1) 現行制度の概要及び問題の所在

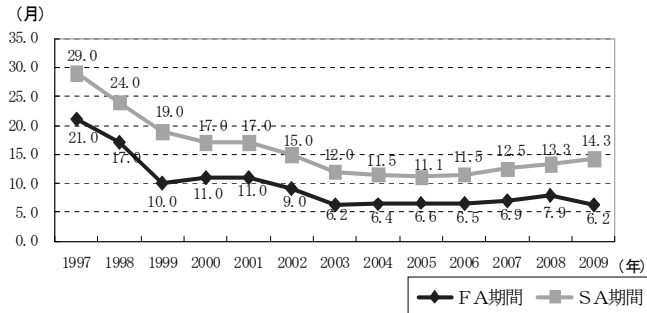
- 何人かが使用していた登録商標は、商標権が消滅した後であっても、その商標に化体した信用が残存している場合もあるため、従来は、混同防止の観点から、商標権の消滅後1年間は、その商標と同一又は類似の関係にある商標を他人が商標登録することを認めていなかった(商標法第4条第1項第13号)。
- しかしながら、①近年、製品のライフサイクルの短縮化が進んでいること(参考1)、②特許庁において審査処理期間が短縮していること(参考2)、等の状況の変化の中で、商標権消滅後1年間、他人の商標登録を認めないことの弊害が顕著化してきており、結果として、同号は早期の権利付与という出願人のニーズに応えられない制度となっていた。

<参考1:ライフサイクルの短縮率>



(備考) 1. 上場している製造業企業を対象にしたアンケート調査結果、有効回答数は227社
 2. 主力製品の現在のライフサイクル年数(産業別平均値)÷主力製品の5年前のライフサイクル年数(産業別平均値)
 資料: 経済産業省調べ(07年2月)

<参考2:商標登録出願への審査着手状況の動向>



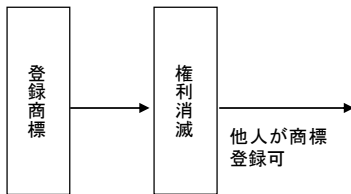
(備考) FA期間: 出願から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間。
 SA期間: 出願から一次審査を終了後に査定が発送されるまでの期間。

(2) 改正の概要

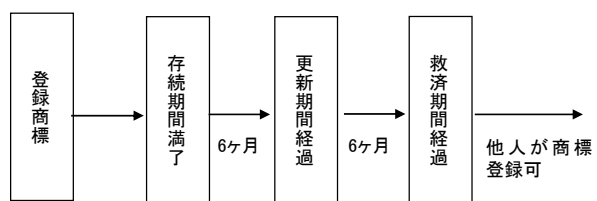
① 商標権消滅後1年間の登録排除規定の廃止

- 商標法第4条第1項第13号を廃止することとした。これにより、無効審判や権利の放棄等によって商標権が消滅した場合に、1年間を待たずして、その商標と同一又は類似の関係にある商標について、直ちに他人が商標登録を受けることが可能となる。
- なお、今回の法改正後であっても、商標権の消滅後に出所の混同を生ずるおそれがある場合には、混同防止に関する総括的な規定(商標法第4条第1項第15号)等を適用することが可能であり、混同防止を図ることは制度的に担保されている。

(1) 無効審判、放棄等により商標権が消滅した場合



(2) 存続期間満了により商標権が消滅した場合



(備考) 商標権が存続期間満了によって消滅した場合は、満了後1年間は、満了時に遡って更新されることがあるので、第4条第1項第13号の廃止に係わらず、原則、その間の他人の商標登録は認めない。

② 経過措置

経過措置は設けず、施行の際、現に特許庁に係属している出願についても商標法第4条第1項第13号の適用はなくなる。

(参考) 改正法成立までの経緯

- イノベーション促進の観点から、特許制度に関する法制的な課題について、産業構造審議会知的財産政策部会の下に設置された特許制度小委員会(委員長:大淵 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授)において検討が行われ、平成23年2月に報告書「特許制度に関する法制的な課題について」が取りまとめられた。
- また、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会(委員長:大淵 哲也 東京大学大学院 法学政治学研究科教授)及び産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会(委員長:土肥 一史 日本大学大学院知的財産専門職大学院教授・一橋大学名誉教授)においても、特許制度小委員会の審議を踏まえた検討等が行われ、平成23年2月には、産業構造審議会知的財産政策部会(座長:野間口 有 独立行政法人産業技術総合研究所理事長)に同報告書を含めた各小委員会の検討結果が報告され、了承された。
- 「特許法等の一部を改正する法律案」は、この報告書等を踏まえて立案され、平成23年3月11日に閣議決定された後、平成23年4月1日に第177回通常国会に提出された。同法案は、5月31日の本会議に可決・成立し、6月8日に平成23年法律第63号として公布された。

【新旧对照条文】

○特許法(昭和三十四年法律第百二十一号) (第一条関係)

改 正 案	現 行
<p>(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)</p> <p>第十七条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第二項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六條の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)。第三十四條の二第一項及び第三十四條の三第一項において同じ。)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>第百二十六條第七項</u>の規定は、前項第二号の場合に準用する。</p> <p>(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)</p>	<p>(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)</p> <p>第十七条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第二項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六條の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)。第三十四條の二第一項及び第三十四條の三第一項において同じ。)に記載した事項の範囲内においてなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>第百二十六條第五項</u>の規定は、前項第二号の場合に準用する。</p> <p>(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)</p>

第十七条の四 特許無効審判の被請求人は、第百三十四條第一項若しくは第二項、第百三十四條の二第五項、第百三十四條の三、第百五十三條第二項又は第百六十四條の二第二項の規定により指定された期間内に限り、第百三十四條の二第一項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

2 訂正審判の請求人は、第百五十六條第一項の規定による通知がある前(同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前)に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

(特許原簿への登録)

第二十七條 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 (略)

二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

(特許証の交付)

第二十八條 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、

第十七条の四 特許無効審判の被請求人は、第百三十四條第一項若しくは第二項、第百三十四條の二第三項、第百三十四條の三第一項若しくは第二項又は第百五十三條第二項の規定により指定された期間内に限り、第百三十四條の二第一項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

2 訂正審判の請求人は、第百五十六條第二項の規定による通知がある前(同条第一項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前)に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

(特許原簿への登録)

第二十七條 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 (略)

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

(特許証の交付)

第二十八條 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、

第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 (前)

特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第二項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明(発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。)も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明

又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博

覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

第三十四条 (略)

2、6 (略)

7 第三十九条第六項及び第七項の規定は、第二項、第三項及び前項の場合に準用する。

(仮専用実施権)

第三十四条の二 (略)

2、6 (略)

7 仮専用実施権者は、第四項又は次条第七項本文の規定による仮通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限る、その仮専用実施権を放棄することができる。

断会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。

4 第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明が第一項又は前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

第三十四条 (略)

2、6 (略)

7 第三十九条第七項及び第八項の規定は、第二項、第三項及び前項の場合に準用する。

(仮専用実施権)

第三十四条の二 (略)

2、6 (略)

7 仮専用実施権者は、第四項又は次条第六項本文の規定による仮通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限る、その仮専用実施権を放棄することができる。

(仮通常実施権)

第三十四条之三 (略)

- 2 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。
- 3 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

- 5 第一項若しくは前条第四項又は実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る第四十一条第一項の先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された発明に基づいて第四十一条第一項の規定による優先権の主張があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該優先権の主張を伴う特許出願に係る特許

(仮通常実施権)

第三十四条之三 (略)

- 2 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。
- 3 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

(新設)

を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 6 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 7 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。)が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るもとの特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 5 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許出願に係る特許を受ける権利を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 6 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。)が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るもとの特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「もとの特許出願に係る仮専用実施権」という。)に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべ

8 | 実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六条第一項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

9 | 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第五条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

10 | (略)

11 | 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第七項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

12 | (略)

き専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(略)

8 | 7 | 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第六項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

9 | (略)

(仮通常実施権の対抗力)

第三十四条の五 仮通常実施権は、その許諾後に当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する。

(削る)

第三十六条の二 (略)

2・3 (略)

4 | 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第二項に規定する期間内に当該翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から二月以内で同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 | 前項の規定により提出された翻訳文は、第二項に規定する期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

6 | 第二項に規定する外国語書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書、特許請求の範囲及び図面と、第二項に規定する外国語要約書面の翻訳文は同条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

(特許出願の放棄又は取下げ)

第三十八条の二 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、そ

第三十四条の五 仮通常実施権は、その登録をしたときは、当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

2 | 仮通常実施権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第三十六条の二 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

4 | 第二項に規定する外国語書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書、特許請求の範囲及び図面と、第二項に規定する外国語要約書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

(特許出願の放棄又は取下げ)

第三十八条の二 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これ

の特許出願を放棄し、又は取り下げることができる。

(先願)

第三十九条 (略)

2 ～ 5 (略)

(削る)

61・71 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

1 ～ 5 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初

らの者の承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は取り下げることができる。

(先願)

第三十九条 (略)

2 ～ 5 (略)

61 発明者又は考案者でない者であつて特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利を承継しないものがした特許出願又は実用新案登録出願は、第一項から第四項までの規定の適用については、特許出願又は実用新案登録出願でないものとみなす。

71・81 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、これらの者の承諾を得ている場合に限る。

1 ～ 5 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初

に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項及び第二項、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条(第六十五条第六項(第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)並びに第四百二十六条第七項(第十七条の二第六項及び第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条(第六十五条第六項(第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。))及び第四百二十六条第五項(第十七条の二第六項及び第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(特許出願の分割)

第四十四条 (略)

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第三項、第四十一条第四項及び第四十三条第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

3 (略)

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十条第四項、第四十一条第四項又は第四十三条第二項及び第三項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

5・6 (略)

(実用新案登録に基づく特許出願)

第四十六条の二 (略)

2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるもの限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他

(特許出願の分割)

第四十四条 (略)

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第四十一条第四項及び第四十二条第一項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

3 (略)

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十条第四項、第四十一条第四項又は第四十三条第一項及び第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

5・6 (略)

(実用新案登録に基づく特許出願)

第四十六条の二 (略)

2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるもの限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他

の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第三項、第三十六条の二第二項ただし書、第四十一条第四項、第四十三条第一項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

3~5 (略)

(拒絶の査定)

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一~六 (略)

七 その特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していないとき。

(出願公開の効果等)

第六十五条 (略)

2~5 (略)

6 第一条、第四百条から第四百条の三まで、第四百五条、第四百五条の二、第四百五条の四から第四百五条の七まで及び第六十八條第三項から第六項まで並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第二項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を

の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項ただし書、第四十一条第四項、第四十三条第一項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

3~5 (略)

(拒絶の査定)

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一~六 (略)

七 その特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないとき。

(出願公開の効果等)

第六十五条 (略)

2~5 (略)

6 第一条、第四百条から第四百五条の二まで、第四百五条の四から第四百五条の七まで及び第六十八條第三項から第六項まで並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第二項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条中「

知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「特許権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

第六十七条の三 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 (略)

二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていないとき。

三(五) (略)

2(4) (略)

(特許権の移転の特例)

第七十四条 特許が第二百二十三条第一項第二号に規定する要件に該当するとき(その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は同項第六号に規定する要件に該当するときは、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その特許権者に対し、当該特許権の移転を請求することができる。

2 前項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたときは、その特許権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。当該特許権に係る発明についての第六十五条第一項又は第八十四条の十一第一項の規定による請求権についても、同様とする。

被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「特許権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

第六十七条の三 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 (略)

二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていないとき。

三(五) (略)

2(4) (略)

第七十四条及び第七十五条 削除

31 共有に係る特許権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、前条第一項の規定は、適用しない。

第七十五条 削除

(特許権の移転の登録前の実施による通常実施権)

第七十九条の二 第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録の際にその特許権、その特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その特許権の移転の登録前に、特許が第二百二十三条第一項第二号に規定する要件に該当すること(その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は同項第六号に規定する要件に該当することを知らないうで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

2 当該特許権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許無効審判の請求の登録前に、特許が第二百二十三条第一項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないうで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業

(新設)

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許無効審判の請求の登録前に、特許が第二百二十三条第二項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないうで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業

の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者

2 (略)

第八十二条 特許出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権がその特許出願に係る特許権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該特許権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 (略)

(通常実施権者の意見の陳述)

第八十四条の二 第八十三条第二項の裁定の請求があつたときは、その特許に関し通常実施権を有する者は、前条に規定する期間内に限り、その裁定の請求について意見を述べることができ

の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 (略)

第八十二条 特許出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権がその特許出願に係る特許権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての意匠法第二十八条第三項において準用するこの法律第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該特許権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 (略)

(新設)

る。

(裁定の謄本の送達)

第八十七条 特許庁長官は、第八十三条第二項の裁定をしたときは、裁定の謄本を当事者、当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するもの及び第八十四条の二の規定により意見を述べた通常実施権者に送達しなければならない。

2 (略)

(裁定の取消し)

第九十条 (略)

2 第八十四条 第八十四条の二、第八十五条第一項、第八十六条第一項及び第八十七条第一項の規定は前項の規定による裁定の取消しに、第八十五条第二項の規定は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしない場合の前項の規定による裁定の取消しに準用する。

(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定)

第九十二条 (略)

2、6 (略)

7 第八十四条 第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から前条までの規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)

(裁定の謄本の送達)

第八十七条 特許庁長官は、第八十三条第二項の裁定をしたときは、裁定の謄本を当事者及び当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するものに送達しなければならない。

2 (略)

(裁定の取消し)

第九十条 (略)

2 第八十四条、第八十五条第一項、第八十六条第一項及び第八十七条第一項の規定は前項の規定による裁定の取消しに、第八十五条第二項の規定は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしない場合の前項の規定による裁定の取消しに準用する。

(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定)

第九十二条 (略)

2、6 (略)

7 第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から前条までの規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二までの規定は、前項の裁定に準用する。

(通常実施権の対抗力)

第九十九条 通常実施権は、その発生後にその特許権若しくは専
用実施権又はその特許権についての専用実施権を取得した者に
対しても、その効力を有する。

(削る)

(削る)

(特許権者等の権利行使の制限)

第四百条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において
、当該特許が特許無効審判により又は当該特許権の存続期間の
延長登録が延長登録無効審判により無効にされるべきものと認
められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対し
その権利を行使することができない。

2 (略)

3 1 第二百二十三条第二項ただし書の規定は、当該特許に係る発明

第九十三条 (略)

2 (略)

3 第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一
条の二までの規定は、前項の裁定に準用する。

第九十九条 通常実施権は、その登録をしたときは、その特許権
若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権をそ
の後に取得した者に対しても、その効力を生ずる。

2 1

第三十五条第一項、第七十九条、第八十条第二項、第八十一
条、第八十二条第一項又は第七十六条の規定による通常実施
権は、登録しなくても、前項の効力を有する。

3 1

通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常
実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処
分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができな
い。

(特許権者等の権利行使の制限)

第四百条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において
、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認め
られるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しそ
の権利を行使することができない。

2 (略)

(新設)

について特許を受ける権利を有する者以外の者が第一項の規定
による攻撃又は防御の方法を提出することを妨げない。

(主張の制限)

第四百条の四 特許権若しくは専用実施権の侵害又は第六十五条
第一項若しくは第八十四条の十第一項に規定する補償金の支
払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、次に掲げる審
決が確定したときは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終
局判決に対する再審の訴え(当該訴訟を本案とする仮差押命令
事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに
当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠
償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。)におい
て、当該審決が確定したことを主張することができない。

- 一 当該特許を無効にすべき旨の審決
- 二 当該特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決
- 三 当該特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図
面の訂正をすべき旨の審決であつて政令で定めるもの

(特許料の減免又は猶予)

第九十九条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特
許権者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者
が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令
で定めるところにより、第七十七条第一項の規定による第二年か
ら第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又は
その納付を猶予することができる。

(削る)

(新設)

(特許料の減免又は猶予)

第九十九条 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者
として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付するこ
とが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、
第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分
の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予すること
ができる。

- 一 その特許発明の発明者又はその相続人

(削る)

(特許料の追納による特許権の回復)

第百二十二条の二 前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許権の原特許権者は、同条第二項の規定により特許料を追納することができる期間内に同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内に限り、その特許料及び割増特許料を追納することができる。

2 (略)

(特許無効審判)

第百二十三条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 (略)

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項まで

二 その特許証明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

(特許料の追納による特許権の回復)

第百二十二条の二 前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許権の原特許権者は、その責めに帰することができない理由により同条第二項の規定により特許料を追納することができる期間内に同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内に限り、その特許料及び割増特許料を追納することができる。

2 (略)

(特許無効審判)

第百二十三条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 (略)

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項まで

の規定に違反してされたとき(その特許が第三十八条の規定に違反してされた場合にあつては、第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く)。

三・五 (略)

六 その特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたとき(第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く)。

七 (略)

八 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第二百二十六条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで(第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む)又は第三百三十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

2 特許無効審判は、何人も請求することができる。ただし、特許が前項第二号に該当すること(その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る)又は同項第六号に該当することを理由とするものは、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者に限り請求することができる。

3・4 (略)

(延長登録無効審判)

第百二十五条の二 特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。

の規定に違反してされたとき。

三・五 (略)

六 その特許が発明者でない者であつてその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされたとき。

七 (略)

八 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第二百二十六条第一項ただし書若しくは第三項から第五項まで(第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む)又は第三百三十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

2 特許無効審判は、何人も請求することができる。ただし、特許が前項第二号に該当すること(その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る)又は同項第六号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3・4 (略)

(延長登録無効審判)

第百二十五条の二 特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。

一 (略)

二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対してされたとき。

三 五 (略)

2・3 (略)

(訂正審判)

第二百二十六条 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一・二 (略)

三 明瞭でない記載の釈明

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。

2 訂正審判は、特許無効審判が特許庁に係属した時からその審決(請求項ごとに請求がされた場合にあつては、その全ての審決)が確定するまでの間は、請求することができない。

3 一以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をする

一 (略)

二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対してされたとき。

三 五 (略)

2・3 (略)

(訂正審判)

第二百二十六条 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一・二 (略)

三 明瞭でない記載の釈明

(新設)

2 訂正審判は、特許無効審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は、請求することができない。ただし、特許無効審判の審決に対する訴えの提起があつた日から起算して九十日の期間内(当該事件について第百八十二条第二項の規定による審決の取消しの判決又は同条第二項の規定による審決の取消しの決定があつた場合においては、その判決又は決定の確定後の期間を除く。)は、この限りでない。

(新設)

ことができる。この場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項(以下「一群の請求項」という。)があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 願書に添付した明細書又は図面の訂正をする場合であつて、請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て(前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む一群の請求項の全て)について行わなければならない。

5 8 (略)

(審判請求の方式)

第百三十一条 (略)

2 (略)

3 訂正審判を請求する場合における第一項第三号に掲げる請求の趣旨及びその理由は、経済産業省令で定めるところにより記載したものでなければならない。

4 (略)

(審判請求書の補正)

第百三十一条の二 前条第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、当該補正が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(新設)

3 6 (略)

(審判請求の方式)

第百三十一条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

(審判請求書の補正)

第百三十一条の二 前条第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、当該補正が、特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき、又は次項

- 一 特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由についておられるとき。
- 二 次項の規定による審判長の許可があつたものであるとき。
- 三 第百三十三條第一項（第百三十四條の二第九項において準用する場合を含む。）の規定により、当該請求書について補正をすべきことを命じられた場合において、当該命じられた事項についておられるとき。

2 3 4 (略)

(特許無効審判における訂正の請求)

第百三十四條の二 特許無効審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条、第百五十三條第二項又は第百六十四條の二第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一・二 (略)
- 三 明瞭でない記載の釈明
- 四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。

2 一以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。ただし、特許無効審判が請求項ごとに請求された場合にあつては、請求項ごとに同項の訂正の請求をしなければならない。

の規定による審判長の許可があつたときは、この限りでない。
(新設)

(新設)
(新設)

2 3 4 (略)

(特許無効審判における訂正の請求)

第百三十四條の二 特許無効審判の被請求人は、前条第二項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項又は第百五十三條第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一・二 (略)
- 三 明瞭でない記載の釈明

(新設)
(新設)

3 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 審判長は、第一項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

5 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第百二十六條第五項から第七項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

6 (略)

7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七條の四第一項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第一項の訂正の請求を第二項又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。

8 第百五十五條第三項の規定により特許無効審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第一項の訂正の請求は、当該請求項ごとに取り下げられたものとみなし、特許無効審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る同項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみな

(新設)

2 審判長は、前項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

3 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第五項において読み替えて準用する第百二十六條第三項から第五項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

4 (略)
(新設)

(新設)

9) 第三百二十六条第四項から第八項まで、第二百二十七条、第二百十八條、第三百三十一条第一項、第三項及び第四項、第三百三十一条の二第一項、第三百三十二条第三項及び第四項並びに第三百三十三條第一項、第三項及び第四項の規定は、第二項の場合に準用する。この場合において、第三百二十六条第七項中「第二項ただし書第一号又は第二号」とあるのは、「特許無効審判の請求がされていない請求項に係る第二項ただし書第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(取消しの判決があつた場合における訂正の請求)
第三百三十四條の三 審判長は、特許無効審判の審決（審判の請求に理由がないとするものに限る。）に対する第百八十一条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第二項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

(削る)

(削る)

5) 第三百二十六条第三項から第六項まで、第二百二十七条、第二百十八條、第三百三十一条第一項及び第三項、第三百三十一条の二第一項並びに第三百三十二条第三項及び第四項の規定は、第二項の場合に準用する。この場合において、第三百二十六条第五項中「第二項ただし書第一号又は第二号」とあるのは、「特許無効審判の請求がされていない請求項に係る第二項ただし書第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)
第三百三十四條の三 審判長は、特許無効審判の審決（審判の請求に理由がないとするものに限る。）に対する第百八十一条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

2) 審判長は、第百八十一条第二項の規定による審決の取消しの決定が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。ただし、当該審理の開始の時に、当該事件について第三百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に請求された訂正審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

3) 特許無効審判の被請求人は、第三百二十六条第二項ただし書に

(削る)

(削る)

(審判の請求の取下げ)

第百五十五条 (略)

2・3 (略)

4) 請求項ごと又は一組の請求項ごとに訂正審判を請求したときは、その請求の取下げは、その全ての請求について行わなければならない。

規定する期間内に訂正審判を請求した場合において、前二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求をするときは、その訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を援用することができる。

4) 第三百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に訂正審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その訂正審判の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、訂正の請求の時にその訂正審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

5) 第三百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に訂正審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされなかつたときは、その期間の末日に、その訂正審判の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を第三項の規定により援用した同条第一項の訂正の請求がされたものとみなす。ただし、その期間の末日にその訂正審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

(審判の請求の取下げ)

第百五十五条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(審理の終結の通知)

第百五十六条 審判長は、特許無効審判以外の審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

2) 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟した場合であつて第百六十四条の二第二項の審決の予告をしないとき、又は同項の審決の予告をした場合であつて同条第二項の規定により指定した期間内に被請求人が第百三十四条の二第一項の訂正の請求若しくは第十七条の四第一項の補正をしないときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

3) 審判長は、必要があるときは、前二項の規定による通知をした後であつても、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審理の再開をすることができる。

4) 審決は、第一項又は第二項の規定による通知を發した日から二十日以内になければならない。ただし、事件が複雑であるとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(特許無効審判における特則)

第百六十四条の二 審判長は、特許無効審判の事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に理由があると認めるときその他の経済産業省令で定めるときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。

2) 審判長は、前項の審決の予告をするときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請

(審理の終結の通知)

第百五十六条 審判長は、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

(新設)

2) 審判長は、必要があるときは、前項の規定による通知をした後であつても、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審理の再開をすることができる。

3) 審決は、第一項の規定による通知を發した日から二十日以内になければならない。ただし、事件が複雑であるとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(新設)

求するための相当の期間を指定しなければならない。

3) 第百五十七条第二項の規定は、第一項の審決の予告に準用する。

(訂正審判における特則)

第百六十五条 審判長は、訂正審判の請求が第百二十六条第一項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は同条第五項から第七項までの規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(審決の効力)

第百六十七条 特許無効審判又は延長登録無効審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

(審決の確定範囲)

第百六十七条の二 審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより確定する。

- 一 請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合であつて、一群の請求項ごとに第百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた場合 当該一群の請求項ごと
- 二 一群の請求項ごとに訂正審判の請求がされた場合 当該一群の請求項ごと
- 三 請求項ごとに審判の請求がされた場合であつて、第二号に

(訂正審判における特則)

第百六十五条 審判長は、訂正審判の請求が第百二十六条第一項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は同条第三項から第五項までの規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(審決の効力)

第百六十七条 何人も、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決の登録があつたときは、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

(新設)

掲げる場合以外の場合 当該請求項ごと

(審判の規定等の準用)

第七十四條 第三百三十一條第一項、第三百三十一條の二第二項本文、第三百三十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百七十七條まで、第五百五十條から第五百五十二條まで、第五百五十五條第一項、第五百五十六條第一項、第三項及び第四項、第五百五十七條から第六十條まで、第六十七條の二本文、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第三百三十一條第一項、第三百三十一條の二第二項本文、第三百三十二條第一項、第二項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第一項、第三項及び第四項、第三百三十五條から第五百五十二條まで、第五百五十四條、第五百五十五條第一項から第三項まで、第五百五十六條第一項、第三項及び第四項、第五百五十七條、第五百六十七條から第六十八條まで、第六十九條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十條の規定は、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第三百三十一條第一項及び第四項、第三百三十一條の二第二項本文、第三百三十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百七十七條まで、第五百五十條から第五百五十二條まで、第五百五十五條第一項及び第四項、第五百五十六條第一項、第三項及び第四項、第五百五十七條、第六十五條、第六十七條の二、第六十八條、

(審判の規定等の準用)

第七十四條 第三百三十一條第一項、第三百三十一條の二第一項本文、第三百三十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百七十七條まで、第五百五十條から第五百五十二條まで、第五百五十五條第一項、第五百五十六條から第六十條まで、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第三百三十一條第一項、第三百三十一條の二第一項本文、第三百三十二條第一項、第二項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第一項、第三項及び第四項、第三百三十五條から第五百五十二條まで、第五百五十四條から第五百五十七條まで、第六十七條、第六十八條、第六十九條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十條の規定は、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第三百三十一條第一項及び第三項、第三百三十一條の二第一項本文、第三百三十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百七十七條まで、第五百五十條から第五百五十二條まで、第五百五十五條第一項、第五百五十六條、第五百五十七條、第六十五條、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規

第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、訂正審判の確定審決に対する再審に準用する。

4 (略)

(審決等に対する訴え)

第七十八條 審決に対する訴え及び審判若しくは再審の請求書又は第三百三十四條の二第一項の訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

2、6 (略)

(出訴の通知等)

第八十條 裁判所は、前条ただし書に規定する訴えの提起があつたときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

21 裁判所は、前項の場合において、訴えが請求項ごとに請求された特許無効審判又はその審判の確定審決に対する再審の審決に対するものであるときは、当該訴えに係る請求項を特定するために必要な書類を特許庁長官に送付しなければならない。

(審決又は決定の取消し)

第八十一條 (略)

(削る)

定は、訂正審判の確定審決に対する再審に準用する。

4 (略)

(審決等に対する訴え)

第七十八條 審決に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

2、6 (略)

(出訴の通知)

第八十條 裁判所は、前条ただし書に規定する訴の提起があつたときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

(新設)

(審決又は決定の取消し)

第八十一條 (略)

21 裁判所は、特許無効審判の審決に対する第七十八條第一項の訴えの提起があつた場合において、特許権者が当該訴えに係る特許について訴えの提起後に訂正審判を請求し、又は請求しようとしていることにより、当該特許を無効にすることについて特許無効審判においてさらに審理させることが相当であると

(削る)

(削る)

21 審判官は、前項の規定による審決又は決定の取消しの判決が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならない。この場合において、審決の取消しの判決が、第三十四条の二第一項の訂正の請求がされた一群の請求項のうち一部の請求項について確定したときは、審判官は、審理を行うに際し、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決を取り消さなければならない。

(裁判の正本等の送付)

第八十二条 裁判所は、第七十九条ただし書に規定する訴えについて次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める書類を特許庁長官に送付しなければならない。

- 一 裁判により訴訟手続が完結した場合 各審級の裁判の正本
- 二 裁判によらないで訴訟手続が完結した場合 訴訟手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

第八十四条の四 外国語でされた国際特許出願（以下「外国語特許出願」という。）の出願人は、条約第二条(vi)の優先日（以下「優先日」という。）から二年六月（以下「国内書面提出期

認めるときは、事件を審判官に差し戻すため、決定をもって、当該審決を取り消すことができる。

31 裁判所は、前項の規定による決定をするときは、当事者の意見を聴かなければならない。

41 第二項の決定は、審判官その他の第三者に対しても効力を有する。

51 審判官は、第一項の規定による審決若しくは決定の取消しの判決又は第二項の規定による審決の取消しの決定が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならない。

(裁判の正本の送付)

第八十二条 裁判所は、第七十九条ただし書に規定する訴えについて訴訟手続が完結したときは、遅滞なく、特許庁長官に各審級の裁判の正本を送付しなければならない。

(新設)

(新設)

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

第八十四条の四 外国語でされた国際特許出願（以下「外国語特許出願」という。）の出願人は、条約第二条(vi)の優先日（以下「優先日」という。）から二年六月（以下「国内書面提出期

間」という。）以内に、前条第一項に規定する国際出願日（以下「国際出願日」という。）における条約第三条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面（図面の中の説明に限る。以下この条において同じ。）及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語特許出願（当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、当該書面の提出の日から二月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、当該翻訳文を提出することができる。

2 (略)

3 国内書面提出期間（第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この条において同じ。）内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文（以下「明細書等翻訳文」という。）の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

41 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

51 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

間」という。）以内に、前条第一項に規定する国際出願日（以下「国際出願日」という。）における条約第三条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面（図面の中の説明に限る。）及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語特許出願（当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、当該書面の提出の日から二月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、当該翻訳文を提出することができる。

2 (略)

3 国内書面提出期間（第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。次項において同じ。）内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

(新設)

(新設)

61・71 (略)

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第八十四條の六 (略)

2 (略)

3 第八十四條の四第二項又は第六項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づき補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第三十六條第二項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなす。

(国内公表等)

第八十四條の九 特許庁長官は、第八十四條の四第一項又は第四項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公報の発行をしたものを除き、国内書面提出期間(同条第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。)の経過後(国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開(以下「国際公開」という。)がされているものについては出願審査の請求の後)、第八十四條の四第四項の規定により明細書等翻訳文が提出された外国語特許出願については当該明細書等翻訳文の提出の後、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2 国内公表は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。

一 四 (略)

41・51 (略)

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第八十四條の六 (略)

2 (略)

3 第八十四條の四第二項又は第四項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づき補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第三十六條第二項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなす。

(国内公表等)

第八十四條の九 特許庁長官は、第八十四條の四第二項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公報の発行をしたものを除き、国内書面提出期間(第八十四條の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。)の経過後(国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開(以下「国際公開」という。)がされているものについては、出願審査の請求の後)、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2 国内公表は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。

一 四 (略)

五 第八十四條の四第一項に規定する明細書及び図面の中の説明の翻訳文に記載した事項、同項に規定する請求の範囲の翻訳文(同条第二項に規定する翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文)及び同条第六項に規定する翻訳文に記載した事項、図面(図面の中の説明を除く。)の内容並びに要約の翻訳文に記載した事項(特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)

六・七 (略)

3 7 (略)

(在外者の特許管理人の特例)

第八十四條の十一 (略)

2・3 (略)

41 第一項に規定する者が、特許管理人により第八十四條の四第四項の規定による手続をしたときは、前二項の規定は、適用しない。

(補正の特例)

第八十四條の十二 日本語特許出願については第八十四條の五第二項の規定による手続をし、かつ、第九十五條第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四條の四第一項又は第四項及び第八十四條の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五條第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第十七條第一項本文の規定に

五 第八十四條の四第一項に規定する明細書及び図面の中の説明の翻訳文に記載した事項、同項に規定する請求の範囲の翻訳文(同条第二項に規定する翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文)及び同条第四項に規定する翻訳文に記載した事項、図面(図面の中の説明を除く。)の内容並びに要約の翻訳文に記載した事項(特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)

六・七 (略)

3 7 (略)

(在外者の特許管理人の特例)

第八十四條の十一 (略)

2・3 (略)

(新設)

(補正の特例)

第八十四條の十二 日本語特許出願については第八十四條の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五條第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四條の四第一項及び第八十四條の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五條第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第十七條第一項本文の規定にかかわらず

かかわらず、手続の補正（第百八十四条の七第二項及び第百八十四条の八第二項に規定する補正を除く。）をすることができない。

2 外国語特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第六項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）」。第三十四条の二第二項及び第三十四条の三第一項において同じ。）」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日（以下この項において「国際出願日」という。）における第百八十四条の三第二項の国際特許出願（以下この項において「国際特許出願」という。）の明細書若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の第百八十四条の四第一項の翻訳文、国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文（同条第二項又は第六項の規定により千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条(1)の規定に基づき補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文）又は国際出願日における国際特許出願の図面（図面の中の説明を除く。）（以下この項において「翻訳文等」という。）（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面に

、手続の補正（第百八十四条の七第二項及び第百八十四条の八第二項に規定する補正を除く。）をすることができない。

2 外国語特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面））」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日（以下この項において「国際出願日」という。）における第百八十四条の三第二項の国際特許出願（以下この項において「国際特許出願」という。）の明細書若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の第百八十四条の四第一項の翻訳文、国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文（同条第二項又は第四項の規定により千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条(1)の規定に基づき補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文）又は国際出願日における国際特許出願の図面（図面の中の説明を除く。）（以下この項において「翻訳文等」という。）（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の明細

ついて補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）」とする。

3 (略)

(特許原簿への登録の特例)

第百八十四条の十二の二 日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項又は第四項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第二十七条第一項第四号の規定にかかわらず、仮専用実施権の登録を受けることができない。

(発明の新規性の喪失の例外の特例)

第百八十四条の十四 第三十条第二項の規定の適用を受けようとする国際特許出願の出願人は、その旨を記載した書面及び第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明が第三十条第二項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を、同条第三項の規定にかかわらず、国内処理基準時の属する日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第百八十四条の十五 (略)

書、特許請求の範囲若しくは図面）」とする。

3 (略)

(特許原簿への登録の特例)

第百八十四条の十二の二 日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第二十七条第一項第四号の規定にかかわらず、仮専用実施権又は仮通常実施権の登録を受けることができない。

(発明の新規性の喪失の例外の特例)

第百八十四条の十四 第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする国際特許出願の出願人は、その旨を記載した書面及び第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明が第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を、同条第四項の規定にかかわらず、国内処理基準時の属する日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第百八十四条の十五 (略)

2・3 (略)

4 第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「「について出願公開」とあるのは「「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第四十二条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「「第百八十四条の四第六項若しくは実用新案法第四十八条の四第六項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第百八十四条の十六 実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八条の

2・3 (略)

4 第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「「について出願公開」とあるのは「「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第四十二条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「「第百八十四条の四第四項若しくは実用新案法第四十八条の四第四項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第百八十四条の十六 実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八条の

五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

(出願審査の請求の時期の制限)

第百八十四条の十七 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項又は第四項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国際特許出願の出願人以外の者は、国内書面提出期間（第百八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間）の経過後でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができない。

(訂正の特例)

第百八十四条の十九 外国語特許出願に係る第百三十四条の二第一項の規定による訂正及び訂正審判の請求については、第百二十六条第五項中「外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「外国語書面」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

(出願審査の請求の時期の制限)

第百八十四条の十七 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国際特許出願の出願人以外の者は、国内書面提出期間（第百八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間）の経過後でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができない。

(訂正の特例)

第百八十四条の十九 外国語特許出願に係る第百三十四条の二第一項の規定による訂正及び訂正審判の請求については、第百二十六条第三項中「外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「外国語書面」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

第八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第二項第一号、第六十五条第五項(第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)、第八十条第二項、第九十七条第二項、第九十八条第二項第一号、第一百一十一条第二項第二号、第二百二十三条第三項、第二百五条、第二百二十六条第八項(第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。)、第二百二十八条(第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。)、第二百三十二条第一項(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)、第七十五条、第七十六条若しくは第九十三条第二項第四号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

(証明等の請求)

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一五 (略)

2 (略)

(前)

(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

第八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第二項第一号、第六十五条第五項(第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)、第八十条第二項、第九十七条第二項、第九十八条第二項第一号、第一百一十一条第二項第二号、第二百二十三条第三項、第二百五条、第二百二十六条第六項(第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、第二百三十二条第一項(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)、第七十五条、第七十六条若しくは第九十三条第二項第四号又は実用新案法第二十条第二項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

(証明等の請求)

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付(第三項において「証明等」という。)を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一五 (略)

3 | 2 (略)

特許庁長官は、第一項ただし書に規定する場合のほか、同項

3 | 4 | (略)

(手数料)

第九十五条 (略)

2 | 8 (略)

9 出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定謄本の送達の日から起算する間、その特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により、政令で定める額を返還する。

一 第三十九条第六項の規定による命令

二 | 四 (略)

10 | 12 (略)

本文の請求に係る特許に関する書類又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項に、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが、仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが含まれる場合には、当該情報に該当する部分についての証明等を行わないものとする。ただし、通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

4 | 5 | (略)

(手数料)

第九十五条 (略)

2 | 8 (略)

9 出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定謄本の送達の日から起算する間、その特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により、政令で定める額を返還する。

一 第三十九条第七項の規定による命令

二 | 四 (略)

10 | 12 (略)

(出願審査の請求の手数料の減免)

第九十五条の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

- (削る)
- (削る)

(行政不服審査法による不服申立ての制限)

第九十五条の四 査定又は審決及び審判若しくは再審の請求書又は第三百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

別表 (第九十五条関係)

	納付しなければならない者	金額
一〜十二	(略)	

(出願審査の請求の手数料の減免)

第九十五条の二 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その発明の発明者又はその相続人
- 二 その発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

(行政不服審査法による不服申立ての制限)

第九十五条の四 査定又は審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

別表 (第九十五条関係)

	納付しなければならない者	金額
一〜十二	(略)	

十三	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十四	(略)	

十三	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者 (その訂正の請求をすることにより、第三百三十四条の三第四項の規定に基づき訂正審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。)	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十四	(略)	

改正案	現行
<p>(仮通常実施権)</p> <p>第四条の二 実用新案登録を受ける権利を有する者は、その実用新案登録を受ける権利に基づいて取得すべき実用新案権について、その実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。</p> <p>2 前項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について実用新案権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その実用新案権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。</p> <p>3 特許法第三十三条第二項及び第三項、第三十四条の三第四項から第六項まで及び第八項から第十項まで並びに第三十四条の五の規定は、仮通常実施権に適用する。この場合において、同法第三十四条の三第八項中「実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六条第一項」とあるのは「第一項又は前条第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、実用新案法第十条第一項」と、同条第九項中「第四十六条第二項」とあるのは「実用新案法第十条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(先願)</p>	<p>(新設)</p> <p>(先願)</p>

<p>第七条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(前)</p>	<p>第七条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(前)</p>
<p>6 (略)</p> <p>(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)</p> <p>第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があつたときは、その実用新案登録出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項</p>	<p>6 1 考案者又は発明者でない者であつて実用新案登録を受ける権利又は特許を受ける権利を承継しないものがした実用新案登録出願又は特許出願は、第一項から第三項までの規定の適用については、実用新案登録出願又は特許出願でないものとみなす。</p> <p>7 (略)</p> <p>(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)</p> <p>第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があつたときは、その実用新案登録出願の際に、これらの者の承諾を得ている場合に限る。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（当該先の出願が特許法第三十六条の二第一項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項</p>

の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第二項若しくは第二項(第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)についての第三条、第三条の二本文、前条第一項から第三項まで、第十一条第一項において準用する同法第三十条第一項及び第二項、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに同法第三十九条第三項及び第四項並びに第七十二条、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(出願の変更)

第十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新

の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第二項若しくは第二項(第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)についての第三条、第三条の二本文、前条第一項から第三項まで、第十一条第一項において準用する同法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに同法第三十九条第三項及び第四項並びに第七十二条、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(出願の変更)

第十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新

案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用、第八条第四項の規定の適用並びに次条第一項において準用する同法第三十条第三項及び第四十三条第一項(次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

4・7 (略)

8 第一項に規定する出願の変更をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな実用新案登録出願について第八条第四項又は次条第一項において準用する特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第一項及び第二項(次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

9 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。

10 (略)

(特許法の準用)

第十一条 (略)

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四

案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用、第八条第四項の規定の適用並びに次条第一項において準用する同法第三十条第四項及び第四十三条第一項(次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

4・7 (略)

8 第一項に規定する出願の変更をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな実用新案登録出願について第八条第四項又は次条第一項において準用する特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第一項及び第二項(次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

9 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。

10 (略)

(特許法の準用)

第十一条 (略)

2 特許法第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十四条第

項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、実用新案登録を受ける権利に準用する。

3 (略)

(実用新案技術評価の請求)

第十二条 実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定に係るもの（以下「実用新案技術評価」という。）を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。

2～7 (略)

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正)

第十四条の二 (略)

2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一・二 (略)

三 明瞭でない記載の釈明

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする事。

3～6 (略)

7 実用新案権者は、第一項の訂正をする場合のほか、請求項の削除を目的とするもの限り、願書に添付した明細書、実用新

一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、実用新案登録を受ける権利に準用する。

3 (略)

(実用新案技術評価の請求)

第十二条 実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第七項の規定に係るもの（以下「実用新案技術評価」という。）を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。

2～7 (略)

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正)

第十四条の二 (略)

2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一・二 (略)

三 明瞭でない記載の釈明

(新設)

3～6 (略)

7 実用新案権者は、第一項の訂正をする場合のほか、請求項の削除を目的とするもの限り、願書に添付した明細書、実用新

案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができる。ただし、実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができない。

8～13 (略)

(実用新案権の移転の特例)

第十七条の二 実用新案登録が第三十七条第一項第二号に規定する要件に該当するとき（その実用新案登録が第十一条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は第三十七条第一項第五号に規定する要件に該当するときは、当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その実用新案権者に対し、当該実用新案権の移転を請求することができる。

2 前項の規定による請求に基づき実用新案権の移転の登録があつたときは、その実用新案権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。

3 共有に係る実用新案権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第二十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

(通常実施権)

案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができる。ただし、実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第一項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができない。

8～13 (略)

(新設)

(通常実施権)

第十九条 (略)

2 (略)

3 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十七条第三項(放棄)及び第九十九条(通常実施権の対抗力)の規定は、通常実施権に準用する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許法第百二十三条第一項の特許無効審判(以下この項において単に「特許無効審判」という。)の請求の登録前に、特許が同条第一項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における実用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者

2 (略)

(自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定)

第二十二條 (略)

第十九条 (略)

2 (略)

3 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十七条第三項(放棄)及び第九十九条(登録の効果)の規定は、通常実施権に準用する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許法第百二十三条第一項の特許無効審判(以下この項において単に「特許無効審判」という。)の請求の登録前に、特許が同項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における実用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 (略)

(自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定)

第二十二條 (略)

2、6 (略)

7 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手續等)の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)

第二十三條 (略)

2 (略)

3 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手續等)の規定は、前項の裁定に準用する。

(質権)

第二十五條 (略)

2・3 (略)

(削る)

(特許法の準用)

第二十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十一条の二まで(特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人がない場合の特許権の消滅)、第七十九条(先使用による通常実施権)、第七十九条の二(特許権の移転の登録前の実施による通常実施権)、第八十一条、第八十二条(意匠権の存続期間満了後の通常実施権)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九

2、6 (略)

7 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手續等)の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)

第二十三條 (略)

2 (略)

3 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手續等)の規定は、前項の裁定に準用する。

(質権)

第二十五條 (略)

2・3 (略)

4 特許法第九十九条第三項(登録の効果)の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

(特許法の準用)

第二十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十一条の二まで(特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人がない場合の特許権の消滅)、第七十九条(先使用による通常実施権)、第八十一条、第八十二条(意匠権の存続期間満了後の通常実施権)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九十八条第一項第一号及び第二項(登録の効果)の規定は、実用新案権

十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、実用新案権に準用する。

（実用新案権者等の責任）

第二十九条の三 実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決（第三十七条第一項第六号に掲げる理由によるものを除く。）が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方と与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価（当該実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案が第三条第二項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定により実用新案登録をすることができない旨の評価を受けたものを除く。）に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもつてその権利を行使し、又はその警告をしたときは、この限りでない。

2 （略）

（特許法の準用）

第三十条 特許法第四百条の二から第四百六条まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、主張の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、当事者尋問等の公開停止及び信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。この場合にお

に準用する。

（実用新案権者等の責任）

第二十九条の三 実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決（第三十七条第一項第六号に掲げる理由によるものを除く。）が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方と与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価（当該実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案が第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第七項の規定により実用新案登録をすることができない旨の評価を受けたものを除く。）に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもつてその権利を行使し、又はその警告をしたときは、この限りでない。

2 （略）

（特許法の準用）

第三十条 特許法第四百条の二から第四百六条まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、当事者尋問等の公開停止及び信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。

いて、同法第四百条の四中「次に掲げる審決が確定した」とあるのは「第一号に掲げる審決が確定した又は第三号に掲げる訂正があつた」と、「当該審決が確定した」とあるのは「当該審決が確定した又は訂正があつた」と、同条第三号中「訂正をすべき旨の審決」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

（登録料の追納による実用新案権の回復）

第三十三条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 （略）

（実用新案登録無効審判）

第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 （略）

いて、同法第四百条の四中「次に掲げる審決が確定した」とあるのは「第一号に掲げる審決が確定した又は第三号に掲げる訂正があつた」と、「当該審決が確定した」とあるのは「当該審決が確定した又は訂正があつた」と、同条第三号中「訂正をすべき旨の審決」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

（登録料の追納による実用新案権の回復）

第三十三条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 （略）

（実用新案登録無効審判）

第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 （略）

一 その実用新案登録が第二条の五第三項において準用する特許法第二十五条、第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第六項又は第十一条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされたとき（その実用新案登録が第十一条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされた場合にあつては、第十七条の二第一項の規定による請求に基づき、その実用新案登録に係る実用新案権の移転の登録があつたときを除く。）。

三・四 (略)

五 その実用新案登録がその考案について実用新案登録を受ける権利を有しない者の実用新案登録出願に対してされたとき（第十七条の二第一項の規定による請求に基づき、その実用新案登録に係る実用新案権の移転の登録があつたときを除く。）。

六・七 (略)

2 実用新案登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が前項第二号に該当すること（その実用新案登録が第十一条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第五号に該当することを理由とするものは、当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者に限り請求することができる。

3・4 (略)

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十二条から第二百二十三

一 その実用新案登録が第二条の五第三項において準用する特許法第二十五条、第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第七項又は第十一条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされたとき。

三・四 (略)

五 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

六・七 (略)

2 実用新案登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が前項第二号に該当すること（その実用新案登録が第十一条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第五号に該当することを理由とするものは、利害關係人に限り請求することができる。

3・4 (略)

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十二条から第二百二十三

条の二まで、第二百二十五条から第二百五十四条まで、第二百五十六条第一項、第三項及び第四項、第二百五十七条、第六十七條、第六十七條の二、第六十九條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十條の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第二百五十六條第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは、「事件が」と読み替えるものとする。

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第七十三條（再審の請求期間）、第七十四條第二項及び第四項（審判の規定等の準用）並びに第七十六條（再審の請求登録前の実施による通常実施権）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十四條第二項中「第七十三條第一項、第七十三條の二第一項本文」とあるのは「実用新案法第三十八條第一項、同法第三十八條の二第一項本文」と、「第七十四條第一項、第三項及び第四項」とあるのは「同法第三十九條第一項、第三項及び第四項」と、「第七十六條から第七十八條まで」とあるのは「第七十七條の二、同法第四十條」と読み替えるものとする。

2 (略)

(審決等に対する訴え)

第四十七條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第七十九條から第八十二條の二まで（被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決

条の二まで、第二百二十五条から第二百五十四条まで、第二百五十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十條の規定は、審判に準用する。

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第七十三條（再審の請求期間）、第七十四條第二項及び第四項（審判の規定等の準用）並びに第七十六條（再審の請求登録前の実施による通常実施権）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十四條第二項中「第七十三條第一項、第七十三條の二第二項本文」とあるのは「実用新案法第三十八條第一項、第三十八條の二第一項本文」と、「第七十四條第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第三十九條第一項、第三項及び第四項」と、「第七十八條」とあるのは「同法第四十條」と読み替えるものとする。

2 (略)

(審決等に対する訴え)

第四十七條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）、第七十九條から第八十條の二まで（被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見）、第八十一條

定の取消し、裁判の正本等の送付及び合議体の構成)の規定は、前項の訴えに準用する。

(外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文)

第四十八条の四 外国語でされた国際実用新案登録出願(以下「外国語実用新案登録出願」という。)の出願人は、条約第二条(四)の優先日(以下「優先日」という。)から二年六月(以下「国内書面提出期間」という。)以内に、前条第二項に規定する国際出願日(以下「国際出願日」という。)における条約第三条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面(図面の中の説明に限る。以下この条において同じ。)及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語実用新案登録出願(当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。)にあつては、当該書面の提出の日から二月(以下「翻訳文提出特例期間」という。)以内に、当該翻訳文を提出することができる。

2 (略)

3 国内書面提出期間(第一項ただし書の外国語実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この条において同じ。)内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文(以下「明細書等翻訳文」という。)の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用

第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)、第八十二条(裁判の正本の送付)並びに第八十二条の二(合議体の構成)の規定は、前項の訴えに準用する。

(外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文)

第四十八条の四 外国語でされた国際実用新案登録出願(以下「外国語実用新案登録出願」という。)の出願人は、条約第二条(四)の優先日(以下「優先日」という。)から二年六月(以下「国内書面提出期間」という。)以内に、前条第二項に規定する国際出願日(以下「国際出願日」という。)における条約第三条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面(図面の中の説明に限る。)及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語実用新案登録出願(当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。)にあつては、当該書面の提出の日から二月(以下「翻訳文提出特例期間」という。)以内に、当該翻訳文を提出することができる。

2 (略)

3 国内書面提出期間(第一項ただし書の外国語実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例期間。次項において同じ。)内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

(新設)

新案登録出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

6・7 (略)

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第四十八条の六 (略)

2 (略)

3 第四十八条の四第二項又は第六項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第五条第二項の規定により願書に添付して提出した実用新案登録請求の範囲とみなす。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の十 (略)

2・3 (略)

4 第八条第二項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明

(新設)

4・5 (略)

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第四十八条の六 (略)

2 (略)

3 第四十八条の四第二項又は第四項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第五条第二項の規定により願書に添付して提出した実用新案登録請求の範囲とみなす。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の十 (略)

2・3 (略)

4 第八条第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明

細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第九条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の四第六項若しくは特許法第百八十四条の四第六項の国内処理基準時又は第四十八条の四第一項若しくは同法第百八十四条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第四十八条の十一 特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の実用新案登録出願への変更については、同法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同

細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第九条第二項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の四第四項若しくは特許法第百八十四条の四第四項の国内処理基準時又は第四十八条の四第一項若しくは同法第百八十四条の四第二項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第四十八条の十一 特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の実用新案登録出願への変更については、同法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決

項に規定する決定の後)でなければすることができない。

(登録料の納付期限の特例)

第四十八条の十二 国際実用新案登録出願の第一年から第三年までの各年分の登録料の納付については、第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時」とあるのは、「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(同条第六項に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とする。

(実用新案技術評価の請求の時期の制限)

第四十八条の十三 国際実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第一項中「何人も」とあるのは、「第四十八条の四第六項に規定する国内処理基準時を経過した後、何人も」とする。

(実用新案原簿への登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

- 一 (略)
- 二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 実用新案権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

定の後)でなければすることができない。

(登録料の納付期限の特例)

第四十八条の十二 国際実用新案登録出願の第一年から第三年までの各年分の登録料の納付については、第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時」とあるのは「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(同条第四項に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とする。

(実用新案技術評価の請求の時期の制限)

第四十八条の十三 国際実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第一項中「何人も」とあるのは、「第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後、何人も」とする。

(実用新案原簿への登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

- 一 (略)
- 二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

<p>(実用新案登録証の交付)</p> <p>第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録、第十四条の二第二項の訂正又は第十七条の二第二項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特許法の準用)</p> <p>第五十五条 特許法第八十六条(証明等の請求)の規定は、実用新案登録に準用する。</p> <p>2 5 (略)</p>

<p>(実用新案登録証の交付)</p> <p>第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録又は第十四条の二第二項の訂正があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特許法の準用)</p> <p>第五十五条 特許法第八十六条(証明等の請求)の規定は、実用新案登録に準用する。この場合において、同条第三項中「通常実施権又は仮通常実施権」とあるのは「通常実施権」と、「通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが」、「仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが」とあるのは「実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが」と読み替えるものとする。</p> <p>2 5 (略)</p>
--

○意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)(第三系関係)

改正案	現行
<p>(意匠の新規性の喪失の例外)</p> <p>第四条(略)</p> <p>2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠(発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同条第一項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。)も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(仮通常実施権)</p> <p>第五条の二 意匠登録を受ける権利を有する者は、その意匠登録を受ける権利に基づいて取得すべき意匠権について、その意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図画、写真、ひな形又は見本に現された意匠又はこれに類似する意匠の範囲において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。</p> <p>2 前項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について意匠権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その意匠権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。</p>	<p>(意匠の新規性の喪失の例外)</p> <p>第四条(略)</p> <p>2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>

3| 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第三十三條第二項及び第三項、第三十四條の三第四項、第六項及び第八項から第十項まで並びに第三十四條の五の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第三十四條の三第八項中「第四十六條第一項」とあるのは「意匠法第十三條第二項」と、同法第九項中「意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第五條の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願」について、第四十六條第二項」とあるのは「第一項又は前條第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願」について、意匠法第十三條第一項」と読み替えるものとする。

(先願)

第九條 (略)

2・3 (略)

(削る)

4| 5| (略)

(関連意匠)

第十條 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、当該関連意匠の意匠登録出願の日(第十五條において準用する特許法第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願に

(先願)

第九條 (略)

2・3 (略)

4| 意匠の創作をした者でない者であつて意匠登録を受ける権利を承継しないものがした意匠登録出願は、第一項又は第二項の規定の適用については、意匠登録出願でないものとみなす。

5| 6| (略)

(関連意匠)

第十條 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、当該関連意匠の意匠登録出願の日(第十五條において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項若しくは第二項の規定による

あつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。)がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)の発行の日前である場合限り、第九條第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2| 4 (略)

(出願の変更)

第十三條 (略)

2| 4 (略)

5 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。

6 (略)

(特許協力条約に基づき国際出願に係る出願の変更の特例)

優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。)がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)の発行の日前である場合限り、第九條第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2| 4 (略)

(出願の変更)

第十三條 (略)

2| 4 (略)

5 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。

6 (略)

(特許協力条約に基づき国際出願に係る出願の変更の特例)

第十三条の二 特許法第八十四条の三第一項又は第八十四条の二十四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第八十四条の五第一項、同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第八十四条の五第二項の規定による手続をし、かつ、同法第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第八十四条の二十四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

2 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の三第二項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

（特許法の準用）

第十五条（略）

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を

第十三条の二 特許法第八十四条の三第二項又は第八十四条の二十四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第八十四条の五第一項、同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第八十四条の五第二項の規定による手続をし、かつ、同法第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第八十四条の二十四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

2 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第二項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

（特許法の準用）

第十五条（略）

2 特許法第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）

受ける権利に準用する。

3（略）

（拒絶の査定）

第十七条 審査官は、意匠登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その意匠登録出願に係る意匠が第三条、第三条の二、第五条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項から第三項まで、第十五条第一項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用する同法第二十五条の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

二・三（略）

四 その意匠登録出願人がその意匠について意匠登録を受ける権利を有していないとき。

（意匠権の移転の特例）

第二十六条の二 意匠登録が第四十八条第一項第一号に規定する要件に該当するとき（その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当するときは、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その意匠権者に対し、当該意匠権の移転を請求することができる。

の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。

3（略）

（拒絶の査定）

第十七条 審査官は、意匠登録出願が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その意匠登録出願に係る意匠が第三条、第三条の二、第五条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項から第三項まで、第十五条第一項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

二・三（略）

四 その意匠登録出願人が意匠の創作をした者でない場合において、その意匠について意匠登録を受ける権利を承継していないとき。

（新設）

- 2 本意匠又は関連意匠の意匠権についての前項の規定による請求は、本意匠又は関連意匠の意匠権のいずれかの消滅後は、当該消滅した意匠権が第四十九条の規定により初めから存在しなかつたものとみなされるときを除き、することができない。
- 3 第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。
- 4 共有に係る意匠権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第三十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

(通常実施権)

第二十八条 (略)

2 (略)

- 3 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十七条第三項(放棄)及び第九十九条(通常実施権の対抗力)の規定は、通常実施権に準用する。

(意匠権の移転の登録前の実施による通常実施権)

第二十九条の三 第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録の際現にその意匠権、その意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その意匠権の移転の登録前に、意匠登録が第四十八条第一項第一号に規定する要件に該

(通常実施権)

第二十八条 (略)

2 (略)

- 3 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十七条第三項(放棄)及び第九十九条(登録の効果)の規定は、通常実施権に準用する。この場合において、同条第二項中「第七十九条」とあるのは、「一意匠法第二十九条若しくは第二十九条の二」と読み替えるものとする。

(新設)

当すること(その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

- 2 当該意匠権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、意匠登録無効審判の請求の登録前に、意匠登録が第四十八条第一項各号のいずれかに該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、意匠登録無効審判の請求の登録の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者

2 (略)

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、意匠登録無効審判の請求の登録前に、意匠登録が第四十八条第二項各号のいずれかに該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、意匠登録無効審判の請求の登録の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 (略)

第三十二条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2・3 (略)

(通常実施権の設定の裁定)

第三十三条 (略)

2・6 (略)

7 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手続等)の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

(質権)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

(削る)

第三十二条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2・3 (略)

(通常実施権の設定の裁定)

第三十三条 (略)

2・6 (略)

7 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手続等)の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

(質権)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 特許法第九十九条第三項(登録の効果)の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第四百四條の二から第四百五條の六まで(具体的な態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、主張の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)及び第四百六條(信用回復の措置)の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一 (略)

二 第四年から第十年まで 毎年一万六千九百円

(削る)

2・5 (略)

(登録料の追納による意匠権の回復)

第四十四条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第四百四條の二から第四百五條の六まで(具体的な態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)及び第四百六條(信用回復の措置)の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一 (略)

二 第四年から第十年まで 毎年一万六千九百円

三 第十一年から二十年まで 毎年三万三千八百円

2・5 (略)

(登録料の追納による意匠権の回復)

第四十四条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 (略)

(意匠登録無効審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判を請求することができる。

一 その意匠登録が第三条、第三条の二、第五条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第二項若しくは第三項、第十五条第二項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用する同法第二十五条の規定に違反してされたとき(その意匠登録が第十五条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされた場合にあつては、第二十六条の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。)

二 (略)

三 その意匠登録がその意匠について意匠登録を受ける権利を有しない者の意匠登録出願に対してされたとき(第二十六条の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。)

四 (略)

2 意匠登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、意匠登録が前項第一号に該当すること(その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は前項第三号に該当することを理由とするものは、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受

けることができる。

2 (略)

(意匠登録無効審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判を請求することができる。

一 その意匠登録が第三条、第三条の二、第五条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第二項若しくは第三項、第十五条第三項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二 (略)

三 その意匠登録が意匠の創作をした者でない者であつてその意匠について意匠登録を受ける権利を承継しないものの意匠登録出願に対してされたとき。

四 (略)

2 意匠登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、意匠登録が前項第一号に該当すること(その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は前項第三号に該当することを理由とするものは、利害關係人に限り請求することができる。

3・4 (略)

(特許法の準用)

第五十二条 特許法第百三十一条第一項及び第二項、第百三十一条の二(第一項第三号及び第二項第一号を除く。)から第百三十四条まで、第百三十五条から第百五十四条まで、第百五十五条第一項及び第二項、第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条、第百五十八条、第百六十条第一項及び第二項、第百六十一条並びに第百六十七条から第百七十条まで(審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

(特許法の準用)

第五十八条 (略)

2 特許法第百三十一条第一項、第百三十一条の二第二項本文、第百三十二条第三項及び第四項、第百三十三条、第百三十三条の二、第百三十四条第四項、第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十五条第二項、第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条、第百五十八条、第百六十条、第百六十七条の二本文、第百六十八条

3・4 (略)

(特許法の準用)

第五十二条 特許法第百三十一条第二項及び第二項、第百三十一条の二(第二項第一号を除く。)から第百三十四条まで、第百三十五条から第百五十四条まで、第百五十五条第一項及び第二項、第百五十六条から第百五十八条まで、第百六十条第一項及び第二項、第百六十一条並びに第百六十七条から第百七十条まで(審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

(特許法の準用)

第五十八条 (略)

2 特許法第百三十一条第一項、第百三十一条の二第二項本文、第百三十二条第三項及び第四項、第百三十三条、第百三十三条の二、第百三十四条第四項、第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十五条第一項、第百五十六条から第百五十八条まで、第百六十条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規

、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判」と読み替えるものとする。

3 特許法第三百三十一條第一項、第三百三十一條の二第一項本文、第三百三十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百七條まで、第五百十條から第五百二十二條まで、第五百五十五條第一項、第五百五十六條第一項、第三項及び第四項、第五百五十七條、第四百六十七條の二本文、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

4 (略)

(審決等に対する訴え)

第五十九條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)、第七十九條(被告適格)、第八十條第一項(出訴の通知等)及び第八十條の二から第八十二條まで(審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第二号中一訴えに係る請求項を特定するために必要とあるのは、「旨を記載した」と読み替えるものとする。

定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判」と読み替えるものとする。

3 特許法第三百三十一條第一項、第三百三十一條の二第一項本文、第三百三十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百七條まで、第五百十條から第五百二十二條まで、第五百五十五條第一項、第五百五十六條、第五百五十七條、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

4 (略)

(審決等に対する訴え)

第五十九條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)、第七十九條から第八十條の二まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第八十一條第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第八十二條(裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

(意匠原簿への登録)

第六十一條 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

一 (略)

二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 意匠権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

(意匠登録証の交付)

第六十二條 特許庁長官は、意匠権の設定の登録又は第二十六條の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、意匠権者に対し、意匠登録証を交付する。

2 (略)

(意匠原簿への登録)

第六十一條 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

一 (略)

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

(意匠登録証の交付)

第六十二條 特許庁長官は、意匠権の設定の登録があつたときは、意匠権者に対し、意匠登録証を交付する。

2 (略)

改正案	現行
<p>目次 第四章の二 登録異議の申立て（第四十三条の二―第四十三条の十五）</p> <p>（商標登録を受けることができない商標）</p> <p>第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）</p> <p>一〇（略）</p> <p>十一 十二（略）</p> <p>十三 削除</p>	<p>目次 第四章の二 登録異議の申立て（第四十三条の二―第四十三条の十四）</p> <p>（商標登録を受けることができない商標）</p> <p>第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）</p> <p>十 十一（略）</p> <p>十二 商標権が消滅した日（商標登録を取り消すべき旨の決定又は無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。）から一年を経過していない他人の商標（他人が商標権が消滅した日以前一年以上使用をしなかつたものを除く。）又はこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくはは</p>

<p>十四 十九（略）</p> <p>2・3（略） （削る）</p> <p>（出願時の特例）</p> <p>第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。</p> <p>2（略）</p>
--

<p>役務について使用をするもの</p> <p>十四 十九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第五十三条の二の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合において、その審判の請求人が当該審決によつて取り消された商標登録に係る商標又はこれに類似する商標について商標登録出願をするときは、第一項第十三号の規定は適用しない。</p> <p>（出願時の特例）</p> <p>第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。</p> <p>2（略）</p>

(設定の登録前の金銭的請求権等)

第十三条之二 (略)

2、4 (略)

5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第百四条の三第一項及び第二項、第百五条、第百五条の二、第百五条の四から第百五条の六まで及び第百六条、第五十六条第一項において準用する同法第百六十八条第三項から第六項まで並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百十九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知ったときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」とあるのは、「商標権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

(商標権の回復)

第二十一条 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内に限り、その申請をすることができる。

2 (略)

(通常使用権)

(設定の登録前の金銭的請求権等)

第十三条之二 (略)

2、4 (略)

5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第百四条の三から第百五条の二まで、第百五条の四から第百五条の六まで及び第百六条、第五十六条第一項において準用する特許法第百六十八条第三項から第六項まで並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百十九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知ったときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」とあるのは、「商標権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

(商標権の回復)

第二十一条 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、その責めに帰することができない理由により同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請ができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内に限り、その申請をすることができる。

2 (略)

(通常使用権)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 通常使用権は、その登録をしたときは、その商標権若しくは専用使用権又はその商標権についての専用使用権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

5 通常使用権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

6 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十四条第二項(質権の設定)及び第九十七条第三項(放棄)の規定は、通常使用権に準用する。

(団体構成員等の権利)

第三十一条之二 (略)

2・3 (略)

4 団体商標又は地域団体商標に係る登録商標についての第三十一条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員若しくは地域団体構成員」とする。

(無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者が第四十六条第一

第三十一条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

4 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十四条第二項(質権の設定)、第九十七条第三項(放棄)並びに第九十九条第一項及び第三項(登録の効果)の規定は、通常使用権に準用する。

(団体構成員等の権利)

第三十一条之二 (略)

2・3 (略)

4 団体商標又は地域団体商標に係る登録商標についての第三十一条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員若しくは地域団体構成員」とする。

(無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利)

第三十三条 次の各号の一に該当する者が第四十六条第一項の審

項の審判の請求の登録前に商標登録が同項各号のいずれかに該当することを知らずに日本国内において指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、第四十六条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした商標登録に係る商標権についての専用使用権又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者

2・3 (略)

第三十三条の三 商標登録出願の日前又はこれと同日の特許出願に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をする権利を有する。ただし、その使用が不正競争の目的でされない場合に限る。

判の請求の登録前に商標登録が同項各号のいずれかに該当することを知らずに日本国内において指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、第四十六条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした商標登録に係る商標権についての専用使用権又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者

2・3 (略)

第三十三条の三 商標登録出願の日前又はこれと同日の特許出願に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をする権利を有する。ただし、その使用が不正

2・3 (略)

(質権)

第三十四条 (略)

2| 通常使用権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分
の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

3| 4| (略)

(削る)

(主張の制限)

第三十八条の二 商標権若しくは専用使用権の侵害又は第十三条の二第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する金銭の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後、次に掲げる審決又は決定が確定したときは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え(当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。)においては、当該審決又は決定が確定したことを主張することができない。

- 一 当該商標登録を無効にすべき旨の審決
- 二 当該商標登録を取り消すべき旨の決定

競争の目的でされない場合に限る。

2・3 (略)

(質権)

第三十四条 (略)

(新設)

2| 3| (略)

4| 特許法第九十九条第三項(登録の効果)の規定は、通常使用権を目的とする質権に準用する。

(新設)

(特許法の準用)

第三十九条 特許法第百三条(過失の推定)、第百四条の二(具体的態様の明示義務)、第百四条の三第一項及び第二項(特許権者等の権利行使の制限)、第百五条から第百五条の六まで(書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)並びに第百六条(信用回復の措置)の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

(決定の確定範囲)

第四十三条の十四 登録異議の申立てについての決定は、登録異議申立事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに申し立てられた登録異議の申立てについての決定は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。

(審判の規定の準用)

第四十三条の十五 (略)

2 (略)

(拒絶査定に対する審判における特則)

第五十五条の二 (略)

2 第十六条の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十六条第一項において準用する特許法第百六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

3 (略)

(特許法の準用)

第三十九条 特許法第百三条(過失の推定)、第百四条の二(具体的態様の明示義務)、第百五条の六まで(具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)及び第百六条(信用回復の措置)の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

(新設)

(審判の規定の準用)

第四十三条の十四 (略)

2 (略)

(拒絶査定に対する審判における特則)

第五十五条の二 (略)

2 第十六条の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条第一項において準用する特許法第百六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

3 (略)

(審決の確定範囲)

第五十五条の三 審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに請求された第四十六条第一項の審判の審決は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第百三十一条第二項、第百三十一条の二第二項(第二号及び第三号を除く。)、第百三十二条から第百三十三条の二まで、第百三十四条第一項、第三項及び第四項、第百三十五条から第百五十四条まで、第百五十五条第二項及び第二項、第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条、第百五十八条、第百六十条第二項及び第二項、第百六十一条、第百六十七条並びに第百六十八条から第百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第百三十一条の二第一項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは「商標法第四十六条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六条第一項において準用する特許法第百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第百三十二条第二項及び第百六十七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第百四十五条第一項及び第百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一

(新設)

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第百三十一条第二項、第百三十一条の二第二項、第百三十二条から第百三十三条の二まで、第百三十四条第一項、第三項及び第四項、第百三十五条から第百五十四条まで、第百五十五条第一項及び第二項、第百五十六条から第百五十八条まで、第百六十条第一項及び第二項、第百六十一条並びに第百六十七条から第百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第百三十一条の二第一項中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつたとき」とあるのは「商標法第四十六条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六条第一項において準用する特許法第百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき」と、同法第百三十二条第二項及び第百六十七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第百四十五条第一項及び第百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第二項、第五十条第二項、第五十一条第一項、第五十二条の二第二項、第五十三条第一項又

項又は第五十三条の二の審判」と、同法第百三十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第四十四条第二項又は第四十五条第一項の審判」と、同法第百六十八条第二項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2 (略)

(審判の規定の準用)

第六十条の二 第四十三條の三、第四十三條の五から第四十三條の九まで、第四十三條の十二から第四十三條の十五まで、第五十六條第一項において準用する特許法第百三十一條第一項、第百三十一條の二第二項本文、第百三十二條第三項、第百五十四條、第百五十五條第一項並びに第百五十六條第一項、第三項及び第四項並びに第五十六條第二項において準用する同法第百五十五條第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2 第五十五條の二及び第五十五條の三の規定は、第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第五十五條の三及び第五十六條の二の規定は、第四十五條第

は第五十三条の二の審判」と、同法第百三十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第四十四条第二項又は第四十五条第一項の審判」と、同法第百六十八条第二項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2 (略)

(審判の規定の準用)

第六十条の二 第四十三條の三、第四十三條の五から第四十三條の九まで、第四十三條の十二から第四十三條の十四まで、第五十六條第一項において準用する特許法第百三十一條第二項、第百三十一條の二第一項本文、第百三十二條第三項、第百五十四條、第百五十五條第一項及び第百五十六條並びに第五十六條第二項において準用する同法第百五十五條第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2 第五十五條の二の規定は、第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第五十六條の二の規定は、第四十五條第一項の審判の確定審

4 一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。
第五十五條の三の規定は、第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第百七十三條(再審の請求期間)並びに第百七十四條第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第百七十三條第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」とあるのは「取消決定又は審決」と、同法第百七十四條第二項中「第百六十七條から第百六十八條まで」とあるのは「第百六十七條、第百六十八條」と、「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判」と読み替えるものとする。

(意匠法の準用)

第六十二条 意匠法第五十八條第二項(審判の規定の準用)の規定は、第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第五十八條第三項中「第百六十七條の二本文、第百六十八條」とあるのは、「第百六十八條」と読み替えるものとする。

2 意匠法第五十八條第三項の規定は、第四十五條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法

決に対する再審に準用する。

(新設)

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第百七十三條(再審の請求期間)並びに第百七十四條第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第百七十三條第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」とあるのは「取消決定又は審決」と、同法第百七十四條第二項中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判」と読み替えるものとする。

(意匠法の準用)

第六十二条 意匠法第五十八條第二項(審判の規定の準用)の規定は、第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 意匠法第五十八條第三項の規定は、第四十五條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第五十八条第三項中「第百六十七條の二本文、第百六十八條」とあるのは、「第百六十八條」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第六十三條 (略)

2 特許法第百七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第百七十九條から第百八十二條まで(被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第百七十八條第二項中「当該審判」とあるのは「当該登録異議の申立てについての審理、審判」と、同法第百七十九條中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第二項、第五十條第一項、第五十一條第二項、第五十二條の二第二項、第五十三條第一項若しくは第五十三條の二の審判」と読み替えるものとする。

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

第六十五條の三 (略)

2 (略)

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内に限り、その出願をすることができる。

(審決等に対する訴え)

第六十三條 (略)

2 特許法第百七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)、第百七十九條から第百八十二條の二まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第百八十一條第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第百八十二條(裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第百七十八條第二項中「当該審判」とあるのは「当該登録異議の申立てについての審理、審判」と、同法第百七十九條中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第二項、第五十條第一項、第五十一條第二項、第五十二條の二第二項、第五十三條第二項若しくは第五十三條の二の審判」と読み替えるものとする。

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

第六十五條の三 (略)

2 (略)

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、その責めに帰することができない理由により前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、一月)以内でその期間の経過後六月以内に限り、その出願をすることができる。

4 (略)

(商標に関する規定の準用)

第六十八條 (略)

2 (略)

3 第十八條、第二十六條から第二十八條の二まで、第三十二條から第三十三條の三まで、第三十五條、第三十八條の二、第三十九條において準用する特許法第百四條の三第一項及び第二項並びに第六十九條の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。この場合において、第十八條第二項中「第四十條第一項の規定による登録料又は第四十一條の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五條の七第一項の規定による登録料」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

附 則

(書換登録の申請)

第三條 (略)

2 (略)

3 書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から一月以内でその期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。

4 (略)

(商標に関する規定の準用)

第六十八條 (略)

2 (略)

3 第十八條、第二十六條から第二十八條の二まで、第三十二條から第三十三條の三まで、第三十五條、第三十九條において準用する特許法第百四條の三及び第六十九條の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。この場合において、第十八條第二項中「第四十條第一項の規定による登録料又は第四十一條の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五條の七第一項の規定による登録料」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

附 則

(書換登録の申請)

第三條 (略)

2 (略)

3 書換登録の申請をすべき者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその申請をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、一月)以内でその期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。

(拒絶査定に対する審判における特則)

第十六条 (略)

2 附則第八条の規定は、附則第十三条において準用する第四十条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、附則第十七条第一項において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

(審判の規定の準用)

第十六条の二 第五十五条の三の規定は、書換登録についての審判に準用する。

(特許法の準用)

第十七条 特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項(第二号及び第三号を除く)、第三百三十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条、第三百六十七条並びに第三百六十八条から第三百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、書換登録についての審判に準用する。この場合において、同法第三百三十一条の二第一項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは「商標法附則第十四条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法附則第十七

(拒絶査定に対する審判における特則)

第十六条 (略)

2 附則第八条の規定は、附則第十三条において準用する第四十条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条第一項において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

(新設)

(特許法の準用)

第十七条 特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項、第三百三十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、書換登録についての審判に準用する。この場合において、同法第三百三十一条の二第一項中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げる請求の理由について」とあるのは「商標法附則第十四条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法附則第十七条第一項において準用す

条第一項において準用する特許法第三百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第三百三十二条第一項及び第三百六十七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第四百四十五条第一項及び第三百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法附則第十四条第一項の審判」と、同法第三百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第三百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第三百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判」と、同法第三百六十八条第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2 (略)

(審判の規定の準用)

第十九条 (略)
2 第五十五条の三の規定は、書換登録についての審判の確定審決に対する再審に準用する。

(特許法の準用)

第二十条 特許法第七十二条(再審の請求期間)並びに第七十四条第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、書換登録についての再審に準用する。この場合において、同条第

る特許法第三百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由について」と、同法第三百三十二条第一項及び第三百六十七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第四百四十五条第一項及び第三百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法附則第十四条第一項の審判」と、同法第三百三十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第三百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第三百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判」と、同法第三百六十八条第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2 (略)

(新設)

(特許法の準用)

第二十条 特許法第七十二条(再審の請求期間)並びに第七十四条第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、書換登録についての再審に準用する。この場合において、同条第

二項中「第百六十七條から第百六十八條まで」とあるのは「第百六十七條、第百六十八條」と、「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法附則第十四條第一項の審判」と読み替えるものとする。

(意匠法の準用)

第二十一條 意匠法第五十八條第二項(審判の規定の準用)の規定は、附則第十三條において準用する第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第五十八條第二項中「第百六十七條の二本又、第百六十八條」とあるのは、「第百六十八條」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第二十二條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七十九條から第八十二條まで(被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十九條中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは、「商標法附則第十四條第一項の審判」と読み替えるものとする。

二項中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは、「商標法附則第十四條第一項の審判」と読み替えるものとする。

(意匠法の準用)

第二十一條 意匠法第五十八條第二項(審判の規定の準用)の規定は、附則第十三條において準用する第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(審決等に対する訴え)

第二十二條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)、第七十九條から第八十條の二まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第八十一條第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第八十二條(裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十九條中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは、「商標法附則第十四條第一項の審判」と読み替えるものとする。

○ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和三十二年法律第三十号)(第五條關係)

改正案	現行
<p>(取り下げられたものとみなす旨の決定)</p> <p>第七條 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第十八條第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)</u>第三項又は第四項の規定により納付すべき手数料が経済産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。</p> <p>三 (略)</p>	<p>(取り下げられたものとみなす旨の決定)</p> <p>第七條 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第十八條第一項第一号若しくは第二号、同條第二項又は同條第三項の規定により納付すべき手数料が経済産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。</u></p> <p>三 (略)</p>
<p>(国際調査報告)</p> <p>第八條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特許庁長官は、国際出願が条約第十七條(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、七万八千円に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(国際予備審査報告)</p>	<p>(国際調査報告)</p> <p>第八條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特許庁長官は、国際出願が条約第十七條(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、<u>実費を勘案して政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(国際予備審査報告)</p>

第十二条 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条③(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は二万円に当該請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

4 (略)

(国際予備審査の請求の手續の不備等)

第十四条 国際予備審査の請求につき、第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)又は第四項の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、政令で定める。

(手数料)

第十八条 第九条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

第十二条 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条③(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は実費を勘案して政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

4 (略)

(国際予備審査の請求の手續の不備等)

第十四条 国際予備審査の請求につき、第十八条第一項第四号又は同条第三項の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、政令で定める。

(手数料)

第十八条 次の各号に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者

二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者

三 第九条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定

2 (削る)

2 次

一	特許庁が国際調査をする国際出願をする者	一件につき十一万円
二	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者	一件につき一万三千円
三	国際予備審査の請求をする者	一件につき三万六千円

の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

一	特許庁が国際調査をする国際出願をする者	一件につき十一万円
二	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者	一件につき一万三千円
三	国際予備審査の請求をする者	一件につき三万六千円

3 前項の表二の項の中欄に掲げる者は、前項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める金額の同表二の項に規定する国際調査機関に対する手数料を納付しなければならない。

4 第二項の表の中欄に掲げる者は、前二項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める金額の国際事務局(条約第二条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)に対する手数料を納付しなければならない。

5 特許法第百九十五条第四項、第五項、第七項、第八項、第十

による請求をする者

四 国際予備審査の請求をする者

(新設)

2 前項第二号に掲げる者は、同項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める金額の同号に規定する国際調査機関に対する手数料を納付しなければならない。

3 第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる者は、前二項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める金額の国際事務局(条約第二条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)に対する手数料を納付しなければならない。

4 特許法第百九十五条第四項、第五項、第七項、第八項、第十

一項及び第十二項の規定は、第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料並びに第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料に準用する。

一項及び第十二項の規定は、第一項の規定により納付すべき手数料及び第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料に準用する。

○ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>4（略）</p>	<p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>4（略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等の円滑化</p> <p>第一節 事業活動の計画（第五条―第十三条）</p> <p>第二節 設備導入の計画（第十四条―第十七条）</p> <p>第三節 特例措置等（第十八条―第三十条）</p> <p>第二章の二 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等</p> <p>第一節 総則（第三十条の二―第三十条の七）</p> <p>第二節 設立（第三十条の八―第三十条の十三）</p> <p>第三節 管理</p> <p>第一款 取締役等（第三十条の十四・第三十条の十五）</p> <p>第二款 産業革新委員会（第三十条の十六―第三十条の二十一）</p> <p>第三款 定款の変更（第三十条の二十二）</p> <p>第四節 業務</p> <p>第一款 業務の範囲（第三十条の二十三）</p> <p>第二款 支援基準（第三十条の二十四）</p> <p>第三款 業務の実施（第三十条の二十五―第三十条の二十七）</p> <p>第五節 国の援助等（第三十条の二十八）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等の円滑化</p> <p>第一節 事業活動の計画（第五条―第十三条）</p> <p>第二節 設備導入の計画（第十四条―第十七条）</p> <p>第三節 特例措置等（第十八条―第三十条）</p> <p>第二章の二 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等</p> <p>第一節 総則（第三十条の二―第三十条の七）</p> <p>第二節 設立（第三十条の八―第三十条の十三）</p> <p>第三節 管理</p> <p>第一款 取締役等（第三十条の十四・第三十条の十五）</p> <p>第二款 産業革新委員会（第三十条の十六―第三十条の二十一）</p> <p>第三款 定款の変更（第三十条の二十二）</p> <p>第四節 業務</p> <p>第一款 業務の範囲（第三十条の二十三）</p> <p>第二款 支援基準（第三十条の二十四）</p> <p>第三款 業務の実施（第三十条の二十五―第三十条の二十七）</p> <p>第五節 国の援助等（第三十条の二十八）</p>
<p>第六節 財務及び会計（第三十条の二十九―第三十条の三十二）</p> <p>第七節 監督（第三十条の三十二―第三十条の三十四）</p> <p>第八節 解散等（第三十条の三十五・第三十条の三十六）</p> <p>第三章 中小企業の活力の再生</p> <p>第一節 創業及び中小企業経営資源活用の円滑化（第三十一条―第三十九条）</p> <p>第二節 中小企業承継事業再生の円滑化（第三十九条の二―第三十九条の六）</p> <p>第三節 中小企業再生支援体制の整備（第四十条―第四十七条）</p> <p>第四章 事業再生の円滑化（第四十八条―第五十四条）</p> <p>第五章 事業活動における知的財産権の活用（第五十五条―第七十一条）</p> <p>第六章 雑則（第七十二条―第七十七条）</p> <p>第七章 罰則（第七十八条―第八十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～25（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>第六節 財務及び会計（第三十条の二十九―第三十条の三十二）</p> <p>第七節 監督（第三十条の三十二―第三十条の三十四）</p> <p>第八節 解散等（第三十条の三十五・第三十条の三十六）</p> <p>第三章 中小企業の活力の再生</p> <p>第一節 創業及び中小企業経営資源活用の円滑化（第三十一条―第三十九条）</p> <p>第二節 中小企業承継事業再生の円滑化（第三十九条の二―第三十九条の六）</p> <p>第三節 中小企業再生支援体制の整備（第四十条―第四十七条）</p> <p>第四章 事業再生の円滑化（第四十八条―第五十四条）</p> <p>第五章 事業活動における知的財産権の活用</p> <p>第一節 特許料の特例等（第五十五条―第五十七条）</p> <p>第二節 特定通常実施権登録（第五十八条―第七十一条）</p> <p>第六章 雑則（第七十二条―第七十七条）</p> <p>第七章 罰則（第七十八条―第八十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～25（略）</p> <p>26 この法律において「特定通常実施権許諾契約」とは、法人である特許権者、実用新案権者又は特許権若しくは実用新案権についての専用実施権者が、他の法人に、その特許権、実用新案</p>

(削る)

(運営)

第三十条の十九 (略)

2 ～ 8 (略)

9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他

権又は専用実施権(特許権又は実用新案権についての専用実施権をいう。以下同じ。)についての通常実施権(第六十三条第一項及び第二項第一号を除き、以下単に「通常実施権」という。)を許諾することを内容とする書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十条の十九第九項及び第三十条の二十第二項第二号において同じ。))で作成されているものを含む。以下この項において同じ。)でされた契約であつて、当該書面に許諾の対象となる全ての特許権、実用新案権又は専

27) この法律において「特定通常実施権登録簿」とは、特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権について、この法律の規定により登録すべき事項を記録する帳簿をいう。

(運営)

第三十条の十九 (略)

2 ～ 8 (略)

9 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合にお

人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 (略)

第五章 事業活動における知的財産権の活用

(削る)

(特許料の特例)

第五十六条 特許庁長官は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。次条及び附則第四条において「承認事業者」という。)が同法第二条第一項の特定大学技術移転事業(次条及び附則第四条において「特定大学技術移転事業」という。)を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第七七条第二項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(削る)

ける当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 (略)

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第一節 特許料の特例等

(特許料の特例)

第五十六条 特許庁長官は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。次条及び附則第四条において「承認事業者」という。)が同法第二条第一項の特定大学技術移転事業(次条及び附則第四条において「特定大学技術移転事業」という。)を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第七七条第一項の規定による第二年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

第二節 特定通常実施権登録

(通常実施権の対抗要件に関する特例)

- 第五十八条 特定通常実施権許諾契約により通常実施権が許諾された場合において、当該許諾に係る通常実施権につき特定通常実施権登録簿に登録をしたときは、当該通常実施権について、特許法第九十九条第一項（実用新案法第十九条第三項において準用する場合を含む。）の登録があつたものとみなす。
- 2 特定通常実施権許諾契約により通常実施権が許諾された場合において、当該許諾に係る通常実施権の全部の移転又は処分の制限につき特定通常実施権登録簿に登録をしたときは、当該通常実施権について、特許法第九十九条第三項（実用新案法第十九条第三項において準用する場合を含む。）の登録があつたものとみなす。
- 3 前二項の規定により登録をした場合における当該通常実施権については、特許法第六十七条の三第一項第二号、第八十四条、第八十七条第一項、第二百二十三条第四項及び第二百五十五条の二第一項第二号並びに実用新案法第二十一条第三項において準用する特許法第八十四条及び第八十七条第一項並びに実用新案法第三十七条第四項の規定は、適用しない。

(特定通常実施権登録)

- 第五十九条 特許庁に、特定通常実施権登録簿を備える。
- 2 特定通常実施権登録簿は、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。
- 3 前条第一項及び第二項に規定する特定通常実施権登録簿への

- 登録（以下「特定通常実施権登録」という。）は、特定通常実施権登録簿に、次に掲げる事項を記録することによつて行う。
- 一 登録の目的
- 二 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 三 特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 四 特定通常実施権許諾契約における許諾の対象となる特許権、実用新案権又は専用実施権を特定するために必要な事項で経済産業省令で定めるもの
- 五 特定通常実施権許諾契約において設定行為で定めた特許発明の実施又は登録実用新案の実施をする範囲
- 六 申請の受付の年月日
- 七 登録の存続期間
- 八 登録番号
- 九 登録の年月日
- 4 前項第七号の存続期間は、十年を超えることができない。

(登録の申請)

- 第六十条 第五十八条第一項の登録は、特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者及び特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者が申請しなければならない。
- 2 第五十八条第二項の特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権の全部の移転の登録は、当該通常実施権を移転した者及び当該通常実施権の移転を受けた者が申請しなければならない。

(延長登録)

第六十一条 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者であつて特定通常実施権登録を受けたもの（以下「特定通常実施権許諾者」という。）及び特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者であつて特定通常実施権登録を受けたもの（以下「特定通常実施権者」という。）は、特定通常実施権登録の存続期間を延長する登録を申請することができる。

2 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによつて行ふ。

- 一 当該特定通常実施権登録の存続期間を延長する旨
- 二 延長後の存続期間
- 三 申請の受付の年月日
- 四 登録の年月日

3 前項第二号の存続期間は、十年を超えることができない。

(抹消登録)

第六十二条 特定通常実施権許諾者及び特定通常実施権者は、次に掲げる事由があるときは、特定通常実施権登録を抹消する登録を申請することができる。

- 一 特定通常実施権許諾契約による通常実施権の許諾が効力を生じないこと。
- 二 特定通常実施権許諾契約による通常実施権の許諾が取消し解除その他の原因により効力を失つたこと。
- 三 特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権の全部が消滅し

たこと。

2 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによつて行ふ。

- 一 当該特定通常実施権登録を抹消する旨
- 二 申請の受付の年月日
- 三 登録の年月日

(登録対象外登録)

第六十三条 特定通常実施権者は、特許庁長官に対し、その特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権（当該特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又は専用実施権が他人に移転された場合における当該特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権を含む。）が、当該特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権登録の対象でないことの登録を申請することができる。

2 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによつて行ふ。

- 一 特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権が、当該特定通常実施権登録の対象でない旨
- 二 当該特定通常実施権登録の対象でない通常実施権に係る特許権、実用新案権又は専用実施権に係る特許番号又は実用新案登録番号
- 三 申請の受付の年月日

四 登録の年月日

(登録事項証明書等の交付)

第六十四条 何人も、特許庁長官に対し、特定通常実施権登録簿に記録されている事項(第五十九条第三項第三号から第五号までに掲げる事項を除く。以下この項において同じ。)の閲覧若しくは謄写(特定通常実施権登録簿の全部又は一部が磁気ディスクをもつて調製されているときは、当該磁気ディスクをもつて調製された部分に記録されている事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写)又は当該事項を証明した書面(第六十九条第一項第二号において「開示事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 次に掲げる者は、特許庁長官に対し、それぞれに係る特定通常実施権許諾者に係る特定通常実施権登録簿について、特定通常実施権登録簿に記録されている事項(第五十九条第三項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)を証明した書面(以下「登録事項概要証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時に、当該特定通常実施権登録簿の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録簿が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権について当該特定通常実施権登録簿に前条第一項の登録がされている場合には、当該特定通常実施権登録簿に記録されている事項については、この限りでない。

一 特定通常実施権許諾者から特許権、実用新案権若しくは専

用実施権又はその特許権若しくは実用新案権についての専用実施権を取得した者

二 前号に掲げる者が取得した同号の特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは実用新案権についての専用実施権をその後取得した者

三 特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権若しくは専用実施権を差し押さえ、又は仮に差し押さえた債権者

四 特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権を取得した者

五 前各号に掲げる者について利害関係を有する者として政令で定めるもの

3 次に掲げる者は、特許庁長官に対し、その特定通常実施権登録簿について、特定通常実施権登録簿に記録されている事項を証明した書面(以下「登録事項証明書」という。)又は登録事項概要証明書の交付を請求することができる。

一 特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者

二 特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者について利害関係を有する者として政令で定めるもの

4 前項に掲げる場合のほか、第二項各号に掲げる者は、それぞれに係る特定通常実施権許諾者の特定通常実施権登録簿において特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者として記録されている者に対し、当該特定通常実施権登録簿に係る登録事項証明書の交付を特許庁長官に対して請求する旨を通知した場合は、当該通知の到達した日から政令で定める期間を経過した後において、特許庁長官に対し、当該登録事項証明書の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時に

において、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権について当該特定通常実施権登録簿に前条第一項の登録がされている場合には、当該特定通常実施権登録簿に登録されている事項については、この限りでない。

5 前項の通知は、経済産業省令で定める事項を記載した確定日付のある証書による方法その他経済産業省令で定める方法によつてしなければならない。

6 第四項の通知は、同項の特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者として登録されている者に係る特定通常実施権登録簿に登録された本店又は主たる事務所の所在地にあって送すれば足りる。

7 第四項の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

8 第一項から第四項までの特許庁長官に対する請求の手續に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(行政手続法の適用除外)

第六十五条 この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第六十六条 特定通常実施権登録簿については、行政機関の保有

する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第六十七条 特定通常実施権登録簿に登録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報という。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(異議申立てと訴訟との関係)

第六十八条 この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(手数料の納付)

第六十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 第六十四条第一項の規定により閲覧又は謄写を請求する者
- 二 開示事項証明書等の交付を請求する者
- 三 登録事項概要証明書の交付を請求する者
- 四 登録事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から二年を経

過した後は、請求することができない。

(特許法の運用)

第七十条 特許法第三条及び第五条第一項の規定は、この節の規定又は当該規定に基づく命令に規定する手続についての期間に適用する。

2 特許法第七条、第八条、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条第二項、第二十条並びに第二十五条の規定は、この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による手続に適用する。この場合において、同法第十七条第三項第三号中「第九十五条第一項から第三項まで」とあるのは、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第六十九条第一項」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第七十一条 この法律に規定するもののほか、特定通常実施権登録に関し必要な事項は、政令で定める。

○産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)(第八条関係)

改正案	現行
<p>(特許料等の特例)</p> <p>第十七条 特許庁長官は、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものであるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>一 学校教育法第一条に規定する大学(以下この条において単に「大学」という。)の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同法第一条に規定する高等専門学校(以下この条において単に「高等専門学校」という。)の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。)の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者(以下「大学等研究者」と総称する。)</p> <p>二 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用</p>	<p>(特許料等の特例)</p> <p>第十七条 特許庁長官は、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>一 その特許発明(職務発明(特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)に限る。)の発明者である学校教育法第一条に規定する大学(以下この条において単に「大学」という。)の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同法第一条に規定する高等専門学校(以下この条において単に「高等専門学校」という。)の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。)の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者(以下「大学等研究者」と総称する。)</p> <p>二 その特許発明が大学等研究者がした職務発明である場合に</p>

機関法人

(前各)

三 試験研究独立行政法人（独立行政法人のうち高等専門学校を
設置する者であるもの以外のものであつて、試験研究に關
する業務を行うものとして政令で定めるものをいう。）

(前各)

四 公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究
所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学
校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものを

おいて、その大学等研究者から特許を受ける権利を承継した
当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利
用機関法人

三 その特許発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との
共同で行われたものである場合（当該特許発明が大学等研究
者について職務発明である場合に限る。）において、当該特
許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこ
れらの者から承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置
する者又は大学共同利用機関法人

四 その特許発明が試験研究独立行政法人（独立行政法人のう
ち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであつて
、試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの
をいう。以下この条において同じ。）の役員又はその職員
のうち専ら研究に従事する者（以下この条において「試験研究
独立行政法人研究者」という。）がした職務発明である場合
において、その試験研究独立行政法人研究者から特許を受け
る権利を承継した当該試験研究独立行政法人

五 その特許発明が試験研究独立行政法人研究者と試験研究独
立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場
合（当該特許発明が試験研究独立行政法人研究者について職
務発明である場合に限る。）において、当該特許発明に係る
これらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から
承継した当該試験研究独立行政法人

六 その特許発明が公設試験研究機関（地方公共団体に置かれ
る試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に
規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業

いう。）を設置する者

(前各)

五 試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人のうち地方
独立行政法人法第六十八条第二項に規定する公立大学法人以
外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう
。）

(前各)

務を行うものをいう。以下この条において同じ。）の長又は
その職員のうち専ら研究に従事する者（以下この条において
「公設試験研究機関研究者」という。）がした職務発明であ
る場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受け
る権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

七 その特許発明が公設試験研究機関研究者と公設試験研究機
関研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該
特許発明が公設試験研究機関研究者について職務発明である
場合に限る。）において、当該特許発明に係るこれらの者の
共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該
公設試験研究機関を設置する者

八 その特許発明が試験研究地方独立行政法人（地方独立行政
法人のうち地方独立行政法人法第六十八条第二項に規定する
公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を
行うものをいう。以下この条において同じ。）の役員又はそ
の職員のうち専ら研究に従事する者（以下この条において「
試験研究地方独立行政法人研究者」という。）がした職務発
明である場合において、その試験研究地方独立行政法人研究
者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行
政法人

九 その特許発明が試験研究地方独立行政法人研究者と試験研
究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたもの
である場合（当該特許発明が試験研究地方独立行政法人研究
者について職務発明である場合に限る。）において、当該特
許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこ
れらの者から承継した当該試験研究地方独立行政法人

(削る)

(削る)

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が前項各号に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものであるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

(削る)

(削る)

十 その特許発明が大学等研究者がした職務発明である場合であつて、当該特許発明に係る特許を受ける権利が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下この条及び附則第三条において「承認事業者」という。）に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

十一 その特許発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。）であつて、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明（職務発明に限る。）の発明者である大学等研究者

二 その発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、その大学等研究者から特許を受ける権利を承継した当該

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

三 その発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

四 その発明が試験研究独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、その試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人

五 その発明が試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究独立行政法人

六 その発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

七 その発明が公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該公設試験研究機関を設置する者

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第十八条 特許庁長官は、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件

八 その発明が試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、その試験研究地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人

九 その発明が試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究地方独立行政法人

十 その発明が大学等研究者がした職務発明である場合であつて、当該発明に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

十一 その発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。）であつて、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

第十八条 特許庁長官は、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものと

に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(削る)

(削る)

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

(削る)

(削る)

附 則

(国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等)

第三条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法

して政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者

二 その特許発明が従業者等（特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等（同項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者

二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

附 則

(国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等)

第三条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法

<p>第七百七条第二項の規定により納付すべき特許料、同法第九百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第七百七条第二項の規定、同法第九百九十五条第四項及び第五項の規定（これらの規定を特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第五項において準用する場合を含む。）又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人（国立大学法人法第二条第二項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この条において「国立大学法人等」という。）は、国とみなす。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下この号において「承認事業者」という。）が国立大学法人等から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（前三号に掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成十九年三月三十一日までにされた特許出願に係るものに限る。）であつて、当該国立大学法人等が当該承認事業者から承継したもの</p>	<p>2</p> <p>（略）</p>
--	---------------------

<p>第七百七条第二項の規定により納付すべき特許料、同法第九百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第七百七条第二項の規定、同法第九百九十五条第四項及び第五項の規定（これらの規定を特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第四項において準用する場合を含む。）又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この条において「国立大学法人等」という。）は、国とみなす。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 承認事業者が国立大学法人等から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（前三号に掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成十九年三月三十一日までにされた特許出願に係るものに限る。）であつて、当該国立大学法人等が当該承認事業者から承継したもの</p>	<p>2</p> <p>（略）</p>
--	---------------------

○ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）（第九条関係）

改正案	
<p>（特許料等の特例）</p> <p>第九条 特許庁長官は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該特許発明を実施するために認定計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第七百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>2 特許庁長官は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の成果に係る発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）</p>

現行	
<p>（特許料等の特例）</p> <p>第九条 特許庁長官は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）について、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第七百七条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>一 その特許発明の発明者</p> <p>二 その特許発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等（以下「従業者等」という。）がした同項に規定する職務発明（以下「職務発明」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下「使用者等」という。）に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等</p>	<p>2 特許庁長官は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の成果に係る発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）</p>

）又は当該発明を実施するために認定計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数を軽減し、又は免除することができる。

(削る)
(削る)

）に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次に掲げる者であつて当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その発明の発明者
- 二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

○ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
<p>第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第七十七条第一項の規定により特許料を、同法第百十二条第二項の規定により割増特許料を、同法第百九十五条第一項から第三項までの規定により手数料を、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三十一条第一項の規定により登録料を、同法第三十三条第二項の規定により割増登録料を、同法第五十四条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第四十二条第一項の規定により登録料を、同法第四十四条第二項の規定により割増登録料を、同法第六十七条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四十条第二項若しくは第三項、第四十一条の二第二項若しくは第三項若しくは第六十五条の七第二項若しくは第三項の規定により登録料を、同法第四十三条第一項から第三項までの規定により割増登録料を、同法第七十六条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和三十二年法律第三十号）第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、</p>	<p>第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第七十七条第一項の規定により特許料を、同法第百十二条第二項の規定により割増特許料を、同法第百九十五条第一項から第三項までの規定により手数料を、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三十一条第一項の規定により登録料を、同法第三十三条第二項の規定により割増登録料を、同法第五十四条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第四十二条第一項の規定により登録料を、同法第四十四条第二項の規定により割増登録料を、同法第六十七条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第二項若しくは第三項若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第四十三条第一項から第三項までの規定により割増登録料を、同法第七十六条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和三十二年法律第三十号）第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項の規定により手数料を、工業所有</p>

料を、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により手数料を又はその他工業所有権に関する事務に係る手数料を納付するとき。

2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三条第二項に規定する雇用保険印紙、道路運送車両法第二百二条第三項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第六十九条第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙並びに特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に規定する特許印紙の形式は、財務大臣が、これを定める。

権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により手数料を、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第六十九条第一項の規定により手数料を又はその他工業所有権に関する事務に係る手数料を納付するとき。

2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三条第二項に規定する雇用保険印紙、道路運送車両法第二百二条第三項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第六十九条第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙並びに特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する特許印紙の形式は、財務大臣が、これを定める。

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十三条関係）

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の二十第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）		別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の二十第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）	
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準
一〜十二（略）		一〜十二（略）	
十三 特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）		十三 特許権の登録（特許権の信託の登録を含み、特定通常実施権の登録を除く。）	
(一)（略） (二) 専用実施権（仮専用実施権を含む。以下この号において同じ。）の設定又は保存の登録（仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたことに伴い当該仮専用実施権の設定行為で定められた範囲内において受けるも	(略) 専用実施権の件数	(一)（略） (二) 専用実施権（仮専用実施権を含む。以下この号において同じ。）又は通常実施権（仮通常実施権を含む。以下この号において同じ。）の設定又は保存の登録（仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る特許出願について特許権	(略) 専用実施権又は通常実施権の件数
	一件につき 一万五千円		一件につき 一万五千円

のを除く。)			
(三) 特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四	
(四) 専用実施権の移転又は特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録			
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	特許権又は専用実施権	一件につき千五百円	
	(以下この号において「特許権等」という。)		
	の件数		
ロ (略)	(略)	(略)	
五 (七) (略)	(略)	(略)	
十四 実用新案権の登録 (実用新案権の信託の登録を含む。)			

の設定の登録があつたことに伴い当該仮専用実施権又は登録した仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。)			
(三) 特許権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四	
(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは特許権を目的とする質権の移転の登録			
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	特許権、専用実施権又は通常実施権 (以下この号において「特許権等」という。)	一件につき千五百円	
	の件数		
ロ (略)	(略)	(略)	
五 (七) (略)	(略)	(略)	
十四 実用新案権の登録 (実用新案権の信託の登録を含む。)			

)			
(一) (略)			
(二) 専用実施権の設定又は保存の登録	専用実施権の件数	一件につき九千円	
(三) 実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四	
(四) 専用実施権の移転又は実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録			
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	実用新案権又は専用実施権 (以下この号において「実用新案権等」という。)	一件につき千五百円	
	の件数		
ロ (略)	(略)	(略)	

特定通常実施権の登録を除く。)			
(一) (略)			
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき九千円	
(三) 実用新案権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四	
(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは実用新案権を目的とする質権の移転の登録			
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	実用新案権、専用実施権又は通常実施権 (以下この号において「実用新案権等」という。)	一件につき千五百円	
	の件数		
ロ (略)	(略)	(略)	

田(七) (略)	(略)	(略)
(削る)		

田(七) (略)	(略)	(略)
十四の二 特定通常実施権の登録		
(一) 特定通常実施権(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第二条第二十六項(定義)に規定する特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権をいう。以下この号において同じ。)の設定の登録	登録件数	一件につき 十五万円
(二) 特定通常実施権の移転の登録		
イ 法人の合併による移転の登録	登録件数	一件につき 一万五千円
ロ その他の原因による移転の登録	登録件数	一件につき 三万円
(三) (一)に掲げる登録の存続期間を延長する登録	登録件数	一件につき 七万五千円
四 特定通常実施権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
五 (一)から(四)まで、(六)及び(七)に掲げる登録以外の登録	登録件数	一件につき 一万円
六 登録の更正その他の政令で	登録件数	一件につき

十五 意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)		
(一) (略)	(略)	(略)
(二) 専用実施権の設定又は保存の登録	専用実施権の件数	一件につき 九千円
(三) 意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
四 専用実施権の移転又は意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権又は専用実施権	一件につき 千五百円
	(以下この号において「意匠権等」という。)	の件数

(七) 定める登録 登録の抹消	登録件数	千円 一件につき 千円
十五 意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)		
(一) (略)	(略)	(略)
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき 九千円
(三) 意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
四 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権、専用実施権又は通常実施権	一件につき 千五百円
	(以下この号において「意匠権等」という。)	の件数

ロ (略)	(略)	(略)
四 (七) (略)	(略)	(略)
十六 (百二十四) (略)		
<p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可 (注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)又は第三十四条第二項(道路運送法の特例)の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における同法第十四条第三項(道路運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による道路運送高度化実施計画の認定又は同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、同法第二十三条第一項(道路運送法の特例)若しくは第三十四条第二項又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第十三条第二項(道路運送法の特例)の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十二條第三項(乗継円滑化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による乗継円滑化実施計画の認</p>		

ロ (略)	(略)	(略)
四 (七) (略)	(略)	(略)
十六 (百二十四) (略)		
<p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可 (注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)又は第三十四条第一項(道路運送法の特例)の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における同法第十四条第三項(道路運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による道路運送高度化実施計画の認定又は同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、同法第二十三条第一項(道路運送法の特例)若しくは第三十四条第二項又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第十三条第二項(道路運送法の特例)の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十二條第三項(乗継円滑化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による乗継円滑化実施計画の認</p>		

<p>定若しくは同法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十一条第四項(特定事業計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による特定事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。)</p> <p>(一) 第十一条第一項(貨物自動車運送事業法の特例)又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第二十二條の四第一項若しくは第二項(貨物自動車運送事業法の特例)の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項(資源生産性革新計画の認定)の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項(資源生産性革新計画の変更等)の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該許可とみなす。</p>		
(一) (五) (略)	(略)	(略)
百二十五の二 (百五十九) (略)		

<p>定若しくは同法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十一条第四項(特定事業計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による特定事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。)</p> <p>(一) 第十一条第一項(貨物自動車運送事業法の特例)又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の四第一項若しくは第二項(貨物自動車運送事業法の特例)の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項(資源生産性革新計画の認定)の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項(資源生産性革新計画の変更等)の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該許可とみなす。</p>		
(一) (五) (略)	(略)	(略)
百二十五の二 (百五十九) (略)		

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（附則第十四条関係）

改正案	現行
<p>（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許法第八十六条第一項ただし書及び第二項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項ただし書及び第二項並びに商標法第七十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（見込額の予納）</p> <p>第十四条 特許法第七十七条第一項の特許料若しくは同法第一百二十二条第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料（以下「特許料等」という。）又は第四十条第一項、特許法第九十五条第一項から第三項まで、実用新案法第五十四条第二項若しくは第二項、意匠法第六十七条第二項若しくは第二項、商標法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の手数料（経済産業省令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。）を納</p>	<p>（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許法第八十六条第一項ただし書及び第二項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに特許法第八十六条第三項（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項ただし書及び第二項並びに商標法第七十二条第二項ただし書及び第二項の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（見込額の予納）</p> <p>第十四条 特許法第七十七条第一項の特許料若しくは同法第一百二十二条第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料（以下「特許料等」という。）又は第四十条第一項、特許法第九十五条第一項から第三項まで、実用新案法第五十四条第二項若しくは第二項、意匠法第六十七条第二項若しくは第二項、商標法第七十六条第二項若しくは第二項若しくは国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項の手数料（経済産業省令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。）を納付しようとする</p>

付しようとする者は、経済産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限る。納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額（以下単に「見込額」という。）を予納することができる。

2～4 (略)

者は、経済産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限る。納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額（以下単に「見込額」という。）を予納することができる。

2～4 (略)

○ 商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号）（附則第十六条関係）

改正案	現行
<p>附則 （施行後六月間にした商標登録出願についての先願の特例）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 この法律の施行の日から六月間にした役務に係る商標登録出願については、新法第四条第一項（第十一号に係る部分に限る。）及び第八条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>附則 （施行後六月間にした商標登録出願についての先願の特例）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 この法律の施行の日から六月間にした役務に係る商標登録出願については、新法第四条第一項（第十一号及び第十三号に係る部分に限る。）及び第八条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p>(出願公開の効果等) 第十三条の三 (略) 2・3 (略) 4 第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条、特許法第五十二条の二(訴訟手続の中止)、裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百二十号)第四条の規定による改正後の特許法(以下「平成十六年改正特許法」という。)第百四条の二(具体的態様の明示義務)、第百五条(書類の提出等)、第百五条の二(損害計算のための鑑定)、第百五条の四から第百五条の七まで(秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止)及び第百六十八条第三項から第六項まで(訴訟との関係)、特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第一条の規定による改正後の特許法第百四条の三及び第百四条の四(特許権者等の権利行使の制限及び主張の制限)並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百十九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有するものが当該実用新案登録出願の出願公告前に当該実用新案登録出願に係る考案の実施の事実及びその実施をしたものを知ったときは、民法第七百二十四条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「当該実用新案登録出願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。</p>	<p>(出願公開の効果等) 第十三条の三 (略) 2・3 (略) 4 第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条、特許法第五十二条の二(訴訟手続の中止)、裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百二十号)第四条の規定による改正後の特許法(以下「平成十六年改正特許法」という。)第百四条の二から第百五条の二まで(具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び損害計算のための鑑定)、第百五条の四から第百五条の七まで(秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止)及び第百六十八条第三項から第六項まで(訴訟との関係)並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百十九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有するものが当該実用新案登録出願の出願公告前に当該実用新案登録出願に係る考案の実施の事実及びその実施をしたものを知ったときは、民法第七百二十四条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「当該実用新案登録出願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。</p>

願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。

改 正 案		現 行	
<p>附 則 （第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第二項、第三十九条第二項又は第四十八条の十二第二項の審判については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		<p>附 則 （第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第二項、第三十九条第二項又は第四十八条の十二第二項の審判については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	
第七条の二第二項	並びに第三十九条第三項	第七条の二第二項	並びに第三十九条第三項
第三十七条	第三十七条 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を	第三十七条	第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて
	並びに第三十九条第七項（第四十条の二第九項において準用する場合を含む。）		並びに第三十九条第五項（第四十条の二第五項において準用する場合を含む。）
	第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて		第三十七条 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて

請求することができる。	この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。	請求することができる。	この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。
一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第十五条の規定に違反してされたとき。	一 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。	一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第十五条の規定に違反してされたとき。	一 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。
	二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書若しくは		二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書若しくは

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五 実用新案登録がされた後において、そ

は第五項から第七項まで（第四十条の二第九項において準用する場合を含む。）又は第四十条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五 実用新案登録がされた後において、そ

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五 実用新案登録がされた後において、そ

は第三項から第五項まで（第四十条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第四十条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五 実用新案登録がされた後において、そ

の实用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により实用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその实用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、实用新案権の消滅後におい

の实用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により实用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその实用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、何人も請求することができない。ただし、实用新案登録が同項第一号に該当すること（その实用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3 第一項の審判は、实用新案権の消滅後にお

の实用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により实用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその实用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、何人も請求することができない。ただし、实用新案登録が同項第一号に該当すること（その实用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3 第一項の審判は、实用新案権の消滅後にお

の实用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により实用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその实用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、何人も請求することができない。ただし、实用新案登録が同項第一号に該当すること（その实用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3 第一項の審判は、实用新案権の消滅後にお

第三十九条 から第四十 一条まで	<p>3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。</p> <p>第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の釈明</p>
------------------------	---

第三十九条 から第四十 一条まで	<p>4 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。</p> <p>第三十九条 実用新案権者は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の釈明</p> <p>四 他の請求項の記載</p>
------------------------	--

第三十九条 から第四十 一条まで	<p>3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。</p> <p>第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の釈明</p>
------------------------	---

第三十九条 から第四十 一条まで	<p>4 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。</p> <p>第三十九条 実用新案権者は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の釈明 (新設)</p>
------------------------	---

	<p>2 前項の審判は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属した時からその審決（請求項）とに請求がされた場合にあつては、その全ての審決が確定するまでの間は、請求することができない。</p>
--	---

	<p>2 前項の審判は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は、請求することができない。ただし、同項の審判の審決に対する訴えの提起があつた日から起算して九十日の期間内（当該事件について第四十七条第二項において準用する特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一条の規定による改正後の特許法（以下「<u>新特許法</u>」）という。）第八十一条第一項の規定による審決の取消しの判決又は同条第二項の規定</p>
--	--

	<p>2 前項の審判は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は、請求することができない。ただし、同項の審判の審決に対する訴えの提起があつた日から起算して九十日の期間内（当該事件について第四十七条第二項において準用する特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一条の規定による改正後の特許法（以下「<u>新特許法</u>」）という。）第八十一条第一項の規定による審決の取消しの判決又は同条第二項の規定</p>
--	--

	<p>2 前項の審判は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は、請求することができない。ただし、同項の審判の審決に対する訴えの提起があつた日から起算して九十日の期間内（当該事件について第四十七条第二項において準用する特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一条の規定による改正後の特許法（以下「<u>新特許法</u>」）という。）第八十一条第一項の規定による審決の取消しの判決又は同条第二項の規定</p>
--	--

2| 前項の明細書又は図面の訂正は、実質上実

6| 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上

5| 第一項の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

書のうち第五条第三項第一号から第三号までに掲げる事項又は図面の訂正をする場合であつて、請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て（前項後段の規定により一群の請求項ごと）に第一項の規定による請求をする場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む一群の請求項の全て）について行ななければならない。

2| 前項の明細書又は図面の訂正は、実質上実

4| 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上

3| 第一項の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

4| 願書に添付した明細

3| 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他特許産業省令で定める関係を有する一群の請求項（以下「一群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

(新設)

(新設)

による審決の取消しの決定があつた場合においては、その判決又は決定の確定後の期間を除く。）は、この限りでない。

用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。	3	第一項第一号の場合	は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けられるものでなければならない。
4	第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。	(訂正の無効の審判)	第四十条 願書に添付した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第

用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。	7	第一項ただし書第一号に掲げる事項を目的とする訂正は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けられるものでなければならない。	8	第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。	(答弁書の提出等)	第四十条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被
-----------------------------------	---	---	---	--	-----------	---------------------------------

用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。	3	第一項第一号の場合	は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けられるものでなければならない。
4	第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。	(訂正の無効の審判)	第四十条 願書に添付した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第

実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。	5	第一項ただし書第一号に掲げる事項を目的とする訂正は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けられるものでなければならない。	6	第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても請求することができる。ただし、第三十七条第二項の審判により無効にされた後は、この限りでない。	(答弁書の提出等)	第四十条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被
------------------------------------	---	---	---	--	-----------	---------------------------------

三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。	2	第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。
--	---	----------------------------------

請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。	2	審判長は、第四十一条において準用する特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第一号の規定による改正後の特許法(以下「平成二十三年改正特許法」という。)第百三十一条の二第三項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特
---	---	---

三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。	2	第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。
--	---	----------------------------------

請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。	2	審判長は、第四十一条において準用する平成十五年改正特許法第百三十一条の二第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。
---	---	--

別の事情があるときはこの限りでない。

3) 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4) 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。

(訂正の請求)

第四十条の二 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第二項の審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条又は第四十一条において適用する特許法第一百五十三条第二項若しくは平成二十三年改正特許法第六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正

別の事情があるときはこの限りでない。

3) 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4) 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。

(訂正の請求)

第四十条の二 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第二項の審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項又は第四十一条において適用する特許法第一百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、

を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない記載の釈明

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする事。

2) 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。ただし、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第二項の審判が請求項ごとに請

その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

(新設)

(新設)

求された場合にあつては、請求項ごとに前項の訂正の請求をしななければならない。

3 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしななければならない。

4 審判長は、第一項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

5 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第三十九条第五項から第七項までの規定に適合しないことについて、当事者又

(新設)

2 審判長は、前項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

3 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第五項において読み替えて準用する第三十九条第三項から第五項までの規定に適合しないことについて、当事者又

は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

6 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書又は図面について第五十五条第二項において読み替えて準用する特許法第十七条

は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

4 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

(新設)

第一項の補正をすることが
できる期間内に限り、
取り下げることができ
る。この場合において、
第一項の訂正の請求を
第二項又は第三項の
規定により請求すること
に又は一群の請求ごと
にしたときは、その全
ての請求を取り下げな
ければならない。

8 | 第四十一条において
準用する平成二十三年
改正特許法第五百十五
条第三項の規定により
第三十七条第二項又は
第四十八条の十二第一
項の審判の請求が請求
ごとに取り下げられた
ときは、第二項の訂正
の請求は、当該請求
ごとに取り下げられた
ものとみなし、第三
十七条第一項又は第四
十八条の十二第一項の

審判の審判事件に係る
全ての請求が取り下げ
られたときは、当該審
判事件に係る第一項の
訂正の請求は、全て取
り下げられたものとみ
なす。

9 | 第三十九条第四項が
ら第八項まで、特許法
第二百二十七条、第三
十八条並びに第三百三
十一条第三項及び第四
項並びに平成二十三年改
正特許法第三百三十一
条第一項、第三項及び第
四項、第三百三十一条の
二第一項並びに第三百
三十二条第一項、第三
項及び第四項の規定は、
第一項の場合に準用す
る。この場合において、
第三十九条第七項中「
第一項ただし書第一
号」とあるのは、「第
三十七条第一項又は第
四十八条の十二第一項

(新設)

5 | 第三十九条第三項が
ら第六項まで並びに特
許法第二百二十七条、第
二百二十八条、第三百
三十一条並びに第三百
三十二条第三項及び第
四項の規定は、第一
項の場合に準用する。
この場合において、
第三十九条第五項中
「第一項ただし書第
一号」とあるのは、「
第三十七条第一項
又は第四十八条の十
二第一項の審判の請
求がされていない請
求に係る第一項た
だし書第一号」と読
み替えるものとする。

の審判の請求がされて
いない請求項に係る第
一項ただし書第一号
と読み替えるものとす
る。
(取消しの判決があつ
た場合における訂正の
請求)
第四十条の三 審判長は
、第三十七条第一項又
は第四十八条の十二第
一項の審判の審決(審
判の請求に理由がない
とするものに限る。)に
対する第四十七条第
二項において準用する
平成二十三年改正特許
法第八十一条第一項
の規定による取消しの
判決が確定し、同条第
二項の規定により審理
を開始するときは、そ
の判決の確定の日から
一週間以内に被請求人
から申立てがあつた場
合に限り、被請求人に対

(取消しの判決等があ
つた場合における訂正
の請求)
第四十条の三 審判長は
、第三十七条第一項又
は第四十八条の十二第
一項の審判の審決(審
判の請求に理由がない
とするものに限る。)に
対する第四十七条第
二項において準用する
平成十五年改正特許法
第八十一条第一項の
規定による取消しの判
決が確定し、同条第五
項の規定により審理を
開始するときは、その
判決の確定の日から一
週間以内に被請求人が
ら申立てがあつた場合
に限り、被請求人に対

対し、願書に添付した
明細書又は図面の訂正
を請求するための相当
の期間を指定すること
ができる。
(前る)

し、願書に添付した明
細書又は図面の訂正を
請求するための相当の
期間を指定することが
できる。
2) 審判長は、第四十七
条第二項において準用
する平成十五年改正特
許法第八十一条第二
項の規定による審決の
取消しの決定が確定し
、同条第五項の規定に
より審理を開始すると
きは、被請求人に対し
、願書に添付した明細
書又は図面の訂正を請
求するための相当の期
間を指定しなければな
らない。ただし、当該
審理の開始の時に、当
該事件について第三十
九条第三項ただし書に
規定する期間内に請求
された同条第一項の審
判の審決が確定してい
る場合は、この限りで

	(削る)
	(削る)

	ない。
3)	第三十七条第二項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判を請求した場合において、前二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求をするときは、その審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面を援用することができる。
4)	第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判の請求があつた場合において、第二項又は第三項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その審判の請求は、取り下げら

	(削る)
	(特許法の運用)

	れたものとみなす。ただし、訂正の請求の時にその審判の審決が確定している場合は、この限りでない。
5)	第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされなかつたときは、その期間の末日に、その審判の請求書に添付された訂正した明細書又は図面を第三項の規定により援用した同条第一項の訂正の請求がされたものとみなす。ただし、その期間の末日にその審判の審決が確定している場合は、この限りでない。
	(特許法の運用)

第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百三十条から第七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。	第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百三十二条、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十七条から第三百六十三条まで、第三百六十四条第一項、第三百六十六条及び第六十八條から第七十条まで並びに平成二十三年改正特許法第三百一十一条、第三百三十一条の二、第三百三十三条、第三百五十五条、第三百五十六条、第三百六十四条の二、第三百六十七条及び第三百六十七条の二（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。
第四十五条 第七十四條（審判の規定等の準用）及び第七	及び第七十六條（再審の請求登録前の実施による

第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百三十条から第七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。	第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百三十二条、第三百三十五条から第三百六十二条まで、第三百六十四条第一項及び第三百六十六条から第七十条まで並びに平成十五年改正特許法第三百一十一条、第三百三十一条の二及び第三百三十三条（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。
(新設)	

第四十七條 第一項	第七十六條（再審の請求登録前の実施による通常実施権）	第七十六條（再審の請求登録前の実施による通常実施権）並びに平成二十三年改正特許法第七十四條（審判の規定等の準用）
第四十七條 第二項	特許法第七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第七十九條から第八十二條まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付）	特許法第七十九條（被告適格）並びに平成二十三年改正特許法第七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）並びに第八十條、第八十一條及び第八十二條（出訴の通知等、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付）
第四十八條 第十二第二項	第三十九條第四項中「第三十七條第二項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の第十二第一項」と	第三十九條第二項及び第八項中「第三十七條第二項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の第十二第二項」と

第四十七條 第二項	及び第七十九條から第八十二條まで	第七十九條、第八十條及び第八十二條並びに平成十五年改正特許法第八十一條
第四十八條 第十二第二項	第三十九條第四項中「第三十七條第一項」とあるのは、「第三十七條第二項又は第四十八條の第十二第一項」と	第三十九條第三項中「第三十七條第二項」とあり、及び「同項」とあるのは「第三十七條第一項又は第四十八條の第十二第一項」と、同条第六項中「第三十七條第二項」とあるのは「第三十七條第一項又は第四十八條の十二

第四十八條の十二第三項	第三十七條第二項及び第三項の規定並びに特許法第百八十四條の十五第二項及び第四項（國際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）	第三十七條第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第百八十四條の十五第四項
第五十條の二	第三十七條第二項（第四十條第二項及び第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む。） 、第三十九條第四項、第四十一條において準用する特許法第百二十五條	第三十七條第三項（第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む。） 、第三十九條第八項（第四十條の二第九項において準用する場合を含む。） 、第四十條の二第九項及び第四十一條において準用する特許法第百二十八條、第四十一條において準用する特許法第百二十五條
第五十五條第二項	準用する。	準用する。この場合において、同法第十七條第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「実用新案法第三十七條第一項又は

第四十八條の十二第三項	第三十七條第二項及び第三項の規定並びに特許法第百八十四條の十五第二項及び第四項（國際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）	第三十七條第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第百八十四條の十五第四項
第五十條の二	第三十七條第二項（第四十條第二項及び第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む。） 、第三十九條第四項	第三十七條第三項（第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む。） 、第三十九條第六項（第四十條の二第五項において準用する場合を含む。）
第五十五條第二項	準用する。	準用する。この場合において、同法第十七條第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「実用新案法第三十七條第一項又は

第四十八條の十二第一項	の審判において同法第四十條第一項の規定により指定された期間が経過した後（同條第二項、同法第四十條の二第五項、同法第四十條の三又は同法第四十一條において準用する特許法第百五十三條第二項若しくは平成二十三年改正特許法第百六十四條の二第三項の規定により期間が指定された場合に於ては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九條第一項の審判において同法第四十一條において準用する平成二十三年改正特許法第百五十六條第一項の規定による通知があつた後（同條第三項の規定による審理の再開がされた場合に於ては、その後更に同條第一項の規定による通知があつた後）と	第四十八條の十二第二項の審判において同法第四十條第一項の規定により指定された期間が経過した後（同條第二項、同法第四十條の二第三項、同法第四十條の三第一項若しくは第二項又は同法第四十一條において準用する特許法第百五十三條第二項の規定により期間が指定された場合に於ては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九條第一項の審判において同法第四十一條において準用する特許法第百五十六條第一項の規定による通知があつた後（同條第二項の規定による審理の再開がされた場合に於ては、その後更に同條第一項の規定による通知があつた後）と、「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四
-------------	--	---

第四十八條の十二第一項	の審判において同法第四十條第一項の規定により指定された期間が経過した後（同條第二項、同法第四十條の二第三項、同法第四十條の三第一項若しくは第二項又は同法第四十一條において準用する特許法第百五十三條第二項の規定により期間が指定された場合に於ては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九條第一項の審判において同法第四十一條において準用する特許法第百五十六條第一項の規定による通知があつた後（同條第二項の規定による審理の再開がされた場合に於ては、その後更に同條第一項の規定による通知があつた後）と、「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四	第四十八條の十二第二項の審判において同法第四十條第一項の規定により指定された期間が経過した後（同條第二項、同法第四十條の二第三項、同法第四十條の三第一項若しくは第二項又は同法第四十一條において準用する特許法第百五十三條第二項の規定により期間が指定された場合に於ては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九條第一項の審判において同法第四十一條において準用する特許法第百五十六條第一項の規定による通知があつた後（同條第二項の規定による審理の再開がされた場合に於ては、その後更に同條第一項の規定による通知があつた後）と、「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四
-------------	--	---

第五十五条第六項	特許法第九十五条の三（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定	平成二十三年改正特許法第九十五条の四（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判若しくは再審の請求書又は第四十条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定	「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四十条の二第一項の訂正」と読み替えるものとする。
別表第五号	登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者	登録異議の申立てをする者	
別表第九号	審判又は再審を請求する者	審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者	

(新設)			第十条の二第一項の訂正」と読み替えるものとする。
別表第五号	登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者	登録異議の申立てをする者	
別表第九号	審判又は再審を請求する者	審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者（その訂正の請求をすることにより、第四十条の三第四項の規定に基づき第二十九条第二項の審判の請求が取り下げられたものとみなされる	

			場合を除く。）
--	--	--	---------

改 正 案	現 行
<p>附 則 （団体商標についての経過措置）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項の規定により商標登録出願又は商標登録の変更があつた場合の附則第十六条第一項第二号（附則第十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。</p> <p>（拒絶の査定又は審決前による商標の使用をする権利）</p> <p>第十六条 更新登録の出願について、附則第十三条第一項第一号の規定により拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した場合（他の拒絶の理由がある場合を除く。）においては、次の各号のいずれかに該当する者が、その出願に係る商標権の存続期間の満了の際現にその出願に係る登録商標の使用をしている指定役務について継続してその商標の使用をするときは、当該商標権</p>	<p>附 則 （団体商標についての経過措置）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項の規定により商標登録出願又は商標登録の変更があつた場合の附則第十六条第一項第二号（附則第十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条第四項において準用する新特許法第九十九条第二項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条第四項において準用する新特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。</p> <p>（拒絶の査定又は審決前による商標の使用をする権利）</p> <p>第十六条 更新登録の出願について、附則第十三条第一項第一号の規定により拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した場合（他の拒絶の理由がある場合を除く。）においては、次の各号の一に該当する者が、その出願に係る商標権の存続期間の満了の際現にその出願に係る登録商標の使用をしている指定役務について継続してその商標の使用をするときは、当該商標権の存続</p>
<p>の存続期間の満了の際現にその登録商標の使用をしてその指定役務に係る業務を行っている範囲内において、その役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該商標権の存続期間の満了の際現にその商標権についての専用使用権又はその商標権若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者</p> <p>2・3（略）</p>	<p>期間の満了の際現にその登録商標の使用をしてその指定役務に係る業務を行っている範囲内において、その役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該商標権の存続期間の満了の際現にその商標権についての専用使用権又はその商標権若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条第四項において準用する新特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者</p> <p>2・3（略）</p>

○特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）（附則第二十二条関係）

改正案	現行
<p>附則 （特許法の改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）に係る特許料の納付についての新特許法第百七条第二項及び第三項の規定並びに手数料の納付についての新特許法第百九十五条第四項及び第五項（これらの規定を特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第五案の規定による改正後の特許協力条約に基づき国際出願等に関する法律第十八条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国等（特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一条の規定による改正前の特許法第百七条第四項に規定する国等をいう。）」とする。</p> <p>5～15（略）</p>	<p>附則 （特許法の改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）に係る特許料の納付についての新特許法第百七条第二項及び第三項の規定並びに手数料の納付についての新特許法第百九十五条第四項及び第五項（これらの規定を第五案の規定による改正後の特許協力条約に基づき国際出願等に関する法律第十八条第四項において準用する場合を含む。）並びに第六項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国等（特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一条の規定による改正前の特許法第百七条第四項に規定する国等をいう。）」とする。</p> <p>5～15（略）</p>

○意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）（附則第二十三条関係）

改正案	現行
<p>附則 （施行後三月間にした商標登録出願についての特例）</p> <p>第七条（略） （前各）</p> <p>21・31（略）</p>	<p>附則 （施行後三月間にした商標登録出願についての特例）</p> <p>第七条（略）</p> <p>21 特例小売商標登録出願についての商標法第四条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「するもの」とあるのは、「するもの（その商標権に係る指定役務が第二条第二項に係るものである場合において、同項に係る役務について使用をするものを除く。）」とする。</p> <p>31・41（略）</p>

【附則】

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第三十条の規定は、次項に規定する場合を除き、この法律の施行の日以後にする特許出願に係る発明について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願に係る発明については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日以後にする特許出願が新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合であつて、当該優先権の主張の基礎とされた同項に規定する先の出願がこの法律の施行の日前にされたものであるときは、当該特許出願に係る発明のうち、当該先の出願に係る発明については、新特許法第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新特許法第三十四条の三第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第三十四条の五の規定は、この法律の施行の際現に存する仮通常実施権にも適用する。

4 新特許法第三十四条の三第五項の規定は、この法律の施行の日前に新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張があつた場合については、適用しない。

5 この法律の施行の日前に仮通常実施権の移転、変更、消滅又は処分の制限に係る第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第三十四条の五第二項の登録がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

6 新特許法第三十六条の二第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第三十六条の二第三項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願には、適用しない。

7 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願について登録した仮通常実施権を有する者があつた場合には、当該特許出願の放棄若しくは取下げ又は当該特許出願を基礎とする新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張に係る承諾については、新特許法第三十八条の二又は第四十一条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 新特許法第三十九条の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

- 9 新特許法第四十九条、第七十四条、第一百四条の三第三項並びに第二百二十三条第一項第六号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願については、なお従前の例による。
- 10 新特許法第六十七条の三第一項及び第二百五条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後にする特許権の存続期間の延長登録の出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許権の存続期間の延長登録の出願については、なお従前の例による。
- 11 新特許法第八十条第一項及び第九十九条の規定は、この法律の施行の際現に存する通常実施権にも適用する。
- 12 新特許法第八十二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。
- 13 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る旧特許法第九十九条第三項の登録（第七条の

規定による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「旧産活法」という。

）第五十八条第二項の規定により旧特許法第九十九条第三項の登録があつたものとみなされた場合における当該登録を含む。）がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

- 14 この法律の施行の日前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、新特許法第一百四条の三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 15 新特許法第一百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。以下同じ。）における同条第一号又は第三号に掲げる審決が確定したことの主張（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）第四条の規定による改正後の特許法（以下「平成十六年改正特許法」という。

）第四百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。）及び新特許法第四百四条の四第二号に掲げる審決が確定したことの主張（新特許法第四百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。）について適用する。

16 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料の減免又は猶予については、新特許法第百九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17 新特許法第百十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新特許法第百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権について適用し、この法律の施行の日前に旧特許法第百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権については、なお従前の例による。

18 この法律の施行の日前に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

19 この法律の施行の日前に請求された特許無効審判であつて、その審決が確定していないものに係る特許についての訂正審判については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

20 この法律の施行の日前に請求された審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

21 この法律の施行の日前にした旧特許法第百二十六条第一項又は第百三十四条の二第一項の訂正（この法律の施行の日以後にする第十八項又は第十九項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。）に係る特許の無効（旧特許法第百二十三条第一項第八号に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

22 新特許法第百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

23 新特許法第百七十八条第一項及び第百九十五条の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された特許無効審判に係る新特許法第百三十二条第三項の規定によりされる新特許法第百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の日前に請求された特許無効審判に係る旧特許法第百三十二条第三項の規定によりされた旧特許法第百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定

については、なお従前の例による。

24 新特許法第八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

25 新特許法第八十四条の四第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願には、適用しない。

26 この法律の施行の日前に登録された通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて旧特許法第八十六条第三項の規定により証明等を行わないものとされたものについての証明等については、新特許法第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

27 新特許法別表第十三号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される特許無効審判に係る手数料について適用し、施行の日前に請求された特許無効審判に係る手数料については、旧特許法別表第十三号の規定は、なおその効力を有する。

(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）第四条の二第三項において準用する新特許法第三十四条の二第五項の規定は、この法律の施行の日前に新実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張があつた場合については、適用しない。

2 新実用新案法第七条の規定は、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願又は特許出願について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願又は特許出願については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願について登録した仮通常実施権を有する者があつた場合には、当該特許出願を基礎とする新実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は当該特許出願に基づき新実用新案法第十条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、新実用新案法第八条第一項ただし書又は第十条第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第三十条の規定は、次項に規定する場合を除き、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願に係る考案について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願に係る考案については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願が新実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主

張を伴う場合であつて、当該優先権の主張の基礎とされた同項に規定する先の出願がこの法律の施行の日前にされたものであるときは、当該実用新案登録出願に係る考案のうち、当該先の出願に係る考案については、新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 新実用新案法第十七条の二、新実用新案法第三十条において準用する新特許法第四百四条の三第三項並びに新実用新案法第三十七条第一項第五号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

7 新実用新案法第十九条第三項において準用する新特許法第九十九条及び新実用新案法第二十条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する通常実施権にも適用する。

8 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る第二条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第十九条第三項又は第二十五条第四項において準用する旧特許法第九十九条第三項の登録（旧産活法第五十八条第二項の規定により旧実用新案法第十九条第三項において準用する

旧特許法第九十九条第三項の登録があつたものとみなされた場合における当該登録を含む。）がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

9 新実用新案法第二十六条において準用する新特許法第八十二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

10 新実用新案法第三十条において準用する新特許法第四百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百二十号）第五条の規定による改正後の実用新案法第三十条において準用する平成十六年改正特許法第四百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。

11 新実用新案法第三十三条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権について適用し、この法律の施行の日前に旧実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権については、なお従前の例による。

12 この法律の施行の日前に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の

例による。

- 13 この法律の施行の日前に請求された審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。
- 14 この法律の施行の日前にした旧実用新案法第十四条の二第一項の訂正（この法律の施行の日以後にする第十二項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。）に係る実用新案登録の無効（旧実用新案法第三十七条第一項第七号に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
- 15 新実用新案法第四十一条において準用する新特許法第六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。
- 16 新実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。
- 17 新実用新案法第四十八条の四第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧実用新案法第四十

八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願には、適用しない。

- 18 この法律の施行の日前に登録された通常実施権に係る情報であつて旧実用新案法第五十五条第一項において準用する旧特許法第八十六条第三項の規定により証明等を行わないものとされたものについての証明等については、新実用新案法第五十五条第一項において準用する新特許法第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（意匠法の一部改正に伴う経過措置）

- 第四条 第三条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第四条第二項、第九条、第十七条及び第二十六条の二、新意匠法第四十一条において準用する新特許法第四百四条の三第三項並びに新意匠法第四十八条第一項第三号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。
- 2 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願について登録した仮通常実施権を有する者があつた場合には、当該特許出願に基づく新意匠法第十三条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、同条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 新意匠法第二十八条第三項において準用する新特許法第九十九条及び新意匠法第三十条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する通常実施権にも適用する。
- 4 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る第三条の規定による改正前の意匠法（以下「旧意匠法」という。）第二十八条第三項又は第三十五条第四項において準用する旧特許法第九十九条第三項の登録がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。
- 5 新意匠法第三十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。
- 6 新意匠法第四十一条において準用する新特許法第四百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百二十号）第六条の規定による改正後の意匠法第四十一条において準用する平成十六年改正特許法第四百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。
- 7 この法律の施行の日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、新意

匠法第四十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 8 新意匠法第四十四条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権について適用し、この法律の施行の日前に旧意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権については、なお従前の例による。
- 9 新意匠法第五十二条において準用する新特許法第六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づき審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づき審判については、なお従前の例による。

（商標法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の商標法（以下「新商標法」という。）第九条第一項の規定は、この法律の施行の日以後にする商標登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした商標登録出願については、なお従前の例による。

- 2 新商標法第二十一条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法第二十条第四項の規定により

消滅したものとみなされた商標権について適用し、この法律の施行の日前に第四条の規定による改正前の商標法（以下「旧商標法」という。）第二十条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権については、なお従前の例による。

- 3 新商標法第三十三条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に存する特許権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。
- 4 新商標法第三十八条の二（新商標法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百一十号）第七条の規定による改正後の商標法（以下「平成十六年改正商標法」という。）第三十九条において準用する平成十六年改正特許法第四百四条の三第一項の規定（平成十六年改正商標法第十三条の二第五項（平成十六年改正商標法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）及び平成十六年改正商標法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）が適用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。
- 5 新商標法第五十六条第一項及び附則第十七条第一項において準用する新特許法第六十七条の規定は、

この法律の施行の日以後に新商標法第四十六条第一項（新商標法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、新商標法第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項若しくは第五十二条第一項、新商標法第五十三条の二（新商標法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）又は新商標法附則第十四条第一項（新商標法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の審判の確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

- 6 新商標法第六十五条の三第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する出願の期間を経過する更新登録の出願について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法第六十五条の三第二項に規定する出願の期間を経過している更新登録の出願については、なお従前の例による。
- 7 新商標法附則第三条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する申請の期間を経過する書換登録の申請について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過している書換登録の申請については、なお従前の例による。
- 8 新商標法附則第二十三条において準用する新商標法附則第三条第三項の規定は、この法律の施行の日以後

後に新商標法附則第二十三条において準用する新商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過する防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第二十三条において準用する旧商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過している防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請については、なお従前の例による。

- 9 第二項及び第六項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる手続に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下「新国際出願法」という。)第八条第四項及び第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定は、この法律の施行の日以後にする国際出願について適用し、この法律の施行の日前にした国際出願については、なお従前の例による。

- 2 新国際出願法第十二条第三項の規定は、新国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。)に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請

求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料(同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。)がこの法律の施行の日前に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

- 3 新国際出願法第十八条第二項の規定は、国際予備審査の請求につき、この法律の施行の日以後に同項に規定する手数料を納付する者について適用する。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第六条の規定による改正後の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第七条の規定による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五

十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 旧産活法第六十九条第一項の規定により手数料を納付した者による過課納の手料の返還については、なお従前の例による。

(産業技術力強化法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第八条の規定による改正後の産業技術力強化法第十七条第一項及び第十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第九条の規定による改正後の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

定める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十二条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第五百三十一号)第六十九条第一項の規定により手数料を」を削り、同条第二項中「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号中「含み、特定通常実施権の登録を除く」を「含む」に改め、同号(二)中「又は通常実施権(仮通常実施権を含む。以下この号において同じ。)」及び「又は登録した仮通常実施権」を削り、「又は通常実施権の件数」を「の件数」に改め、同号(三)中「専用実施権若しくは通常実施権」を「若し

くは専用実施権」に改め、「通常実施権」を削り、同号(四)中「若しくは通常実施権」を削り、「これらの権利若しくは特許権」を「特許権若しくは専用実施権」に改め、同号(四イ)中「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改め、同表第十四号中「含み、特定通常実施権の登録を除く」を「含む」に改め、同号(二)中「又は通常実施権」を削り、同号(三)中「専用実施権若しくは通常実施権」を「若しくは専用実施権」に改め、「通常実施権」を削り、同号(四)中「若しくは通常実施権」を削り、「これらの権利若しくは実用新案権」を「実用新案権若しくは専用実施権」に改め、同号(四イ)中「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改め、同表第十四号の二を削り、同表第十五号(二)中「又は通常実施権」を削り、同号(三)中「専用実施権若しくは通常実施権」を「若しくは専用実施権」に改め、「通常実施権」を削り、同号(四)中「若しくは通常実施権」を削り、「これらの権利若しくは意匠権」を「意匠権若しくは専用実施権」に改め、同号(四イ)中「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改め、同表第二百五号中「第二十二条の四第一項」を「(平成十一年法律第百三十一号)第二十二条の四第一項」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第十四条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「並びに特許法第百八十六条第三項(実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削る。

第十四条第一項中「第十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行の日前に登録された特許権若しくは実用新案権についての通常実施権又は特許権についての仮通常実施権に係る情報であつて前条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する旧特許法第百八十六条第三項(旧実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により閲覧又は書類の交付を行わないものとされたものについての閲覧又は書類の交付については、前条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成三年商標法改正法の一部改正)

第十六条 商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「及び第十三号」を削る。

（平成五年旧実用新案法の一部改正）

第十七条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第四項中「第百四条の二から第百五条の二まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び）」を「第百四条の二（具体的態様の明示義務）、第百五条（書類の提出等）、第百五条の二（二）に改め、「関係）」の下に「、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による改正後の特許法第百四条の三及び第百四条の四（特許権者等の権利行使の制限及び主張の制限）」を加える。

（平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 前条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法（以下「新平成五年旧実用新案法」という。）

第十三条の三第四項において準用する新特許法第百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百二十号）附則第四条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法第十三条の三第四項において準用する平成十六年改正特許法第百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。

（平成五年改正法の一部改正）

第十九条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。）」を「特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年改正法」という。）」に改め、同項の表を次のように改める。

第七条の二第二項	並びに第三十九条第三項	並びに第三十九条第七項（第四十条の二第九項において準用する場合を含む。）
第三十七条	第三十七条 実用新案登録が次の各号の	第三十七条 実用新案登録が次の各号の

一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

いずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五 実用新案登録がされた後において

二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで（第四十条の二第九項において準用する場合を含む。

）又は第四十条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされ

、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になったとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなったとき。

2 前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があったときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

たとき。

四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になったとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなったとき。

2 前項の審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が同項第一号に該当すること（その実用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。

4 審判長は、第一項の審判の請求があ

<p>第三十九条から第四十一条まで</p>	<p>第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実用新案登録請求の範囲の減縮 二 誤記の訂正 三 明瞭でない記載の釈明 <p>2 前項の明細書又は図面の訂正は、実</p>	<p>つたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。</p> <p>第三十九条 実用新案権者は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実用新案登録請求の範囲の減縮 二 誤記の訂正 三 明瞭でない記載の釈明 四 他の請求項の記載を引用する請求
-----------------------	--	---

	<p>質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。</p> <p>3 第一項第一号の場合は、訂正後に掲げる実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならぬ。</p> <p>4 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りで</p>	<p>項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。</p> <p>2 前項の審判は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属した時からその審判（請求項ごとに請求がされた場合にあっては、その全ての審判）が確定するまでの間は、請求することができない。</p> <p>3 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることができる。この場合において</p>
--	--	--

ない。

、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項（以下「一群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 願書に添付した明細書のうち第五条第三項第一号から第三号までに掲げる事項又は図面の訂正をする場合であつて、請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て

（前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む一群の請求項の全て）について行わなければならない。

5 第一項の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

6 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはなら

ない。

7 第一項ただし書第一号に掲げる事項を目的とする訂正は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならぬ。

8 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

(訂正の無効の審判)

第四十条 願書に添付した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(答弁書の提出等)

第四十条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2 審判長は、第四十一条において準用する特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による改正後の特許法（以下「平成二十三年改正特許法」という。）第百三十一条の二第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その

補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。

(訂正の請求)

第四十条の二 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条又は第四十一条において準用する特許法第五百三十二条第二項若しくは平成二十三年改正特許法第六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 実用新案登録請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正

三 明瞭でない記載の釈明

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。

2 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。ただし、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判が請求項ごとに請求された場合にあっては、請求項ごとに前項の訂正の請求をしなければならない。

3 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 審判長は、第一項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

5 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第三十九条第五項から第七項

までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

6 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみな

す。

7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書又は図面について第五十五条第二項において読み替えて準用する特許法第十七条第一項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第一項の訂正の請求を第二項又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。

8 第四十一条において準用する平成二

十三年改正特許法第百五十五条第三項の規定により第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第一項の訂正の請求は、当該請求項ごとに取り下げられたものとみなし、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る第一項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

9 第三十九条第四項から第八項まで、特許法第百二十七条、第百二十八条並

びに第百三十二条第三項及び第四項並びに平成二十三年改正特許法第百三十一条第一項、第三項及び第四項、第百三十一条の二第一項並びに第百三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第三十九条第七項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号」と読み替えるものとする。

（取消しの判決があつた場合における

訂正の請求)

第四十条の三 審判長は、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の審決（審判の請求に理由がないとするものに限る。）に対する第四十七条第二項において準用する平成二十三年改正特許法第八十一条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第二項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求す

るための相当の期間を指定することができる。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百十条から第七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百十二条、第三百五条から第五十四条まで、第五十七条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十六条及び第六十八条から第七十条まで並びに平成二十三年改正特許法第三十一条、第三十一条の二、第三十二条、第五十五条、第五十六条、第六十四条の二、第六十七条及

		び第六百六十七条の二（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。
第四十五条	、第七百七十四条（審判の規定等の準用）及び第七百七十六条（再審の請求登録前の実施による通常実施権）	及び第七百七十六条（再審の請求登録前の実施による通常実施権）並びに平成二十三年改正特許法第七百七十四条（審判の規定等の準用）
第四十七条第一項	審判又は再審の請求書	審判若しくは再審の請求書又は第四十条の二第一項の訂正の請求書
第四十七条第二項	特許法第七百七十八条第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第七百七十九条から第八百八十二条まで（被告適格、出訴の通	特許法第七百七十九条（被告適格）並びに平成二十三年改正特許法第七百七十八条第二項から第六項まで（出訴期間等）並び

	知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)	に第八十条、第八十一条及び第八十二条（出訴の通知等、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付）
第四十八条の十二第二項	第三十九条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と	第三十九条第二項及び第八項中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第二項」と
第四十八条の十二第三項	第三十七条第二項及び第三項の規定並びに特許法第八十四条の十五第二項及び第四項（国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）	第三十七条第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第八十四条の十五第四項
第五十条の二	第三十七条第二項（第四十条第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、	第三十七条第三項（第四十八条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第八項（第四十条の二第九項

	<p>第四十一条において準用する特許法第二百二十五条</p>	<p>において準用する場合を含む。) 、 第四十条の二第九項及び第四十一条において準用する特許法第二百二十八条、 第四十一条において準用する特許法第二百二十五条</p>
<p>第五十五条第二項</p>	<p>準用する。</p>	<p>準用する。この場合において、同法第十七条第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは「、実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後（同条第二項、同法第四十条の二第五項、同法第四十条の三又は同法第四十一条におい</p>

		<p>て準用する特許法第二百五十二条第二項若しくは平成二十三年改正特許法第六十条の二第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する平成二十三年改正特許法第二百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）」と、「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四十条の二第一項の訂</p>
--	--	---

		正」と読み替えるものとする。
第五十五条第六項	特許法第九十五条の三（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定	平成二十三年改正特許法第九十五条の四（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判若しくは再審の請求書又は第四十条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定
別表第五号	登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者	登録異議の申立てをする者

別表第九号	審判又は再審を請求する者	審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者
-------	--------------	---------------------------

（平成五年改正法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 この法律の施行の日前に請求された附則第十七条の規定による改正前の平成五年旧実用新案法（以下「旧平成五年旧実用新案法」という。）第三十七条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判であつて、その審決が確定していないものに係る実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについての審判（次項において「訂正の審判」という。）については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正の審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

- 4 この法律の施行の日前にした旧平成五年旧実用新案法第三十九条第一項又は第四十条の二第一項の規定による訂正（この法律の施行の日以後にする第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。）に係る実用新案登録の無効（旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項第二号の二に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
- 5 前条の規定による改正後の平成五年改正法附則第四条第二項において読み替えられた新平成五年旧実用新案法（以下「読替え後の新平成五年旧実用新案法」という。）第四十一条において準用する新特許法第百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。
- 6 新平成五年旧実用新案法第四十七条第一項及び読替え後の新平成五年旧実用新案法第五十五条第六項において準用する新特許法第百九十五条の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十一条において準用する新特許法第百三十三条第三項の規定によりされる新平成五年旧実用新案法

第四十条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る旧平成五年旧実用新案法第四十一条において準用する旧特許法第百三十三条第三項の規定によりされた旧平成五年旧実用新案法第四十条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定については、なお従前の例による。

- 7 読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第百八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。
- 8 新平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る手数料について適用し、施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る手数料については、旧平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、なおその効力を有する。

(平成八年商標法等改正法の一部改正)

第二十一条 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第四項中「において準用する新特許法第九十九条第一項」を削る。

附則第十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「において準用する新特許法第九十九条第一項」を削る。

(平成十五年改正法の一部改正)

第二十二條 特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項中「第五条」を「特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第五条」に、「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改める。

(平成十八年意匠法等改正法の一部改正)

第二十三條 意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(調整規定)

第二十四條 この法律の施行の日が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日前である場合には、第七条のうち産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十六項及び第二十七項を削る改正規定中「第二条第二十六項及び第二十七項」とあるのは、「第二条第二十七項及び第二十八項」とする。

2 前項の場合において、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律のうち産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条中第二十一項を第二十項とし、第二十一項から第二十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「すべての」を「全ての」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項を同条第二十七項とする改正規定中「繰り上げ、同条第二十七項中「すべての」を「全ての」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項を同条第二十七項とする」とあるのは、「繰り上げる」とする。

○経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局 特許室一覧

・北海道経済産業局特許室

〒060-0807

札幌市北区北7条西4丁目 新北海道ビルディング12階

電話番号 011-747-8252 Fax:011-746-7359

・東北経済産業局特許室

〒980-0014

仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台本町ビル7階

電話番号 022-223-9730 Fax:022-262-5906

・関東経済産業局特許室

〒330-9715

さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館9階

電話番号 048-600-0319 Fax:048-601-1303

・中部経済産業局特許室

〒460-0008

名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビルB2階

電話番号 052-223-6604 Fax:052-223-6524

・近畿経済産業局特許室

〒540-8535

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館3階

電話番号 06-6966-6016 Fax:06-6966-6064

・中国経済産業局特許室

〒730-8531

広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎3号館1階

電話番号 082-224-5625 Fax:082-224-5646

・四国経済産業局特許室

〒761-0301

高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階

電話番号 087-869-3790 Fax:087-869-3790

・九州経済産業局特許室

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎6階

電話番号 092-481-2468 Fax:092-481-2496

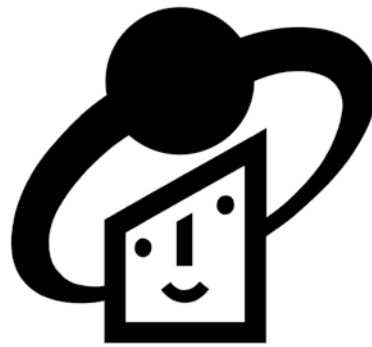
・内閣府沖縄総合事務局特許室

〒900-0006

那覇市おもろまち4-17-9 TNビル4階

電話番号 098-867-3293 Fax:098-867-3286

産業財産権制度シンボルマーク



問い合わせ先一覧

- ◆特許庁所在地 〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
- ◆開庁日 月～金曜日(平日)
- ◆問い合わせ受付時間 9:00～17:30
- ◆電話<特許庁代表> 03-3581-1101(音声ガイダンスに従って操作してください)

○<法改正事項一般について>

- ・産業財産権四法に関すること
総務部 総務課 制度改正審議室
内線 2118 Fax:03-3501-0624 E-mail: PA0A00@jpo.go.jp

○<各改正事項について>

- ・通常実施権等の対抗制度の見直しに関すること
総務部 総務課 制度改正審議室
内線 2118 Fax:03-3501-0624 E-mail: PA0A00@jpo.go.jp
- ・冒認・共同出願違反の出願に係る救済措置の整備に関すること
総務部 総務課 制度改正審議室
内線 2118 Fax:03-3501-0624 E-mail: PA0A00@jpo.go.jp
- ・審判の制度に関すること
審判部 審判課 審判企画室
内線 5854 Fax:03-3584-1987 E-mail: PA6B00@jpo.go.jp
- ・特許関係等料金制度に関すること
総務部 総務課 調整班
内線 2105 Fax:03-3593-2397 E-mail: PA0260@jpo.go.jp
- ・発明の新規性喪失の例外規定の見直し等に関すること
特許審査第一部 調整課 審査基準室
内線 3112 Fax:03-3597-7755 E-mail: PA2A10@jpo.go.jp
- ・出願人・特許権者の救済手続の見直しに関すること
総務部 総務課 法規班
内線 2106 Fax:03-3593-2397 E-mail: PA0230@jpo.go.jp
- ・商標権消滅後一年間の登録排除規定の廃止に関すること
審査業務部 商標課 商標制度企画室
内線 2806 Fax:03-3580-5907 E-mail: PA1T80@jpo.go.jp

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。